

34
308



始



10-219

34-308

增訂
國交大辭典

賜
天
覽

2. 2. 0

國史大辭典序

世継ぶをまにまにめ影むるこの其の國
人ふ缺くべしとて今も古もかゝるはな
さはまゝなむべしやし申なる蓬の島と
よふ山見らむしとらほんまゝに大は
國のそのの勢とたの力とくまゝに
明治廿七年支那と戦ひし結果の四方

ハ方々々々の自伝なきが國史の研窮
ヲ志すべし。今人多くなりぬるを
みるに、このころの事、好むに研究を
彼の人のこのやうな事、なす事
より進んで講究し、この既にの事
實を徴して、其の特長を、其の實を、
一國の富強、兵の強弱、(其、その)

事、このやうな事、一國民の道、
このやうな事、其の重なる、この
むすむす、このやうな事、
一、其の知識を得易く、この
に、おきて完全なる國史辭典、この必要
を、このやうな事、この見、高き、
書、この編纂、このやうな事、早川、八代、井野邊

の三氏に詢りて之を考ふにせしめ一は實に
明治二十年なりき其後三氏専ら事なり
況んば萩野文學博士監修の任に當りはと
めしむと十とせしむ此頃漸く業成り
て將に印刷をうへむを能くしめたるふ
所代摩りて三子と名ふほどの史實或細
羅一明晰なる解説を施し或は畫を挿

こを釋義の事とせしむ所を補ひ或は年表
を添へて歴史の要件の通覧に便
したるなどこれほどに考へて見しことなき
好著とおおゆ只憾なるは見立美齡短く
してこの書乃ち成るべしとせしむれど
此書せよとせしむるなりや御國の爲に貢獻す
とせしむるなりや御國の爲に貢獻す

と遂にたれといふべし。茲ふそのより成る
しとてなるとなり。傳へて編纂者諸君乃
ひきつらるる成謝す

明治甲午年一月

正信伯爵佐佐木高行

漢在正信書

國史大辭典ノ序

幕府ノ末、某ト云ヘル顯官ノ歐洲ニ
使ヌルコトアリシニサル友ヨリ祖道ノ贈リ
物トシテ歷朝ノ御謚號年号ナドヲ手
ツカテ抄記セル一冊子ヲ受テタリ歸朝
ノ日友ヘ、挨拶ニ西洋人ノシヅク本邦ノ
事ヲ問ヒケルニ若シ名ノ賜モノ無カリシ
ナラバワレ殆ンド危ク到ルトコロニ身ト國

トノ耻辱ヲ遺シ、ナラン小冊子ノ賜物
實ニ千金ノ贖ニモ勝レルヲ覺エヌト云
リトゾ其國ニ生レテ其國ノ事ヲ知ラズト
アリテハ紳士淑女トシテノ素養ヲ缺ク
ミナラズヤカテ報本反始ノ情ニ薄ク
忠君愛國ノ操ニ乏シキヲ表ハスモノ
ナレバカノ顯官ノ挨拶ハ衷心ヨリ出デ
タル喜びノ辭ナリシナルベシ過キニシ

半百年ノ間ニ公私ノ用務ヲ帯ビテ歐
米ニ行キシ人ハ蓋シ幾萬ソノ中ニハ
此類ノ小冊子ヲ携ヘザリシタメニ可惜
紳士ノ廣人稠座ノウチニ面ヲ打赤メシ
モ少カテザリケラレ

上下三千年南小一千里ソノ間ニアテハレタ
リシ史上ノ事柄ハマユトニ魚量ト云フベシ
之ヲ知リ悉サンコトハ其道ノ人ト云フトモ企

テ及ブベクモアラズニカモ過去アリテ今
日ナリ國民ハ一般ニ或ル程度マデ國史
上ノ知識アルヲ要求セラルサレバ近來
我が邦ノ過去ヲ知ルベキ各方面ノ辭
書多ク出ヅ辭書ノ多キハ其邦ノ文化
ヲ測ルベキ尺度トモ云ハルレバトリクニ
喜ハシキ限リナルガワレハ八代早川井
野邊ノ三君ノコノ國史大辭典ノ出テ

タルヲ見テ特ニ歎ビノ聲ヲトゴムル能ハ
ザルナリ三君ハ早ク業ヲ國學院大學ニ
修メテ學問ノ根柢ヲ固クセラレタルハ更
モイハズ八代井野邊ノ兩君ハ職ヲワガ
史料編纂ノ掛ニ奉ジテ多クノ書類ヲ
涉獵スルノ便ヲ有シ而シテ早川君ト共ニ
勤勉篤學ノ譽アリ之ニ加フルニ監修ニハ
ワガ畏友萩野博士ノアルコトナレバワレハ

初ヨリ其成切ヲ疑ハズ人或ハコノ書ノ豫
定ノ時ニ出デガルヲ難ゼシ折ニモ竊ソ
ノ後ルレバ後ル、ホド完璧、近ツクベキヲ
喜ビタリキ今ヤ其書ノ成レルヲ見ル果
シテ多クノ特長ヲ具ヘテワガ豫想ノ
違ハザリシヲ明カニシヌ特長トハ人物地
理、器財、故實ハモトヨリ多クノ史的名魁
ヲ網羅シタルコト其ニツナリ収メ載セラシ

事柄、夥シキニカ、ハラズ叙述整然トシテ
簡明ナルコト其ニツナリ引證、該子備ハリ評
論、穩健ナルヲ其ニツナリ出ホノ心シキ因
畫ヲ挿ミテ本文、不足ヲ補ヘルコト其四
ナリ中ニモ重要ナル事柄ニ就キテハサキ
ノ人ノ長篇大作ヲ嚼ミ碎キテ専門家ナ
ラヌ人ニモ解シ易キヨウニ綴リシカモサキ
ザキノ人、説ニ盲従セズ編者ノ精密ナル調

查ト卓絶ナル見識トニヨリテ訂正セラレタル
トコロ多キハ喜ブベキコトニテフト打見タルト
ロニテモ淳和院在園、關東卅三觀音兩
統迭立ノ條ノ如キハシカ思ハル、一二ナリ
ケリワレ深ク三君ノ學ニ篤キニ感ジ多
年ノ辛苦ノ甚ダ大ナリシヲ想フアハレ國
民ハコノ書ヲ獲テ一ツノ良キ師友ヲ増シ
タリワレラ専門家ハ之ニヨリ忠實敏捷

ナル一ノ助手ヲ得タリト云フベシカ、ル大著
述ノコトナレバ微歎ノ絶エテ魚カラシコトハ望
ムベカラズサレドモヨシ少シノ遺漏ハアリトモ陳
列ノ方法ニヤ、慊ラヌトコロハアリトモ此國史
界ノ大博覽會ノ功績ハ何人カ之ヲ稱ハ
カルベキ

编者ノワレニ一言ヲ需メラルニ當リ先ヅ思
ヒ出テラルハカノ幕末ノ顯官ノ話ナリ國史ノ

知識ノシカク種カリシ時代ヨリ今ノサマニ
至レルヲ考フルトキハサテハ大御代ノ文運
進歩ハコノ分野ニモ遅カラザリケリト喜バ
ル、ナリコレヨリノ後ハワレモ諸名ト同ジク
努カシテマス、斯界ニ進マンカナ

明治四十一年一月 三上參次識ス

一榻ノ上ニ卧シテ萬里ノ波濤ヲ駕スル
モノハ汽船是レナリ茵席ノ中ニ坐シテ千
里ノ山川ヲ渉ルモノハ汽車是レナリ之ニ
アラカンバ有無ヲ相通スルコト能ハズ之ニ
アラカンバ文明ヲ相輸スルコト能ハズ故ニ
一步ヲ舉ゲヌシテ世界ヲ周覽スルコトヲ
得ルモノハ實ニ交通機關ノ賜モノナリ
天地ヲ極メ古今ニ亘リ渺茫トシテ際涯ヲ

この編纂は、その内容の豊富さと、その形式の美観と、その印刷の精巧と、その紙張の堅固と、その装丁の豪華と、その流通の廣く、その功利的に、その大辭典の
その内容の豊富さと、その形式の美観と、その印刷の精巧と、その紙張の堅固と、その装丁の豪華と、その流通の廣く、その功利的に、その大辭典の
その内容の豊富さと、その形式の美観と、その印刷の精巧と、その紙張の堅固と、その装丁の豪華と、その流通の廣く、その功利的に、その大辭典の
その内容の豊富さと、その形式の美観と、その印刷の精巧と、その紙張の堅固と、その装丁の豪華と、その流通の廣く、その功利的に、その大辭典の
その内容の豊富さと、その形式の美観と、その印刷の精巧と、その紙張の堅固と、その装丁の豪華と、その流通の廣く、その功利的に、その大辭典の
その内容の豊富さと、その形式の美観と、その印刷の精巧と、その紙張の堅固と、その装丁の豪華と、その流通の廣く、その功利的に、その大辭典の

日露ノ役我が武維レ揚リ天下驚嘆シ
争ウテ國史ヲ窺ハントス而シテ國史ノ領
土タル邈トシテ尚ホ未ダ闢ケズ埃莽天ニ
連ナルノ概アリ先輩諸氏ノ之ガ火柱トナレ
ルモノ其人ニ乏シカラズト雖凡一般ノ交通
機關ニ至リテハ未ダ詰ク之ヲ布設セルモノ
アラズ或ハ之アルモ一局部ニ止マル縦横貫
通シテ殆ンド至ラザル所ナキハ初メテ此書ニ

ボテ之ヲ見ル而シテ其成ルヤ天下曉望ノ
際ニ會ス啻ニ国史界ヲ惠スルノミナラス併セ
テ帝国ノ發展ヲ助クルモノアルヲ疑ハザルナリ
八代早川井野邊三君以ニ史學ヲ修メ國
史ノ荒昧ニルヲ憂ヒ辭典纂修ノ志アリ
拮据十年ニシテ克ク此編ヲ成セリ而シテ三
君ノ熱心ナル先輩ノ説論ニ満足セス更ニ進
ミテ研究ヲ試ミ帝室御領ノ沿革莊園ノ

變遷關東ノ名義倭寇ノ顛末ノ如キ創
見新意ヲ發揮セルモノ少ナカラズ殊ニ記録
中ニ見ハレタル時代語ヲ採收シ各種ノ古文
書ヲ掲ゲテ其様式ト内容トヲ説明シ以テ
根本ノ研究ニ資セルガ如キハ尤モ用意ノ深
切ナルヲ見ルベシ況ヤ萩野博士ノ博宏ナルヲ
以テ之ガ監修ヲナセルヲヤ国史ノ領土是ヨリ
シテ漸ク開ケ安車ニ駕シテ坦路ヲ馳スルノ想

アラン

然リト雖凡辞書ノ完備スルニ随ヒテ唯是レ
ニ之レ依頼シテ漸ク根柢ヲ究治スルノ學風
ヲ失ヒ交通機關ノ整頓スルニ伴ヒテ擔登
跋涉ノ壯心ヲ銷磨セシム辞書愈々備ハリテ
學力愈々衰へ機關益々整ヒテ脚力益々
弱カラントスルハ亦自然ノ趨勢ナリ故ニ善ク
交通機關ヲ用フルモノハ猶ホ万里ヲ踏破スル

ノ雄心ヲ存シ善ク辞書ヲ用フルモノハ猶ホ万
卷ヲ讀破スルノ勇氣ヲ失ハズ此心ヲ以テ此
利器ヲ用ヒバ帝國ノ文明ヲ推進擴張ス
ル所以ノモノ殆ンド測リ知ルベカラザルナリ

明治四十一年一月

田中義成撰并書

世に釋曲のまゝ出づれば乃問を容易に成し得
まふの業に—且久華に隆運を證す所
以かきばそのまゝ成りむるを以て成す事
形も終極まで水の器もあらずに氣の形も
流ぶるごとくよくを器を見まて水の性を解す
るその形も知らずして氣も謂を流す事何ら
或は似て流す事解説となり又尚を隔るる
故ま心地をわすれりや—七國史を當時の事實
を傳へたるも終る事勿論に其の形もよく
知るその形も解さば器をよく見まて水の性を流

凡例

- 一本書は、上神代より下明治維新に至るまで、凡二千五百年間に於ける史的事項を網羅したり。
- 一本書は、五十音順によりて排列し、漢字音は、務めて正音に従ひたれども、キ、エ、チ、ン等は、便宜上之をイ、エ、オ、ムの中に合叙したり。
- 一本書の名目は、普通の稱呼に従うて掲げ、異名あるものは、別にその目を掲げて、対照を附したり。
- 一本書は、各項目毎に、多くは名義、起原、沿革等の分類を施し、且つ一事項中に含まれたる重要な事項は、標出して、同じく検索の便を圖れり。
- 一本書は、務めて根本史料に據りて、編纂したれども、諸先輩によりて、既に研究せられしものは、多くその説を撮要し、又は補足したるもあり、すべて引用書を註して、出所を明かにせり。
- 一本書は、附録として國史年表、畫引索引を收めたり。

一本書に、挿入すべき別摺参考圖は、裝釘上遺憾ながら、國史年表と併せて之を別冊としたり。

一本書は、務めて正確を期したれども、編者の淺學なる、或は誤謬あらんことを恐る、もし諸賢の示教を賜はらば幸甚なり。

一本書編纂中、又は印刷着手後にも、改竄修正を加へたるを以て、前後精粗一ならず、体裁の一致を缺くに至れるは、編者の深く遺憾とする所なり、是等は、再版を期して訂正を加ふべし。

一顧みれば、明治二十九年の頃なりき、編者は、國史に關する適當の参考書なきを慨し、國史辭典の編纂を企圖し、佐佐木高美氏に、其意を告げたるに、同氏は、夙に此種の書を編纂せば、世を裨益する所多かるべしと思考せられし際なりしを以て、いたく此舉を賛して、多大の援助を與へられたり、是に於て、同三十年より編纂に着手し、尋で恩師文學博士萩野由之先生の監修指導を仰ぎて、拮据經營し、同三十九年に至りて稿成る、其間通じて、編纂に従事せるは、八代、早川にして、初に事を共にせる、中村富哉、田窪千秋二氏は、中途に去り、井野邊は後に參加せ

り、また着手について、力を添へられたる佐佐木氏は、不幸にして三十五年七月に卒去せられ、本書の出版を見るに及ばれざりしは、編者の痛歎に堪へざる所なり。

一東京帝室博物館、東京帝國大學史料編纂掛の厚意によりて、各その所藏の圖書文書等の借覽を許され、爲めに非常なる便益を得たり、又國學院大學にても、便宜を與へられたること多し、謹で謝意を表す。

一本書の編纂に關しては、故内藤耻叟文學博士三上參次、同田中義成、同井上頼國、同小杉樞邨、同松本愛重、同白鳥庫吉、同市村瓊次郎の諸先生、及び文學博士黑板勝美、和田英松、三浦周行、今泉雄作、高橋健自、山田安榮、渡邊世祐、芝葛鎮、鷺尾順敬、關保之助、赤堀又次郎、黒川眞道、堀田璋左右、芝葛盛、藤田安藏、雨谷幹一、萩野懷之、田邊勝哉、山本信哉、澤田章、上地信成、田邊富吉、公田連太郎、神戸龍治の諸氏、或は指導の勞を取られ、或は材料を供給せられ、或は注意と助力とを與へられたり、謹で謝意を表す。

一本書出版につきては、山田安榮、林縫之助二氏を煩はしたること尤も多し、又木

版彫刻は、木村徳太郎、吉田六三郎、大塚祐次、木版印刷は、松井三次郎、藤浪銀藏、石版は、竹平吉藏、寫眞石版は、角田吉三郎諸氏の勞によれり、猶本書の印刷に就きては、屢々七校八校の多きに達し、且つ組替、改版等のことありしにも係はらず、内外印刷會社の役員諸氏及び技手高橋赤次郎、山内鉄次郎氏等の厚意によりて、完了することを得たり、こゝに謝意を表す。

編纂者識す

同、明治四十一年一月、日本文學史、山内鉄次郎、大塚祐次、角田吉三郎、竹平吉藏、藤浪銀藏、松井三次郎、木村徳太郎、吉田六三郎、大塚祐次、木版印刷は、松井三次郎、藤浪銀藏、石版は、竹平吉藏、寫眞石版は、角田吉三郎諸氏の勞によれり、猶本書の印刷に就きては、屢々七校八校の多きに達し、且つ組替、改版等のことありしにも係はらず、内外印刷會社の役員諸氏及び技手高橋赤次郎、山内鉄次郎氏等の厚意によりて、完了することを得たり、こゝに謝意を表す。

増訂再版縮刷に就て

- 一 本書を再版縮刷するに當りて、編者の意に任せて改修するを許さざる事情あり、止むを得ず、初版によりて筆を加へ訂正し、誤謬の多きものは増補の部に更に再出せり。
- 一 再版縮刷に當りて誤謬を直し、誤植を正したる處千數百箇所の多きに及べり、初版に比して、世を誤ること少きを覺ゆ。
- 一 別摺参考圖は、初版の内特に不必要と認めたるもの數種を割愛し、新に御即位圖、高御座圖等を加へて、各其箇條に挿入して、閱覽に便にせり。
- 一 増補は本文と同じく、五十音の順序によりて排列したり。
- 一 増補訂正するに當りて、學友阪本廣太郎氏、伊藤千可良氏、文學士齋藤勵氏より、助力と注意とを受けし點多し、謹て謝意を表す。

大正元年十一月

編纂者識す

國史大辭典

あ

ア井 藍 藍は物を青に染むる故に名づかる色、淡藍と同じ、藍は物を青に染むる故に名づく、此色は衣服絹布を染めてあやをなし、その物質を強くするといふ。○襦袢子彩半襟半襟等の裝束をば此色にて染め、天皇皇后夏秋二季の著御と爲し給ひ、單は中宮四時の著御となす。○縫殿寮式に據れば綾一匹に藍半圓貫八兩、第一匹に藍半圓貫八兩、綾一駒に藍半圓貫八兩を用ふといふ。○深藍、中藍、白藍(縫殿寮式に何れも染料見えたれど之を略す)二藍(フキアキ參看)等あり(延喜式、裝束色、東鑑、農業全書)。

ア井カハ 藍草 地を藍色にて染めたる草、地を藍に染めて白く小紋などを染め出せし草をば小紋の藍草といふ。源平盛衰記に其稱見たり、なほ長祿明應の頃の書に見えたる高瀬草もこれとおなじものなるべし(貞丈雜記)。

ア井カフノコホリ 愛甲郡 「アユカハノコホリ」を見よ。

ア井カヂヤカ 藍瓶役 普屋役(コウヤカ)を見よ。

ア井キヤウノマモリ 愛敬守 江戸時代に諸大名婚儀の時、新婦が許に懸くる守、本尊は人により流儀によりて異なるべきも、小笠原流にては如意輪觀音を用ひたりき、詳しくは夫婦愛敬の守といふを正しとす、古くは婚禮の時のみに限らず、慶く用ひしがごとく(櫻田葉、屠龍工圖案、婚禮法式、婚禮具出之部)。

ア井シラチノカハ 藍白地草 白き草に藍にて紋を出したるを云ふ。○藍白地の草をば、更に藍に染め返し(返し)は藍の上を又黄に染め返すを云ふ(たるものにて成したる藍白地草返と云ふ保元物語官軍方々手分の條に云、大將とおぼしき者

のからんのひた、れにあぬしら地のきにかへしたるよるひきて云々(軍用記、貞丈雜記)。

ア井スカゲリウ 愛洲陰流 愛洲惟孝(又移香に作る)が創めたる假術の流派。○惟孝は室町時代の末年即戦國の頃の人にして日向國鶴橋の岩屋に坐籠し、靈夢を得て遂に一派を爲すと云ふ(武術流風録、武術小傳、武備志)。

ア井ヌリ 藍摺 山藍にて花鳥などの模様の摺り出だせるもの、昔撰アサズリ(小品衣(チミノ)ロモ)參看。

ア井ンホフ 愛染法 愛染明王を本尊として、敬愛及び息災を祈る法、瑜祇經云、若持愛染王根本一字心此障即除滅、不得少親近云々。○愛染明王は延慶寺にて専ら習學したりしが、後三條天皇東宮の時、小野成實僧都御持僧となり此法を修せしに幾くもなくして即位あり、因て天皇大に御依し、愛染明王の像を白河天皇に奉授し、白河天皇信受の後、法勝寺圓堂に之を奉安す、爾來東寺にて専ら之を行ふに至る(諸法要略抄)。

ア井ンミヤウウ 愛染明王 佛經にて明王の一、愛染を同する神、身色日の光の如くして蓮臺座中に住す、三目威怒の形を現はし、首髻に獅子

ア井 アイカ

ア井カ ア井シ

ア井ス アイセ

冠を頂く、六臂に持鈴金剛の弓箭及び蓮華を持す、結跏趺坐して赤蓮花の上に在り、蓮花下に寶瓶あり、兩手に諸寶を吐く、能く大施法を成し一切の惡心を滅滅せしめ、無上菩提の法財を施すと云へり、愛染法(アイセンホフ)參看(尊容抄、佛敎いろは辭典)



アイタノコホリ

秋田郡(飽田) 羽後國(舊出羽國) 桓武天皇延暦二十三年十一月秋田城を停めて都を遷す(國體古語集)の地なり、書紀に、飽田と書す、齊明天皇四年四月、越國守阿倍比羅夫兵を率ゐて之を攻め降し、其管轄に歸せしが、後再び蝦夷となる、天平五年十二月出羽將を秋田村高清水(今の泉村)に遷し、尋で秋田城を立つ、延暦の時に至りて郡となる、戰國の際、秋田氏其西北隅を割て槍山郡と稱す、古の淳代郡の地なり、正保圖に之を載す、明治十三年南北秋田二郡となす、(郡名異同一覽、國郡沿革考)

アイタノコホリ

英多郡(英田) 所作 美作國(舊備前國) 延喜式に始めて見ゆ、和名抄に英多(アイタ) 國守、吉野(ヨシノ) 大野(オホノ) 廣甘(ヒロカミ) 大原(オホハラ) 栗井(クリイ) 廣井(ヒロイ) 增原(ナラハラ) 林野(ハヤシノ) 巨勢(コセ) 川會(カハアヒ) 等の十三郡あり、中世北方の地を割て吉野郡を置く、正保圖英田に作り、寛文中中英多に復し、元祿以後復英田に作り、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

アイタノコホリ

朝所 關西大政官廳の中に在る一所にて、參議以上の者食事をなす間、アイタノコホリ、アシタノコホリとも云ふ、大政官廳に朝食處、九記に朝禮所、六角中納言記に朝所、玉葉指圖に朝禮に作る關西大政官廳の東北に在り、地を占むること南北十一丈東西十六丈、關西身合の廣さ五間にて板敷なり、北は壁、東西南は廊にて、東及び西に土庫あり、四方に三階の石段あり(延喜式、枕草紙、大内裏圖考)

アイチノコホリ

愛智郡(愛知) 尾張國(舊尾張國) 書紀神代卷の一書に尾張國音湯市村見え、景行天皇五十一年の紀に年魚市あり、元明天皇和銅二年五月始めて愛知郡見ゆ、萬葉集年魚道とも阿智知とも書す、和名抄に、中村(ナカムラ) 千電、日部(ヒサヒ) 大毛(オホモ) ホク(ホク) 物部(モノノベ) 厚田(アツタ) 作良(サキヨシ) 成海(ナリミ) 等の郷あり、正保圖愛知、元祿圖愛智に作り、天保以後また愛知とし、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

アイノカタ

愛方 關西戸塚氏、初名丁子、後ち愛子と改む、家康に侍して四郡の局と稱す、法名は寶蓮院松養貞大姉關西戸塚五郎忠春の女、關西天正六年徳川家康の侍女となり寵あり、秀忠及び忠吉を生む、天正十七年五月十九日死す年廿八、駿河國龍泉寺に葬る、寛永五年七月後一位を追贈し一品大夫人の勲許を得たり(以貴小傳、將軍外戚傳)

アウシウケイタウ

奥州街道 五街道(コカイダウ)を見よ 奥州管領 奥州アウシウケイタウ 奥州征伐 源頼朝元暦二年平氏を滅ぼし勢を得るに及び、弟義經と隙を生ず、義經近畿に逃る、文治元年十一月義經の搜索を名とし、守護地頭を置くに及び、天下の權全く頼朝に歸す、義經身を容るゝ所なく三年二月終に陸奥國平泉に至り鎮守府將軍藤原秀衡に據る、秀衡は祖父基衡以來奥羽兩國を管領し、國富み兵勢盛にして獨り頼朝の幕下に隨はず頼朝其富を羨み且つ後継の念に絶ざるを以て常に之を併呑せん事を思へり、是に於て秀衡義經を授けしを以て、謀叛人を擁護するの罪を責め、文治三年朝廷に奏請して再度宣旨院下文を下し義經を追討せしむ、秀衡命を奉ぜず、文治三年十月秀衡卒す、遺命して兄弟を成め、協力して義經を大將軍とし翼戴し奥羽二州を失ふ事勿らしむ、是に於て其子泰衡秀衡に襲きて二州を管す、頼朝之を憐れし朝廷に奏請して四年二月二十一日宣旨を下し院下文を出して泰衡等をして義經を捕逐せしむ、泰衡命を奉ぜず、十月廿五日再び宣旨院下文を下して捕逐せしむ、泰衡止むを得ず、父の遺命に背き、文治五年春兄忠衡弟頼朝を殺し、同四月三十日義經を衣河館に襲ふ、義經軍敗れ、妻子を殺して自殺す年三十一、尋で頭を櫻越浦に持参す(關西圖是より先き、京都にては群盜起り、延暦寺

アウシウケイタウ

の惡僧等之に與みず、頼朝藤原能保及び延暦寺僧主に命じて之を鎮めしむ、五年正月京都守護の武士北條時延延暦寺の惡僧千光房七郎を捕ふ、懷中に義經の消息あり、京都の公卿等亦之に與みず、泰衡追討の宣旨を下さんことを請ひ、併せて義經與藤原の公卿を解官せんとを請ふ、三四月に亘り重て追討宣旨を請ふ、朝議猶豫す、既にして義經謀せられしを以て、之を聽さず、六月七月頃に使を遣して奏請せしむ頼朝を許されず、此間頼朝使を奥州に出して泰衡の形勢を偵察し、且つ御家人を集めて泰衡征伐の準備を調へり、雖も、未だ勅許なきを以て頗る出兵に困む、依そ大庭景能にこれを謀る、景能口中將軍の命を聞て天子の詔を聞かず、已に奏聞する上は、勅許の有無によるべからずと、頼朝喜びて出征に決す、朝廷止むを得ず宣旨を下す(七月十九日)七月十七日部署を定め、兵を分て三とし、東海道は千葉常胤八田知家を大將とし、各一族并に常陸下總兩國の勇士を具して岩城宇太行方を経て、常陸河を渡り參寄せしむ、北陸道は比企能員宇佐美實政を大將とし、上野國の住人を籠ふし、越後國より出羽國金種ヶ關に出で、般はしむ、大手は頼朝大將となり中路より進む、十七日能員等出發し、頼朝は十九日に進發す、古多浦新渡戸を経て、白河關を越えて、八月七日に頼朝陸奥國伊達郡阿津賀志山の邊國見澤に着く、時に泰衡は頼朝の進發を聞き、阿津賀志山に城壁を築き、要害を固め大木戸を作る、國見岩と彼山との中間に廿五丈の堀を掘へ、邊野河の流を懸入れて構とし、異母兄四木戸太郎國衡を大將軍とし、金剛別當秀綱其子秀方軍兵二萬騎をして防がしめ、泰衡は國分原(宮城郡南目村)に陣し、田河行文、秋田政文を

アウシウケイタウ

て出羽國を管領せしむ、八月頼朝先鋒山重忠頼を埋め金剛別當と山麓に戰て之を破る、時に泰衡の郎從信夫の佐藤庄司元治石坂(信夫郡伏拝村)に陣し、城壁を構ふ、常陸入道念四及其子爲宗等河原に戰て大之を破り、庄司以下を擒獲す、十日晚頼朝の大軍大木戸を攻む、激戰數時賊能く防ぎ、破り難し、時に七日より小山朝光以下七人藤田宿より會津の方に向ひ、土湯岳(信夫郡土湯村)取島(信夫郡取島村)等を越え、大木戸の上國衡の後陣の山より襲撃す、城中大に驚き敗走す、國衡頼朝して芝田郡大高宮に至り大關山(芝田郡笹谷村)を越えんとし和田義盛に繞らる、是に於て根無藤(刈田郡圓田村)四方坂(刈田郡平河村)等隘路、泰衡又北に走る、頼朝遂で船迫宿(柴田郡船迫)を過り、多賀國府(宮城郡市川村)に着く、海道の將千葉常胤海道を定めて來り會す、二十日玉造郡に赴き、多加波(葛岡村)を圍む、泰衡既に逃れ、郡從皆降る、二十二日大風雨を習し、二萬餘の大軍を率ゐて、平泉に進軍す、泰衡防くこと能はず、家屋に火を放ち北に逃る、翌日前民部少輔基成父子降る、九月二日頼朝岩井郡野河に赴き、泰衡を求む、泰衡書を致して降を乞ふ、頼朝許さず、泰衡突秋島を差して、精部郡に赴きしが、肥内郡(比内)管領にて郡從河田次郎の爲に殺さる、時に年卅五、四日頼朝志波郡比入道後衛を比入館(柴波郡二日町新田)に攻む、後衛館を燒きて逃る、三浦義澄をして追討せしむ、頼朝陣岡峠社に陣す、時に北陸道の追討使能員等出羽を定めて來會す、軍兵二十八萬餘、尋で河田次郎泰衡の首を陣岡に獻す、十八日後衛以下一族降を乞ひ、泰衡の殘黨悉く捕に就き、奥羽平定す、頼朝鎌倉出發以後僅に五十餘日のみ關西十九日使を遣して、職徒を京

アウシウケイタウ

は侍臣に命じて之を試み來らしむ、遊覽の日は一定せず、されど仙臺と南部とはいづれも日を異にし、隔年其日を相先後すること恒例なり(幕府年中行事 歌合、徳川實紀)

アウシウケイタウ

奥州街道 五街道(コカイダウ)を見よ 奥州管領 奥州アウシウケイタウ 奥州征伐 源頼朝元暦二年平氏を滅ぼし勢を得るに及び、弟義經と隙を生ず、義經近畿に逃る、文治元年十一月義經の搜索を名とし、守護地頭を置くに及び、天下の權全く頼朝に歸す、義經身を容るゝ所なく三年二月終に陸奥國平泉に至り鎮守府將軍藤原秀衡に據る、秀衡は祖父基衡以來奥羽兩國を管領し、國富み兵勢盛にして獨り頼朝の幕下に隨はず頼朝其富を羨み且つ後継の念に絶ざるを以て常に之を併呑せん事を思へり、是に於て秀衡義經を授けしを以て、謀叛人を擁護するの罪を責め、文治三年朝廷に奏請して再度宣旨院下文を下し義經を追討せしむ、秀衡命を奉ぜず、文治三年十月秀衡卒す、遺命して兄弟を成め、協力して義經を大將軍とし翼戴し奥羽二州を失ふ事勿らしむ、是に於て其子泰衡秀衡に襲きて二州を管す、頼朝之を憐れし朝廷に奏請して四年二月二十一日宣旨を下し院下文を出して泰衡等をして義經を捕逐せしむ、泰衡命を奉ぜず、十月廿五日再び宣旨院下文を下して捕逐せしむ、泰衡止むを得ず、父の遺命に背き、文治五年春兄忠衡弟頼朝を殺し、同四月三十日義經を衣河館に襲ふ、義經軍敗れ、妻子を殺して自殺す年三十一、尋で頭を櫻越浦に持参す(關西圖是より先き、京都にては群盜起り、延暦寺

アウシウケイタウ

の惡僧等之に與みず、頼朝藤原能保及び延暦寺僧主に命じて之を鎮めしむ、五年正月京都守護の武士北條時延延暦寺の惡僧千光房七郎を捕ふ、懷中に義經の消息あり、京都の公卿等亦之に與みず、泰衡追討の宣旨を下さんことを請ひ、併せて義經與藤原の公卿を解官せんとを請ふ、三四月に亘り重て追討宣旨を請ふ、朝議猶豫す、既にして義經謀せられしを以て、之を聽さず、六月七月頃に使を遣して奏請せしむ頼朝を許されず、此間頼朝使を奥州に出して泰衡の形勢を偵察し、且つ御家人を集めて泰衡征伐の準備を調へり、雖も、未だ勅許なきを以て頗る出兵に困む、依そ大庭景能にこれを謀る、景能口中將軍の命を聞て天子の詔を聞かず、已に奏聞する上は、勅許の有無によるべからずと、頼朝喜びて出征に決す、朝廷止むを得ず宣旨を下す(七月十九日)七月十七日部署を定め、兵を分て三とし、東海道は千葉常胤八田知家を大將とし、各一族并に常陸下總兩國の勇士を具して岩城宇太行方を経て、常陸河を渡り參寄せしむ、北陸道は比企能員宇佐美實政を大將とし、上野國の住人を籠ふし、越後國より出羽國金種ヶ關に出で、般はしむ、大手は頼朝大將となり中路より進む、十七日能員等出發し、頼朝は十九日に進發す、古多浦新渡戸を経て、白河關を越えて、八月七日に頼朝陸奥國伊達郡阿津賀志山の邊國見澤に着く、時に泰衡は頼朝の進發を聞き、阿津賀志山に城壁を築き、要害を固め大木戸を作る、國見岩と彼山との中間に廿五丈の堀を掘へ、邊野河の流を懸入れて構とし、異母兄四木戸太郎國衡を大將軍とし、金剛別當秀綱其子秀方軍兵二萬騎をして防がしめ、泰衡は國分原(宮城郡南目村)に陣し、田河行文、秋田政文を

アウシウケイタウ

て出羽國を管領せしむ、八月頼朝先鋒山重忠頼を埋め金剛別當と山麓に戰て之を破る、時に泰衡の郎從信夫の佐藤庄司元治石坂(信夫郡伏拝村)に陣し、城壁を構ふ、常陸入道念四及其子爲宗等河原に戰て大之を破り、庄司以下を擒獲す、十日晚頼朝の大軍大木戸を攻む、激戰數時賊能く防ぎ、破り難し、時に七日より小山朝光以下七人藤田宿より會津の方に向ひ、土湯岳(信夫郡土湯村)取島(信夫郡取島村)等を越え、大木戸の上國衡の後陣の山より襲撃す、城中大に驚き敗走す、國衡頼朝して芝田郡大高宮に至り大關山(芝田郡笹谷村)を越えんとし和田義盛に繞らる、是に於て根無藤(刈田郡圓田村)四方坂(刈田郡平河村)等隘路、泰衡又北に走る、頼朝遂で船迫宿(柴田郡船迫)を過り、多賀國府(宮城郡市川村)に着く、海道の將千葉常胤海道を定めて來り會す、二十日玉造郡に赴き、多加波(葛岡村)を圍む、泰衡既に逃れ、郡從皆降る、二十二日大風雨を習し、二萬餘の大軍を率ゐて、平泉に進軍す、泰衡防くこと能はず、家屋に火を放ち北に逃る、翌日前民部少輔基成父子降る、九月二日頼朝岩井郡野河に赴き、泰衡を求む、泰衡書を致して降を乞ふ、頼朝許さず、泰衡突秋島を差して、精部郡に赴きしが、肥内郡(比内)管領にて郡從河田次郎の爲に殺さる、時に年卅五、四日頼朝志波郡比入道後衛を比入館(柴波郡二日町新田)に攻む、後衛館を燒きて逃る、三浦義澄をして追討せしむ、頼朝陣岡峠社に陣す、時に北陸道の追討使能員等出羽を定めて來會す、軍兵二十八萬餘、尋で河田次郎泰衡の首を陣岡に獻す、十八日後衛以下一族降を乞ひ、泰衡の殘黨悉く捕に就き、奥羽平定す、頼朝鎌倉出發以後僅に五十餘日のみ關西十九日使を遣して、職徒を京

アウシウケイタウ

に在る一所にて、參議以上の者食事をなす間、アイタノコホリ、アシタノコホリとも云ふ、大政官廳に朝食處、九記に朝禮所、六角中納言記に朝所、玉葉指圖に朝禮に作る關西大政官廳の東北に在り、地を占むること南北十一丈東西十六丈、關西身合の廣さ五間にて板敷なり、北は壁、東西南は廊にて、東及び西に土庫あり、四方に三階の石段あり(延喜式、枕草紙、大内裏圖考)

アウシウケイタウ

尾張國(舊尾張國) 書紀神代卷の一書に尾張國音湯市村見え、景行天皇五十一年の紀に年魚市あり、元明天皇和銅二年五月始めて愛知郡見ゆ、萬葉集年魚道とも阿智知とも書す、和名抄に、中村(ナカムラ) 千電、日部(ヒサヒ) 大毛(オホモ) ホク(ホク) 物部(モノノベ) 厚田(アツタ) 作良(サキヨシ) 成海(ナリミ) 等の郷あり、正保圖愛知、元祿圖愛智に作り、天保以後また愛知とし、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

アウシウケイタウ

關西戸塚氏、初名丁子、後ち愛子と改む、家康に侍して四郡の局と稱す、法名は寶蓮院松養貞大姉關西戸塚五郎忠春の女、關西天正六年徳川家康の侍女となり寵あり、秀忠及び忠吉を生む、天正十七年五月十九日死す年廿八、駿河國龍泉寺に葬る、寛永五年七月後一位を追贈し一品大夫人の勲許を得たり(以貴小傳、將軍外戚傳)

アウシウケイタウ

藍野陵 三島藍野陵(ミシマアホノミササギ)を見よ 大臣源高明の室、母は醍醐天皇の皇女稚子内親王なりしを以て、宮とも稱したりしなるべし、或は云ふ、ワツタシノミヤとよむならん(大鏡、頼朝傳) アウエイケイダウ 奥羽水慶軍記 三十九卷、改定史籍集覽八卷に收む關西木書は主として永祿年間より慶長年間に至る奥羽兩國の軍事に關するものと被録す、序に云、近世兵亂記、頼朝と奥羽兩國之事、故子孫、頼朝之遺將云々、當時且有其事之疑、考之先聖書記、亦載古老見聞之直談、十有餘年、書既成矣、始天文永祿終慶長元和、仍題名三島水慶軍記、關西戸部一監正、秋田の士と稱す(奥羽水慶軍記)

アウシウケイタウ

櫻雲記 三卷、改定史籍集覽三卷に收む關西花開天皇文保二年二月御ち後醍醐天皇即位の年より後花園天皇長祿三年六月南朝の皇統亡ぶるに至るまで、凡百四十二年間に於ける南朝の事蹟を記せり、書名は、實之が古今集の序に春のあした吉野山の櫻は、入鹿が心には雲かとのみなんおぼえけると云ふ句に因みて此名稱を附す、上巻は、文保二年二月より延元元年に終り、中巻は延元二年より正平二十四年十二月に終る、下巻は建徳元年より長祿三年六月に終る、關西江戸幕府の書物奉行淺野三右衛門成徳、貞享四年に死せし人なり(櫻雲記、信名錄考、伊達行朝勤王事蹟考)

アウシウケイタウ

奥州馬御堂 江戸幕府年中行事の一、毎年十一月に奥州仙臺及び南部の地より數十匹の馬を牽き來り、吹上の馬場に於て將軍の觀覽に供し、もしその心に適ひたるものあら

アラジ アラス

馬一疋、馬子八人、其裝束人別様也、(夏草衣)漢子(夏不須)とみえたり

アラジ 青瓷 天皇の御食を盛る陶器の名、江次郎供御案の條に云、内膳自右青磁門供御齒固具、(青瓷)件數自所度(足張賣物)云々

アラシロツルバミ 青白椀 染色の名、刈草と紫草にて染めたる色(泡)など此色にて染め天皇太后天皇皇后皇太子攝政關白大臣納言參議侍臣等傾宜に隨つて着用す(關白式)に據れば一匹に刈草大九斤紫草六斤灰三斤薪八百四十斤、一匹に刈草大七斤紫草四斤灰三斤薪六百六十斤を用ふ(延喜式、四宮記、裝束色葉)

アラズリノキヌ 青摺衣 關白山藍の葉にて、青く模様の摺り付けたる衣、花摺に對しての名にて、人々常に之を用ひ、唯大嘗會新嘗會の時に著する小忌の彩の事とのみ思ふは誤れり(關白式)に據れば新嘗會に、新嘗祭小嘗諸司、青摺布彩三百二十疋(細布一百三十疋、佐渡布八十疋、並別長二尺二寸廣六寸)縹組四丈、貫布六端一丈二尺(別長二尺二寸廣六寸)山藍五十四箇半、飯料米(細の料)二斗四升八勺、生絲四匁、紅花大十五斤五兩云々と見えたり(關白式)古へは凡て摺衣を賞玩し、男女共に之を常用す、古事記仁德天皇の條に、故是日子臣云々、跪于庭中一時、水澄至、其臣服著紅摺青摺衣云々、又朝倉宮段に、一時天皇登幸葛城山之時、百官人等悉給著紅摺之青摺衣服云々、(續紀實錄元年の條に、葛井、船津文、武生、藤、六兵衛男女二百三十人、供奉歌垣、其服著青摺細布衣、垂紅長組云々と見え、後世大嘗會の時に用ふるを小忌といひ、加茂臨時祭の時、舞人の著するを青摺と稱するに至る、然れども只に裁縫の様異なるのみにて共に青摺なり、

アラチニシキノヒタタレ 青地錦直垂 錦直垂(ニシキノヒタタレ)を見よ

アラチリンリウ 青池林宗 名は政、字は子遠、芳詩と號す、江戸の人、松山侯の侍醫供養の子、關西初め家學を受け、漢醫學を修む、後、京都に遊學す、文化の初年江戸に還り關學に志し、譯官馬場佐十郎に學び遂に一家を興す、漢醫學も力を究理學に用ひて吾が國究理學の始祖となる、文政五年命を奉じ、馬場氏の後を繼ぎ道尾紀事を譯し終へ、十年又萬國地誌を譯す、天保三年水戸侯に聘せられ醫員兼西學部となる、四年二月歿す年五十、林宗人と爲り沈黙、常に一室に獨坐し譯書を以て自ら撰となす(關西醫學傳、關西地誌略(洋方醫傳))

アラトフツツナ 青砥藤綱 關西交を關西と云ふ、上巻の八、北條時時二代に仕

アラタ アラト

弘仁内親式に、十一月新嘗會、今日小盃不_レ論高下、皆著青摺袍、又延喜式に、小盃親王以下皆著摺袍、五位以上紅垂組、白餘皆結組、内親王及貴族以下女嬪、以上亦著摺袍紅垂組、白餘皆結組とあり、四宮記新嘗會の條に、小忌玉冠以下著青摺布袍並日影綬淺履等云々、大忌玉冠以下如恒云々、豐明日小忌玉冠著青摺布袍赤組日影綬等云々、五節舞殿臨時祭の條に云、舞人裝束、青摺布袍、赤組著左方、但小忌時著右方云々と見えたり、小忌衣(チミノ)コロモ(參看)古事記、續日本紀、延喜式、雅亮裝束抄、飾抄、古事記傳、裝束色葉)

アラタ 徳輿「アランダ」を見よ

アラタ 青絞 染色の名、白地に青くいろどりたるもの、平緒、手綱等をば此色にて染め、平緒は五月最勝講の時、手綱は四位以下當に之を用ふ(裝束色葉)

アラチニシキノヒタタレ 青地錦直垂 錦直垂(ニシキノヒタタレ)を見よ

アラチリンリウ 青池林宗 名は政、字は子遠、芳詩と號す、江戸の人、松山侯の侍醫供養の子、關西初め家學を受け、漢醫學を修む、後、京都に遊學す、文化の初年江戸に還り關學に志し、譯官馬場佐十郎に學び遂に一家を興す、漢醫學も力を究理學に用ひて吾が國究理學の始祖となる、文政五年命を奉じ、馬場氏の後を繼ぎ道尾紀事を譯し終へ、十年又萬國地誌を譯す、天保三年水戸侯に聘せられ醫員兼西學部となる、四年二月歿す年五十、林宗人と爲り沈黙、常に一室に獨坐し譯書を以て自ら撰となす(關西醫學傳、關西地誌略(洋方醫傳))

アラトフツツナ 青砥藤綱 關西交を關西と云ふ、上巻の八、北條時時二代に仕

アラニ

へて左衛門尉に任じ、引付衆となる、性剛直廉潔、曾て人あり徳宗(トクソウ)と号す、其辭直なれども人皆時類を憚り徳宗の領に歸す、藤綱裁決して本主に歸す、本主喜び錢三百貫を藤綱に贈る、藤綱惡て之を還す、又滑川にて錢十文を獲る、尤も人口に膾炙す、近年星野恒氏考證して架空の人物となす、然れども其論據薄弱にして未だ採録し盡すを得ず(太平記、大日本史)

アラニ 青丹 染色の名、桃花葉葉に、混き青に黄を混じたるを云ふと云ひ、倭調葉に、水藍色、湖藍色などを云ふならむと云へり、又河海抄に、青く赤き色といふは非なり、伊勢貞丈云、丹は色を彩どる物なる故に摺用したるにて、其色を云ふに非らず、又青に赤を加ふれば紫となり青丹とは全く異色なりと云へり、狩衣及び衣等をば此色にて染め四季通用す(關白)の色目名、表は混き青、裏は混き青を重れたるを云ふ(雜事抄、裝束色葉、安齋雜事)

アラニウチノス井カン 青丹打水干 青丹色の體を出だしたる水干、打は今云ふ板引の如く記を出したるを云ふ、「スキカン」(參看)眞丈雜記、香齋談要目集)

アラニギテ 青和幣 關西祭の料物、麻を云ふ、麻は水綿に比すれば、精々青き故に青和幣と云ふ、古書に水綿と云ふは、白和幣のみをいふにあらず(青和幣)を、めていひしと見え、延喜式などに其料物を擧げたる所に、只水綿の事のみ云ひて、麻の事多く見えぬは、二種を合せて水綿と稱する故なり、青和幣、白和幣共に織りたる布を云ふ、又た糸にしたるもの、物を云へり(關西古語拾遺に、神代の世伊勢國藤原の祖長白羽神に命じて麻を植ふしめ、青和幣を作らしむとあるを知らむとす、古

十二年の春取に之を刊す、十二年六月右出成の御料により、九鬼武部少輔(預けられ、九月に至り丹後國鞍部に於て病死せり(青和幣、續徳川實紀、徳川十五代史)

アラホン 青本 江戸時代に行はれたる草紙の一種、標紙の色青きを以てこの名あり、「アサザウシ」參看

アラミグルマ 青蓋車 牛車の一、青き蓋ある車を云ふ、清寧天皇三年正月、小橋等、篋計、弘計の二皇子を奉じて攝津國に到る時、五青蓋車に乗る、こと見えたり、疑くは後人の追書なるべし(香紀)

アラミノコホリ 碧海郡(青海) 關西 參河國龍崎郡神皇神武天皇神武天皇元年四月の紀に初見す、建置詳かならざれど、姓氏錄に、氣入彦命の後、青海郡御立地に居り御立史の姓を賜ふとあれば、持統天皇の御宇既に本郡ありしなり(關西)持統天皇の御宇、御立史の居りし御立の地は、和名抄に、賀茂郡御世(コロモ)郷とある地にて、内山眞龍はこれ御館村ならむと云ふ、此地碧海郡に隣りたれば、古くは碧海郡の管轄に屬したりならむ、本郡に御立(ハチナ)御女、別部(ササカベ)依綱(ヨサミ)繁取(ハシトリ)谷部(イセ)大市(オホイチ)碧海(アマミ)横瀬(ヨシノ)河内(カワチ)櫻井(サクライ)大岡(オホオカ)飯野、野家の十五郷あり、以後變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考、新姓氏錄考證)

アラミノジンジャ 青海神社 關西 後國南滿原郡加茂町大字加茂(昔式社)に列し、今は經社(關西)青海首の祖、推根津彦命及び大國魂神(關西)創始の年月詳かならず、後、延暦十三年京都の加茂神社を移し別雷神を合祀す、攝社末社等

アラニ アラバ

アラニ 青鈍 染色の名、藍色に青色を混ぜたるもの、尼などの服に用ふ、又凶事の時に用ふ、鈍色(ニビイロ)參看(關白)の色目名、表裏共に混き織なるもの(飾抄、胡抄)

アラニヨウバウ 青女房 青女(アチナンナ)を見よ

アラノガハラ 青野ヶ原 美濃國不破郡不破野の別稱、今の關ヶ原を云ふ

アラノハカマ 襖袴 袴の袴、即ち指貫の袴なり、袴を著る時には、必指貫を著る故に指貫を襖の袴と云ふなり、袴袴袴と同物なること裝束拾要に見えたり、古今著聞集卷六に、花田のひと、袴衣にあはばかきて、引入烏帽子したる男、おくれとはせきたるなり云々、是は上ばかりの彩を著て、襖袴着たるを云ふ(眞丈雜記)

アラバ アラバ

アラバノスタレ 青葉簾 中古毎年四月一日、大内裏の南の角にて、モロ柳として相向て二株生たる柳に懸くる簾、其日の幕に取入ること恒例となす(倭調葉)

アラバノフエ 青葉笛 笛の名、倭調葉に高倉宮の秘藏品なり、梵語に、阿彌陀、或は阿呼と云ふを漢語に翻して奇哉といふ、此意より出るといへり、拾芥抄名物の笛の内に、葉二あり、江談に葉二は、高名の横笛なり、朱雀門の鬼笛と號す、又青葉と號するかとありて、婦遊笑覽に、攝州須磨寺なる青葉笛は疑はし、教盛の笛を青葉と云ふ事物に見えずと云へり

アラバモノ 青齒者(青葉者) 雜兵の稱、

アラニ アラバ

アラニ 青雲雀 鳥の毛色の名、雲雀毛に青みあるもの、ヒバリ(參看)

アラベウシ 青柳帝 關西 無卷數折本二冊、正編後編に分つ(關西)江戸時代に於ける武家の勤め方、衣冠、邸宅、武器、行列等諸般の法度制規等を記録せる者、其正編の書目に、武家諸法度附動向申合令條、屋敷向講の例附兩番所略圖、武器及行列具的例、衣服制度的例、附裝束着用略圖、御成先諸的例、時刻取方的例、御關所通行的例、また後編には、武家諸法度、御番衆勤方控書、二條大阪在番控書并年割、御軍令御軍役の次第、大の上置井御射初百手の事、御靈の鳥來歴の事、非常心得控書、御定書等を載せたり(關西)大野廣樹、天保十二年及

へて左衛門尉に任じ、引付衆となる、性剛直廉潔、曾て人あり徳宗(トクソウ)と号す、其辭直なれども人皆時類を憚り徳宗の領に歸す、藤綱裁決して本主に歸す、本主喜び錢三百貫を藤綱に贈る、藤綱惡て之を還す、又滑川にて錢十文を獲る、尤も人口に膾炙す、近年星野恒氏考證して架空の人物となす、然れども其論據薄弱にして未だ採録し盡すを得ず(太平記、大日本史)

アヲモ アヲヤ

二十二字あり、祭記は毎年正月十四日開扉、四月中卯日登自米神事、四月中申酉戌日等の祭あり、神官は推根津彦命の裔孫古川氏とす(神祇志料)

アヲモミチ

青紅葉 染色の名、狩衣下懸衣等を此色にて染め、十月十一月晴の時に着用す(裝束色彙)〇襷の色目名、語説一定せず、胡曹抄に表は青にて裏を黄となし、宸翰抄は、裏朽葉なりといひ、物具裝束抄は、表黄にて裏青なりといひ、又表黄青にて裏青なりといへり、但表黄黄、裏黄といへるは名に似ざる色にて、假字裝束抄に、表青、裏黄山吹紅といへるは、表黄似寄りたる色なり

アヲヤギ

青柳 襷の色目名、表裏共に濃き青なり(重色目)

アヲヤマ

青山 琵琶の名器、樂家録に仁明天皇の御物、紫藤の樹なりと云ふ、舊記に云ふ、承和二年掃部頭藤原貞敏、勅宣を蒙りて唐に渡り、唐承和二年に從ひて琵琶の曲を習ひ、琵琶二を得て歸朝す、玄宗青山是なりと、三代實録に據れば、劉二郎贈る所の琵琶なりと云ふ、

アヲヤマウチ

青山氏(郡上藩) 姓は藤原、文貞公花山院師賢の第二男信賢より出づ、信賢の孫師重、元中元年尹良親王に屬して上野國吾妻郡青山郷に據る、依て稱號となす、子孫近江國に移住す、忠成の時、參河國に來り徳川氏に仕へ、果功を以て慶長六年六月一萬石を賜り、江戸町奉行となり、關東總奉行を兼ね、元和五年十二月、忠成三萬五千石加賜、武藏國岩槻城に移封、前封并せて五萬石、九年十二月除封、寛永二十年四月子宗俊三萬七千石を受け、青田番頭大番頭大阪城代等を経て、二萬七千石加封、信濃國小諸城に治す、寛文二年九月大阪城代の功にて二萬石加封、延寶六年八月遠江國濱松城に移封、元禄

アヲヤマウチ

青山氏(郡上藩) 姓は藤原、文貞公花山院師賢の第二男信賢より出づ、信賢の孫師重、元中元年尹良親王に屬して上野國吾妻郡青山郷に據る、依て稱號となす、子孫近江國に移住す、忠成の時、參河國に來り徳川氏に仕へ、果功を以て慶長六年六月一萬石を賜り、江戸町奉行となり、關東總奉行を兼ね、元和五年十二月、忠成三萬五千石加賜、武藏國岩槻城に移封、前封并せて五萬石、九年十二月除封、寛永二十年四月子宗俊三萬七千石を受け、青田番頭大番頭大阪城代等を経て、二萬七千石加封、信濃國小諸城に治す、寛文二年九月大阪城代の功にて二萬石加封、延寶六年八月遠江國濱松城に移封、元禄

アヲヤマウチ

青山氏(郡上藩) 姓は藤原、文貞公花山院師賢の第二男信賢より出づ、信賢の孫師重、元中元年尹良親王に屬して上野國吾妻郡青山郷に據る、依て稱號となす、子孫近江國に移住す、忠成の時、參河國に來り徳川氏に仕へ、果功を以て慶長六年六月一萬石を賜り、江戸町奉行となり、關東總奉行を兼ね、元和五年十二月、忠成三萬五千石加賜、武藏國岩槻城に移封、前封并せて五萬石、九年十二月除封、寛永二十年四月子宗俊三萬七千石を受け、青田番頭大番頭大阪城代等を経て、二萬七千石加封、信濃國小諸城に治す、寛文二年九月大阪城代の功にて二萬石加封、延寶六年八月遠江國濱松城に移封、元禄

アヲヤマウチ

青山氏(郡上藩) 姓は藤原、文貞公花山院師賢の第二男信賢より出づ、信賢の孫師重、元中元年尹良親王に屬して上野國吾妻郡青山郷に據る、依て稱號となす、子孫近江國に移住す、忠成の時、參河國に來り徳川氏に仕へ、果功を以て慶長六年六月一萬石を賜り、江戸町奉行となり、關東總奉行を兼ね、元和五年十二月、忠成三萬五千石加賜、武藏國岩槻城に移封、前封并せて五萬石、九年十二月除封、寛永二十年四月子宗俊三萬七千石を受け、青田番頭大番頭大阪城代等を経て、二萬七千石加封、信濃國小諸城に治す、寛文二年九月大阪城代の功にて二萬石加封、延寶六年八月遠江國濱松城に移封、元禄

アヲヤマウチ

青山氏(郡上藩) 姓は藤原、文貞公花山院師賢の第二男信賢より出づ、信賢の孫師重、元中元年尹良親王に屬して上野國吾妻郡青山郷に據る、依て稱號となす、子孫近江國に移住す、忠成の時、參河國に來り徳川氏に仕へ、果功を以て慶長六年六月一萬石を賜り、江戸町奉行となり、關東總奉行を兼ね、元和五年十二月、忠成三萬五千石加賜、武藏國岩槻城に移封、前封并せて五萬石、九年十二月除封、寛永二十年四月子宗俊三萬七千石を受け、青田番頭大番頭大阪城代等を経て、二萬七千石加封、信濃國小諸城に治す、寛文二年九月大阪城代の功にて二萬石加封、延寶六年八月遠江國濱松城に移封、元禄

アヲヤマウチ

青山氏(郡上藩) 姓は藤原、文貞公花山院師賢の第二男信賢より出づ、信賢の孫師重、元中元年尹良親王に屬して上野國吾妻郡青山郷に據る、依て稱號となす、子孫近江國に移住す、忠成の時、參河國に來り徳川氏に仕へ、果功を以て慶長六年六月一萬石を賜り、江戸町奉行となり、關東總奉行を兼ね、元和五年十二月、忠成三萬五千石加賜、武藏國岩槻城に移封、前封并せて五萬石、九年十二月除封、寛永二十年四月子宗俊三萬七千石を受け、青田番頭大番頭大阪城代等を経て、二萬七千石加封、信濃國小諸城に治す、寛文二年九月大阪城代の功にて二萬石加封、延寶六年八月遠江國濱松城に移封、元禄

アヲヤマウチ

青山氏(郡上藩) 姓は藤原、文貞公花山院師賢の第二男信賢より出づ、信賢の孫師重、元中元年尹良親王に屬して上野國吾妻郡青山郷に據る、依て稱號となす、子孫近江國に移住す、忠成の時、參河國に來り徳川氏に仕へ、果功を以て慶長六年六月一萬石を賜り、江戸町奉行となり、關東總奉行を兼ね、元和五年十二月、忠成三萬五千石加賜、武藏國岩槻城に移封、前封并せて五萬石、九年十二月除封、寛永二十年四月子宗俊三萬七千石を受け、青田番頭大番頭大阪城代等を経て、二萬七千石加封、信濃國小諸城に治す、寛文二年九月大阪城代の功にて二萬石加封、延寶六年八月遠江國濱松城に移封、元禄

アヲヤマウチ

青山氏(郡上藩) 姓は藤原、文貞公花山院師賢の第二男信賢より出づ、信賢の孫師重、元中元年尹良親王に屬して上野國吾妻郡青山郷に據る、依て稱號となす、子孫近江國に移住す、忠成の時、參河國に來り徳川氏に仕へ、果功を以て慶長六年六月一萬石を賜り、江戸町奉行となり、關東總奉行を兼ね、元和五年十二月、忠成三萬五千石加賜、武藏國岩槻城に移封、前封并せて五萬石、九年十二月除封、寛永二十年四月子宗俊三萬七千石を受け、青田番頭大番頭大阪城代等を経て、二萬七千石加封、信濃國小諸城に治す、寛文二年九月大阪城代の功にて二萬石加封、延寶六年八月遠江國濱松城に移封、元禄

アヲヤマウチ

青山氏(郡上藩) 姓は藤原、文貞公花山院師賢の第二男信賢より出づ、信賢の孫師重、元中元年尹良親王に屬して上野國吾妻郡青山郷に據る、依て稱號となす、子孫近江國に移住す、忠成の時、參河國に來り徳川氏に仕へ、果功を以て慶長六年六月一萬石を賜り、江戸町奉行となり、關東總奉行を兼ね、元和五年十二月、忠成三萬五千石加賜、武藏國岩槻城に移封、前封并せて五萬石、九年十二月除封、寛永二十年四月子宗俊三萬七千石を受け、青田番頭大番頭大阪城代等を経て、二萬七千石加封、信濃國小諸城に治す、寛文二年九月大阪城代の功にて二萬石加封、延寶六年八月遠江國濱松城に移封、元禄

アヲヤマウチ

青山氏(郡上藩) 姓は藤原、文貞公花山院師賢の第二男信賢より出づ、信賢の孫師重、元中元年尹良親王に屬して上野國吾妻郡青山郷に據る、依て稱號となす、子孫近江國に移住す、忠成の時、參河國に來り徳川氏に仕へ、果功を以て慶長六年六月一萬石を賜り、江戸町奉行となり、關東總奉行を兼ね、元和五年十二月、忠成三萬五千石加賜、武藏國岩槻城に移封、前封并せて五萬石、九年十二月除封、寛永二十年四月子宗俊三萬七千石を受け、青田番頭大番頭大阪城代等を経て、二萬七千石加封、信濃國小諸城に治す、寛文二年九月大阪城代の功にて二萬石加封、延寶六年八月遠江國濱松城に移封、元禄

アヲヤマウチ

青山氏(郡上藩) 姓は藤原、文貞公花山院師賢の第二男信賢より出づ、信賢の孫師重、元中元年尹良親王に屬して上野國吾妻郡青山郷に據る、依て稱號となす、子孫近江國に移住す、忠成の時、參河國に來り徳川氏に仕へ、果功を以て慶長六年六月一萬石を賜り、江戸町奉行となり、關東總奉行を兼ね、元和五年十二月、忠成三萬五千石加賜、武藏國岩槻城に移封、前封并せて五萬石、九年十二月除封、寛永二十年四月子宗俊三萬七千石を受け、青田番頭大番頭大阪城代等を経て、二萬七千石加封、信濃國小諸城に治す、寛文二年九月大阪城代の功にて二萬石加封、延寶六年八月遠江國濱松城に移封、元禄

アヲヤマウチ

青山氏(郡上藩) 姓は藤原、文貞公花山院師賢の第二男信賢より出づ、信賢の孫師重、元中元年尹良親王に屬して上野國吾妻郡青山郷に據る、依て稱號となす、子孫近江國に移住す、忠成の時、參河國に來り徳川氏に仕へ、果功を以て慶長六年六月一萬石を賜り、江戸町奉行となり、關東總奉行を兼ね、元和五年十二月、忠成三萬五千石加賜、武藏國岩槻城に移封、前封并せて五萬石、九年十二月除封、寛永二十年四月子宗俊三萬七千石を受け、青田番頭大番頭大阪城代等を経て、二萬七千石加封、信濃國小諸城に治す、寛文二年九月大阪城代の功にて二萬石加封、延寶六年八月遠江國濱松城に移封、元禄

アカア アカイ

阿加此云水とあり

アカアシキン

赤足金 外國渡來貨幣の一、唐の金貨にて三十二雙中管の價あり、品位は、四十五分一分より四十六分位迄とす(金銀圖考)〇類案名、物考に云、寶曆十四年、唐山清朝より銀金銀來るに、赤足といふ字を著す、何事たるを知らざるよし人の問しに、本草に據所あり、本草綱目に時珍云、金有山金沙金二種、其色七青、八黃、九紫、十赤、以赤爲足色、和銀者、性柔、試石則色青、和銅者性硬、試石則有聲、是によれば、以赤爲足色といふによりて、上金と云ふ意に赤足といへるなり云々

アカアシゲ

赤茸毛 馬の毛色の名、葉花の赤毛の色をいふ、吾妻鏡建保元年九月十二日の條に赤茸毛と見えたり、アシハナアカガシと云ふ

アカアサウゼン

赤井陶然 通稱新六、陶然軒と號す、關西其家もと尾張家の風爐師なりしが陶然に、たり其業を辭し、北條山中に閑居し、専ら鶴龜を以て茶器酒器類を製す、人ととなり廉潔にして食らず、平生茶と酒とを嗜み、終身妻を娶らず、明治二十三年一月十一日歿す、常に凡眼を以て製品を評議せらるゝことを厭ひ、共進會、博覽會等あるも一たびも出だしたることなしと云ふ(工藝鑑)

アカイトラドシ

赤糸威 茜にて染めたる糸を以て威したる織、色鮮麗の如くには花やかならず、稍々黒みあり、威(アサドシ)參看(軍用記)

アカイロ

赤色 染色の名、赤白樺(アカシロ)ノツル(バミ)に同じ、袍、袴衣、背子、下懸、衣等の裝束を此色にて染め、四季通じて着用す〇織物の色名、經紫、緯赤なるもの(桃花葉葉、道遠院裝束抄)〇襷の色目名、表は蘇芳、裏紫なるもの、襷色目(カサネノイロ)參看(重色目)〇又あかばない

アヲヤ

十五年九月忠重丹波國龜山城に移封、寛延元年忠朝、龜山城に移り治す、文政十年五月忠朝老中職の功にて一萬石加封、前封と合せて六萬石、子孫相繼で明治に至り華族となり子爵を授けらる(藩翰譜、武鑑、徳川加除封録、系譜、華族譜)

アヲヤマウチ

青山忠成の二男幸成徳川氏に仕へ、慶長七年下總白井の地五千石に封ぜらる、十七年十二月高崎に移る、十九年除封、更に五千石を賜はる、元和元年十二月一萬五千石を常陸の地に加封、九年十月老中となり一萬五千石加封、遠江國掛川城に治す、十一年八月加封、前封と合せて五萬二千石、攝津國尼崎城に移り治す、二十年次子幸重、三子幸重、四子成重を分封す、正徳元年二月幸秀信濃飯山城に、享保二年二月丹後宮津城に移封す、寶曆八年十二月幸道美濃國郡上城に移封、子孫相繼で明治に至り華族となり子爵を授けらる(武鑑、徳川加除封録、系譜、華族譜)

アヲヤマウチ

幸成 幸利 幸實 幸督 幸秀 幸道 幸完 幸孝 幸寛 幸禮 幸誠 幸宜

アヲヤマウチ

幸完 幸孝 幸寛 幸禮 幸誠 幸宜

アヲヤマウチ

幸完 幸孝 幸寛 幸禮 幸誠 幸宜

アヲヤマウチ

幸完 幸孝 幸寛 幸禮 幸誠 幸宜

アヲヤマウチ

幸完 幸孝 幸寛 幸禮 幸誠 幸宜

アヲヤマウチ

幸完 幸孝 幸寛 幸禮 幸誠 幸宜

アヲヤマウチ

幸完 幸孝 幸寛 幸禮 幸誠 幸宜

アヲヤマウチ

幸完 幸孝 幸寛 幸禮 幸誠 幸宜

アヲヤマウチ

幸完 幸孝 幸寛 幸禮 幸誠 幸宜

アヲヤマウチ

幸完 幸孝 幸寛 幸禮 幸誠 幸宜

アヲヤマウチ

幸完 幸孝 幸寛 幸禮 幸誠 幸宜

アヲヤマウチ

幸完 幸孝 幸寛 幸禮 幸誠 幸宜

アカイ

アカイ

アカイ

アカイ

アカイ

アカイ

アカイ

アカイ

アカイ

アカイ

アカイ

アカイ

アカイ

アカイ

アカイ

アカイ

アカイ

アカイ

アカイ

アカイ

アカギ アカゲ

赤衣 赤きうへのきぬ、即ち赤き...

アカギノツカノカタナ 赤木柄刀...

アカケチバ 赤朽葉 染色の名、尋常の朽...

アカケリケ 赤栗毛 馬の毛色の名、栗毛...

アカゲ 赤毛 馬の毛色の名、赤くして黄を...

アカサ

赤坂城 河内國南河内郡赤坂村大字水分に城あり、南は山嶽に臨...

アカサカヤウ 赤坂城 河内國南河内郡赤坂村大字水分に城あり、南は山嶽に臨...

アカサカノコホリ 赤坂郡 備前國備前郡赤坂郡 備前國赤坂郡 備前國赤坂郡...

アカサカモシ 赤坂門 江戸時代、江戶城外郭門の一、廻町より赤坂への出口に在るを以て名づく...

アカサカヤウコ 赤坂奴 江戸時代、江戶城外郭門の一、廻町より赤坂への出口に在るを以て名づく...

アカサ アカシ

赤坂離宮 赤坂離宮 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカサカリキウ 赤坂離宮 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

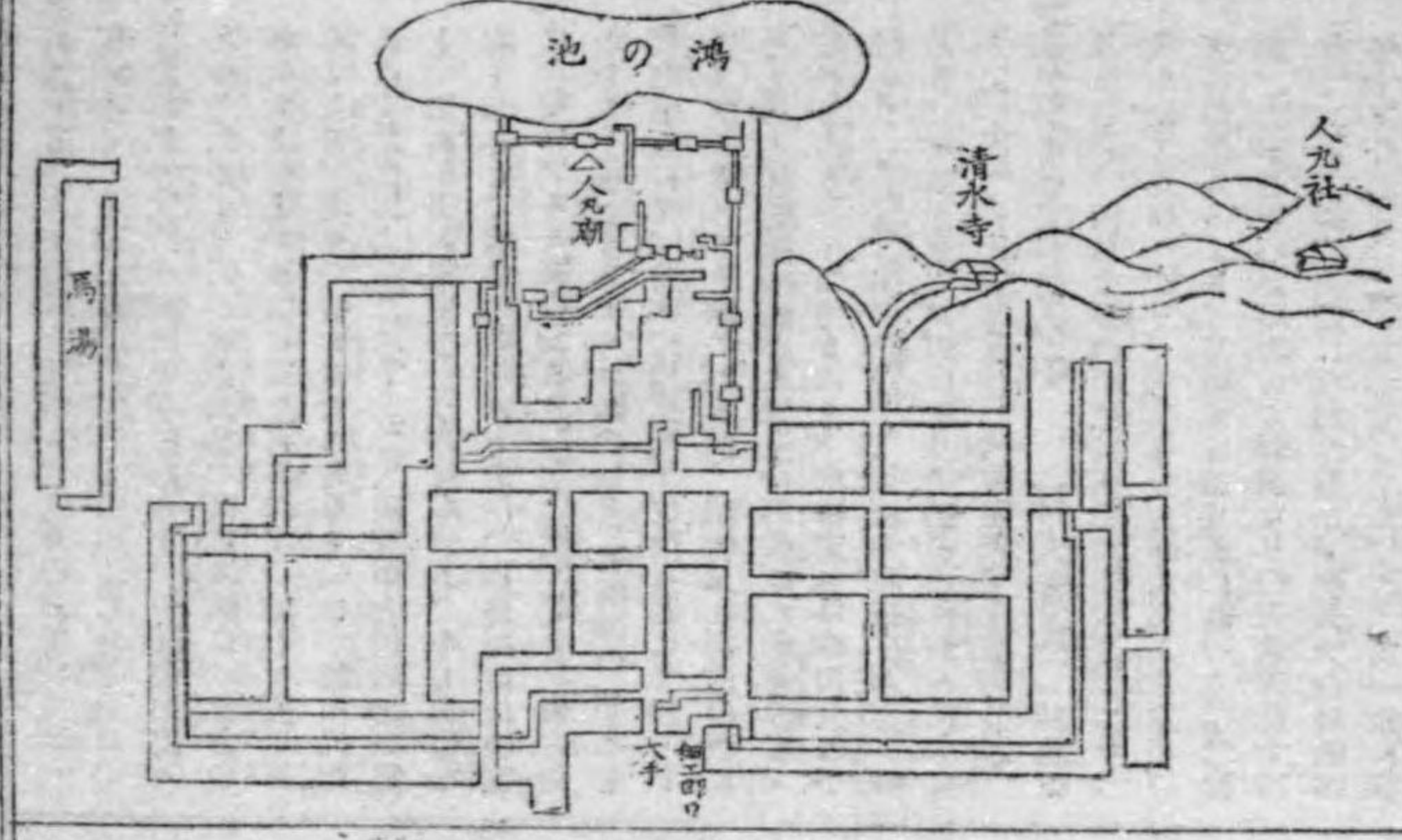
アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシカウイチ 明石覺一 赤坂離宮 赤坂離宮...

アカシ



正史、關原山城守吉福が、此地に築く(一説に、天...

アカシ アカソ

赤坂城 河内國南河内郡赤坂村大字水分に城あり、南は山嶽に臨...

アカソ アカタ

赤坂離宮 赤坂離宮 赤坂離宮 赤坂離宮...

アガタ

にて、古へ六年毎に一度づつ、國々の田を班ち替へて作らしむる事あり、仍て田舎の類となると云ひ、土佐日記考證に、班田の事にあらず、一國の内處々を分ちたるより云ふ名と云ひ、順風操に、生方の轉化なるべし、生方は奈里可多にて、轉じて安里可多となり、其里の音かりたるなりと云ひ、飯田武朝氏は、在方にて、音に在と云ひ、國郡中人民部族を爲し、田島を開き家屋を立つる所を云ふ、今も田舎を在と云ふも、在處の義なりと云ひ、白鳥庫吉氏の説に、縣はアガタ語の Kōtan、滿洲語の Kōtan、蒙古語の Kholo、Kholon、トルコ語の Kā、朝鮮語の Kā、と同じ種類にて、ガタは語根、アは添へ詞にて即ちワラルアルマイツク語の通有詞、城營又は市邑の義なりと云ふ、肥前國福徳神武天皇の御代既に縣ありて、其縣を司る者を縣主と云ふ、成務天皇の御代大縣小縣あり、又縣邑に稱置を置く、後世大和國に六縣あり、孝德天皇の御代に至り、縣の地は概ね郡となす(古事記、書紀、日本紀通譯、祝詞考、上古職官考)

アガタイヌカヒウチ 縣犬養氏 神武命八世の孫、阿居太都命の後に於て、諸國の縣に住し、犬を以て鳥獸を獵り、天皇の大食饗に備ふる爲め、犬を飼養せざるより、其職掌に獵り氏に名づく、連、宿禰、大宿禰等の戸を有せる神別なり○天武天皇十三年十二月、縣犬養連に宿禰を賜ひ、聖武天皇神龜四年十二月、縣犬養福三千代の官上により、其一族に宿禰姓を賜はりし事見え、聖武天皇の夫人に、正三位縣犬養宿禰自あり、仁明天皇の御代に、縣犬養大宿禰貞守あれど、大宿禰を賜はりし事史籍に漏れり(新撰姓氏錄考)

アガタイヌカヒノミチヨ 縣犬養三千代 肥前國縣犬養宿禰東人の女、肥前國縣美賀王代

アガタ

に嫁し、橘諸兄を生む、後更に藤原不比等に嫁し、光明皇后を生む、養老元年正月三位に遷み、五年正月三位に累進し、食封實人を賜はる、同五月朔五日正月葬す、高安王等をして養奉を監護せしめ、散三位に准じ、十二月從一位を贈り食封實人を收むる事ならしむ、寶字四年八月勅して正一位を贈り大夫人となす(續日本紀、姓氏錄)

アガタ井ノオキナ 縣居翁 賀茂風瀨(カモヅナ)を見よ

アガタヌシ 縣主 各郡縣の主と云ふ意にて、即ち長官なり、肥前國上古の職名、畿内及び諸國の御料田の事を掌り子孫之を世襲す、肥前國福徳神武天皇の御代、孫田縣主磯城縣主等あり、開化天皇の御代丹波の大縣主あり、雄略天皇の御代志茂之大縣主と云ふもあり、後世には世襲せしを以て終に姓となす、其縣主を稱するもの、紺田、淡、志紀、鴨、賀茂、大志賀、志賀、大瀬、珍等なり、孝德天皇の御代地方の治制を變じてより、其職絶えて只姓にのみ残り(古事記傳、姓名錄抄、氏族考)

アガタノミヤ 縣宮 祭神詳かならず、大内理の西方、北の御門の邊にあり、諸國外官の號、除目の行はる、時、先づ此社に詣て除位を祈ると云ふ(後關東)

アガタミコ 縣神子 巫祝の一種、小弓を彈き、神を降して、神託を告ぐる巫女をいふ、和名抄に載せず、今俗に之を神神子、また市巫といふ、梓は檀弓の義歟、市はなほ縣といふが如し、の風、漢の時既にあり、王充論衡云、世間死者、今生人形而演之、言及、巫即、元能、元魂、元風、元口、談、皆誇誕之言也云々(風土記、下卷、縣宮、縣石、縣志)

アガタ

アガタメシノチモク 縣召除目 諸國の國司を任ずる除目、單に縣召とも云ふ、縣は地方を云ふ、召は任ずる義、古事記傳に、天皇御料の縣の官人を任ずる由の名にて、只田舎の官を任ずる意に非ずと云は語の本義なり、羽倉考に、召は除目の借詞にて、官に拜するを云ふとあり、通常春季に行はる故に春の除目と云ふ、又外官を専ら任ずる事あり、外官の除目とも云ふ(種には内官を専ら任ずる事あり)○開元正月十一日より三日間行ふ恒例の公事、第一日を初夜と云ふ、藏人頭以下五位藏人各申文を奏す、内覽の後、朝餉同にて奏聞し、石灰壇にて之を擲ふ、申文に、内給、院給、臨時給、親王巡給、當年給、二合、名替、國替、任召返上等あり、第二日を申夜と云ふ、初夜の儀の如し、此夜願官願あり、第三日を入眼と云ふ、大同(マホメ)に任官せし人の名を書き入れ、大同の奥の年號の下に日を入れ奏聞す、延引すれば三月に行ふ、種に二月四月に行ふ事あり、委しき事は、江次第建武年中行事等を見らるべし、開元足利氏の末に至りて申絶し、後水尾天皇の世再興す、幾くもなくしてまた廢絶す(江次第、年中行事秘抄、建武年中行事、除目抄、同申文抄、公事根源、官職雜義、後水尾院年中行事)

アガチ 贖兒 陸曆の六月、及び十二月の大赦に用ふる人形、形狀天兒に似たり(アマガチ)參看)公事根源六月の條に云、一日より八日まであがちをもちてまゐる、朝餉にて主上に奉る、四のかはら指して、上に張りたる紙に、穴をあけていきをいれしものなり云々

アカチヤ 班田 コハシテンを見よ

アカチノニシキノヒタタレ 赤地鷄直 垂 鷄直(ニシキノヒタタレ)を見よ


アカツ アカト

アカツキ 關御杯 水を容る、器、山家集に、まきみ置あかのふしきふならは何にあられの玉留ましとあり、關御(アカ)參看

アカツキケ 赤鶴毛 馬の毛色の名、鶴毛に黄ばみあるもの、ツキケ(參看和名抄)

アガツマノコホリ 吾妻郡(我妻) 肥前國上野國諸郡諸縣置評かならず、景行天皇四十四年日本武尊東征の時、甲斐國酒折宮にて歌を以て侍者に問ふ、燭を乗る者其歌を續く、實して東國造とす、即ち此地なり、和名抄に、長田(ナカタ)伊妻(イサマ)大田(オホタ)の三郷あり、正保國我妻に作る、寛文中舊名に復し、今之に従ふ(書紀、郡名異同一覽、國郡沿革考)

アカトリ 垢取(赤烏) 垢取及び馬の垢を取る爲の器具、赤烏とも書くは借字也、二種あり、櫛の垢取は中古は鍍金をしたる細針金を束ねたるものなりしが、室町時代より左に圓せる物の如き形となる、馬の垢取は女の馬に乗る時、鞍の後に數くものあり、寸法雜々に云、馬の「アカトリ」寸法二尺一寸、布二尺、又五尺二寸にも布二尺、何れも櫛二所、櫛入記に、女櫛の「アカトリ」長八尺二寸、寸二寸は七尺二寸とあるは詳かならず、或説に女服にてアカトリはアメトリの誤にて汗疹の事なりと云へり(貞丈雜記、赤烏考)○徳川家康の養女津輕信牧(再嫁)の時、手道具に垢取といふもの有り其形上圖の如し



アカトリソメ 赤烏染 赤色の細筋を、おしよせてしほり染にしたるを云ふ、水子などに用ふ(貞丈雜記)

アカツ アカト

アカニシコパン 赤西小判 肥前國出羽國にて鑄造したる金貨の一種、長二寸二分弱、横一寸三分五厘弱、重量四匁一分五厘、面の上に赤、下に四、中央に壹兩の文字あり、金位の中、鑄造年月詳かならず(金銀圖説、大日本貨幣史)

アカネ 茜 染色の色、茜草にて染めたる色、淺紅色に同じ、總て緋は茜染なれども、深緋には紫草を加へて染め、淺緋は茜のみにて染む、和(アコメ)を此色に染めて若人の着用となす(裝束色考)

アカネスチノカハ 赤根筋革 茜を以て白地に赤く筋を染め出したる革(貞丈雜記)

アガノキサウ 上野喜藏 上野焼の始祖、コアガノキサウを見よ

アガノコホリ 英賀郡(阿賀) 肥前國備中國肥前國諸郡諸縣置評初め見えたり、和名抄に、中井(ナカヅキ)水田、昔部(サタベ)利部(オサカベ)丹部(タチベ)林等の郷あり、正保國阿賀に作り、寛文中英賀に改め、元禄以後復た阿賀に作り、今日に至る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

アガノコホリ 阿我郡 伊賀國伊賀郡の一稱、イカノコホリ參看

アガノヤキ 上野焼 肥前國肥前國上野村に於て製造する陶器の名、肥前國長七郎細川忠興、朝鮮人尊階を招き肥前國上野郡に地を興へて陶窯を築かしめ陶器を製す、且郡名をとりて上野喜藏と稱せしむ、是より其名あり、喜藏小瀬遠州に從ひて茶事を習ひ、其意匠を受けて製せし茶器多し、寛永九年細川氏肥後に封を移さる、長子忠兵衛次子藤四郎と共に肥後に入り同國八代に於て陶窯を開く、これ八代焼の始なり、三子孫左衛門獨豐前にとり

アカニ アガノ

アカハタカタモ 裸伴 上古寶銀の名、書紀垂仁天皇の條に云、作銀一千口、因名其銀、謂三川上部、亦名曰裸伴(裸伴此云阿爾清總我等母)石上神宮也

アカハタヤキ 赤膚焼 肥前國大和國上郡郡山に於て製造する陶器の名、肥前國正保年間京師

アカハ 赤膚 麤の色目の名、表は黄に赤を交じへ、裏は萌黄(服色部類)

アカバシウチ 赤橋氏 姓は平氏、北條義時の子重時より出づ、重時の子長時、始めて赤橋と稱す、子義宗孫久時皆六波羅北方となり、久時の子守時執權に、英時備前探題に、種時備前奉行となる、元弘の亂の時皆敗死す、守時の子重時、建武元年北條時行の亂に黨して殺され、遂に亡ぶ(北條系圖)○北條義時

重時 長時 義宗 久時

守時 重時

英時

アカハ

アガモ アガリ

國史に見えず、疫疾流行と記せし中に混じたるものならん、鎌倉の末頃よりハシカと稱するに至り、

アガモノ

贖物 敵の時、罪の贖として出すもの、身の贖をあがなふものといふ義、御贖物(ミアカモノ)と云ふ

アガモノヤク

贖物使(ナテモノ) ヅカヒを見よ

アカラカシハ

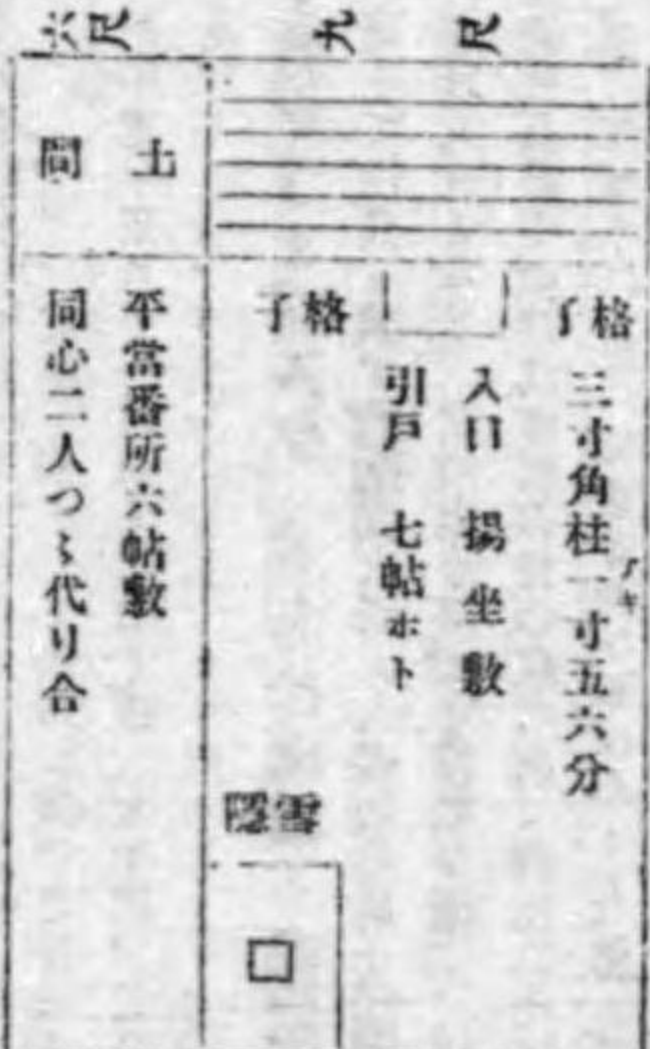
紅柏 北野天神十一月朔の祭を云ふ、葉のあからめる柏に、供物を盛せて奉るより云ふなるべし(倭訓栞)

アガリウマ

揚馬 馬の蹄にて、後足を踏み前足を上げて直に立つ馬を云ふ、今立つ馬と云ふに同じ○古今著聞集に云、中頃六のあしけといふあがり馬有り、何れの御室にか大法を行はせたまひけるに、引せられけるを、房官に給はせてけり、あがり馬とも知らず乗りあるける程に云々、又今鏡にも見えたり、玉葉文治二年三月二十三日鹿苑の條に云、此内有揚馬一匹、下馬行廣騎之

アガリサシキ

揚坐敷 江戸時代における獄舎の一、傳馬町牢獄内にあり、五百石以下、御目見以上の獄本(五百石以上は預に處す)の犯罪人を容る、所、此所は坐敷けり○揚坐敷へ入らるる者は、乗物にて揚坐敷前まで来り、爰にて下り立所に牢屋同心發着控え居て、誰殿御掛りにて何の誰年何十何才と認めし書付を發着に渡す、發着之を此者の口上に引合せて發着の者は、發着何の誰に請取ると云ふ、當人は揚り坐敷板の間に上り、下男親方此處に居て、衣類を改め先づ下帯、襟袴、或は袴衣下に着たる品をよく改めて之を着せ、衣類一々相改む、此時町同心下役(下役とは町同心の内勤をいふ)此



アガリ

二人、發着二人、平當番二人、外發番一人にて立合ふ、改め済みて(揚坐敷)に入る、大牢の内裡科人兩人を、付人として揚坐敷に入るなり、犯罪人は此所まで手錠を除きて入牢す、付人は入牢者の萬事の前にて手錠を除きて入牢す、付人は入牢者の萬事の世話をする、十五日或は二十日に一度位交替す、夜にすれば牢屋同心平當番の者、蒲團一枚持参し、明日届物にて蒲團を替るべき間、先づ今晩は是を掛け、寝られよと云て發着す、最も翌日宿より蒲團紙手拭等をば入る、食事は朝五時夕七時の二度にして、本膳坪平つきなりといふ、其圖左の如し、

アガリウマ

格子は南に入口あり、東西は、ハメに覆の厚板なり、牢屋は四寸角柱あり二寸、北方は上に格子つき下は「ハメ」を張る、入口は、かんぬき三三三四方位、外さの口は引戸なり、牢屋(ラウヤ)と云ふ(舊幕政談)

アガリサシキ

揚坐敷へ 江戸時代獄舎の揚坐敷に拘禁するをいふ、アガリサシキと云ふ

アガリシヤウジ

明障子 今の障子に同じ、別を改め薄き紙一枚を張りたるもの、今昔物語に云、ちばしりて、あかりしやうじをあけて、

アキケンチ

秋檢地 江戸時代田地を檢校する法の一、其一年分を見取りと爲すの定法なり、檢地(ケンチ)と云ふ

アキサス

贖(贖) 今日俗に手附金といふに同じ、入銀又はさきかきとも云ふ、買物をなし品物を受取らずして、まづ代價の幾分を拂ひ置く事を云ふ(新撰字鏡、倭訓栞)

アキサトシヤウ

秋里城 關西國因幡國氣高郡秋里(關西國古城址にて、中古秋里寺善願師承、元徳の頃以前より此地を領し城を築きて居る、其後山名氏當國守護の時、當城に在ること二百五十六年、天正の初め、一國過半毛利氏に屬するや、山名兵城を法美郡杉崎村の妙見山に移し、此地に百姓を住居せしむ、然るに天正九年妙見山を捨て、鳥取の城に籠る時、秀吉の麾下杉原七郎左衛門陣を當城に張て、伯耆の街道を押へたりといふ(因幡志)

アキサリコロモ

秋去衣 給をいふ、秋になりて着る衣の意、萬葉集に、たなばたの五百はたにておる布の秋去衣たれかとりみん、など詠じたものこれなり、而して水居宣長は、秋去衣は和布の誤りなりといひ、鹿持雅澄は、アキタへと訓したれど、いまだ定説と爲し能はざるがごとし(年山紀聞、倭訓栞、萬葉集古義)

アキシノウチ

秋篠氏 天智日命の後、乾

アキゲ

アキシ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アガリ アキラ

に揚りや入口を發着控にて平當番にあげさせるなり、入牢済みて發着より出る、食事は朝五時夕七時の二度、俚ゆとりめにして、モツツナリ汁は手桶に入れつかばす、先揚りやの中に入敷だけ膳入れあり、香の物はわかつげの大根なり、香湯水も限りありて入れ遣はすなり、牢屋(ラウヤ)と云ふ(舊幕政談)

アガリヤイリ

揚屋入 江戸時代、獄舎の揚屋に拘禁するをいふ、アガリヤイリと云ふ

アガリヤシキ

上屋敷 江戸時代に於て私有的宅地を没收して官有に歸するもの、

アカルタ

明妙 祭祀の料物、うるはしきたへないふ、祈年祭新嘗祭等の幣物、五色の薄絹各五尺ほどあるもの、明妙は染めたる絹としての色の美しきものを云ふ、又色は何にても光澤ありて美しきをば、照妙(テルタ)といひ、又傍座等の布の細く織りたるものを、和妙(ニギタ)といひ、荒きものを荒妙(アラタ)と云ふ、又織りたる布の類をすべて云ふ名にも云ふ、又妙をタへと訓むは、榜の意をかりて書きたればなりとも云ふ(倭訓栞)

アキ

陰曆の七八九月をいふ、倭訓栞に、飽の義なり、百穀已に成て萬民飽足るの時なればしかいふと、日本釋名に、明なる義なり、秋天は特に晴明なればなり、或は云ふ、橘なり、草木紅葉してあかきを以てなり、又一説に、なきなり、萬物秋に至れば零落し、枯れ萎みてなくなるを以て云ふとも云へり(古今要覽)

アキヲサ

商長 兵の名、上古商人の長を云ふ、意、姓氏に、多奇波世君三世の孫久比、崇徳天皇の朝英園に使し、珍貴の物を得て歸り天皇に獻ず、中に、吳橘あり、天皇其名を問ふ、久比奏して曰く、

アガリ

たてぶみをとめて(倭訓栞)

アガリタチ

儀刀(ギタウ)を見よ

アガリデンチ

上田地 江戸時代に於て、一時官に取上げ置かれたる田地をいふ、借金の爲め田地を所持し難く逃走したる者ありて、その跡を引受くべき人なき時、官に於ても本人の罪科なき故、没收すること能はざるを以て、之を其村の惣作に爲し置き、後年本人の立ち歸りたる時に至り其田地を渡す、斯の如き田地をいふ、若し土地のみならず上り地、田畑のみならず上り田といふ(地方凡例誌)

アガリノミヤ

殲宮(アガリ)に同じ、同條を見よ

アガリヤ

揚屋 江戸時代に於ける獄舎の一、傳馬町牢獄内にあり、御目見以下、御家人、又大名獄本の階臣、坊主、山伏等の犯罪人を容る、所○揚屋へ入る時は、先づ牢屋敷牢屋まで乗物にてかき入れ、火の番所前にて下る時、發着同心揚り屋入送り來りし者より囚人の書付請取り、番所の前にて囚人に向ひ、誰殿御掛りにて何の誰年何と聞き、即ち書付に引合せ置て受取りし趣を申送りて入を返し、當人は直に階外に入れ(町同心一人、發着一人、平當番二人、張番二人、付添て階に入り外より切る、發着四人に向ひ、牢内の法度ありて、金銀刃物書物火道具類所持相ならずと云ひ渡し、其後指圖して繩を解き、爰にて衣類二三枚ある時は、先づ下帯一枚改め、又跡を一枚づつ改め、夏ならば、先づ下帯を改め、是をしめさせおきて跡を改め、髪をふぐし前後にふり、改め済みて發着揚り屋へ登るかけ「揚屋」と云ふ、内より名主(イ)と答ふ、時に發着、牢入りあり、何の何事段掛にて、元某家某某の何十歳と云ふ、時に中より御アガリヤといふ、時

アガリ

大和國下郡秋篠村は其本居なるべし、其國東は右京、河内、遠江等にありて、朝臣、宿禰等を稱する神別なり○桓武天皇延暦元年五月、土師宿禰安人等上言して、秋篠と稱せんことを請ひ、其兄弟男女六人に秋篠の姓を賜ひ、四年八月、土師宿禰淡海、其姉諸主等に、秋篠宿禰を賜ひ、同九年十二月、秋篠宿禰安人等に朝臣を賜ひ、十五年七月、秋篠朝臣全繼等を右京に賞し、嵯峨天皇の弘仁二年三月、河内國の人土師宿禰常壽に、姓秋篠朝臣を賜ふ(新撰姓氏錄考證)

アキシノテラ

秋篠寺 關西國大和國下郡(今生駒郡)平城村大字秋篠(關西國初め法相宗なりしが、今淨土宗に屬せり)○本尊藥師如來(關西國)光仁桓武兩天皇の勅願所、光仁天皇寶龜十一年善珠法師の創建と云ふ、この年勅して封一百戸を寄す、桓武天皇延暦十七年下郡院公田二十四町、并に善池一處を寄せ、嵯峨天皇、仁一年封一百戸を施入し給へり、文永以後寺領につきて四大寺と譽れ争ふ、中世以後兵火に罹り、漸次衰頹して、今僅に講堂(天平時代の建築、或は保延中建立と云ふ、特別保護遺物たり)を存するのみ○佛像の優秀なるもの、十一面觀音、技藝天(傳運慶作)、救世菩薩(傳安阿彌作)、梵天(同上)大元帥明王(傳法橋作)帝釋天、應師十二神將等あり皆國寶となる(續紀、元亨釋書、御座間基、大和志、大和志)

アキタウチ

秋田氏(三善清) 阿常貞時を祖とす、其先長體産の弟安日より出づ、貞任の二子高星安壽太郎と稱し、數代の後實季に至りて、秋田城分となる、依て氏を秋田と稱す、慶長七年事に皇して、邑を滅じ常陸國赤井に移り、五萬石に封せらる、其

アキシ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アキタ

アケウーアゲシ

アケウイ 亞槐 大納言をいふ、ダイナゴン

アケ 緋(紅) 緋色染色の名、茜にて染めた

依て蘇芳染を用ひらる、然れども古實を好まる、人は猶舊染を用ひ給ふ、又近代は紅染を着用し給ふなり云々○冠、隆背、位袋、袷、袴、靴等の裝束をば、此色にて染め給ふ、即ち、袍は、深緋にて四位、淺緋にて五位の人着用し、隆背は、正月賽會の時講師深緋に染めて用ひ、袷袋は、深緋に染め同時の講師着用、位袋は、深緋のもの諸臣内命婦等四位、淺緋のもの五位用ふ、袴靴は深緋にて參議以上、靴は五位以上用ふ、彩は騎射近衛府官人等着用す、深緋縫袷式に據れば、深緋は綾一匹に西大四十斤紫草、西大三十斤米五升灰三石新八百四十斤、淺緋は綾一匹に西大三十斤米五升灰三石新三百六十斤を用ふ、深緋は茜の外紫草を用ひ其だ濃黒なりしなり、然るに後世紫草を多く増して、其色紫に似せ染むるに至らしめ、遂に一位の袍も四位の袍も同色になりたり(廷喜式、桃華葉葉、裝束集成、裝束色事)

アゲウタ 上歌(擧歌) 古への雅樂の名、古事記傳に、神樂採物の歌に、擧歌と云ふあり、又夷振之上歌、又夷振之片下と云ふもありて、共に其歌ひ様にて依て名づく、日本紀纂段に擧て之を唱ふる歌なりと云へるは非なりと云へり、

アゲラ 綏、オイカケに同じ、今昔物語に云冠の上綾の長かりければ、世の人、あげのまとなんつけたりける云々

アゲシヨウモン 上證文 江戸時代訴訟上文書の名、原告及び被告の兩人より裁判の宣告に服する時、上げる證文、請證文より詳細なるものに

アケノキ 赤衣 五位を云ふ、五位は淺緋の服を着するより名づく(八雲御抄)
アケノリホフネ 阿氣乃曾保布爾 名、海船起原詳かならず、推古天皇以來、齊明天皇の御世に至る間に始まれるが如し、降りに寶曆の頃、江戸幕府及び諸侯船を造る、鐵舟と稱するあり、また伊達小早と稱する舟舟を以て色彩したる輕舟あり、皆舟塗船の類なり(工藝志料)
アゲハノテフ 揚羽蝶 紋所の名、蝶紋(テフノモン)を見よ、
アゲバリ 幄 上下四方に幕をまといて宮室に象るを云ふ、平張に對して揚張の義なるべし、齊明紀に幕をよみ、和名抄に大張也と見えたり、大藏式に、九月九日節神樂苑乾園中庭立三疊四字、又立三樂人一字とあり(箋注和名抄)に云、按説文、程木也、無繩字、則知繩繩古今字、大帳繩木帳之誤、釋名、帳屋也、以帛衣、帳施之、形如屋也、周禮注、四合象宮室、曰帳、漢書禮樂志注、帳上四面覆曰帳、昭十三年左傳正義、幕大而帳小、帳在幕下、帳之、蓋帳幕之類、非、阿計波利也

アゲマキ 總角(髮、角子) 名、髮結髪

一種、髮束束抄に、先づとき櫛にて解き、平かすがにて別け目の筋より頂を別け下して、先づ右の髪をかみれして結び、左の髪をよきけづり、油わたなど附け、髻を取る如くときよする、と見え、安齋禮筆に、魂魂を結ぶ形とも云ふと見え、助無管抄に、まづ髪を二つにわけ、耳のすぢに、耳より一寸をあけて、下結をすべし、其上を紫のくみに

アケウーアゲマ

アケウイ 亞槐 大納言をいふ、ダイナゴン

アケ 緋(紅) 緋色染色の名、茜にて染めた

依て蘇芳染を用ひらる、然れども古實を好まる、人は猶舊染を用ひ給ふ、又近代は紅染を着用し給ふなり云々○冠、隆背、位袋、袷、袴、靴等の裝束をば、此色にて染め給ふ、即ち、袍は、深緋にて四位、淺緋にて五位の人着用し、隆背は、正月賽會の時講師深緋に染めて用ひ、袷袋は、深緋に染め同時の講師着用、位袋は、深緋のもの諸臣内命婦等四位、淺緋のもの五位用ふ、袴靴は深緋にて參議以上、靴は五位以上用ふ、彩は騎射近衛府官人等着用す、深緋縫袷式に據れば、深緋は綾一匹に西大四十斤紫草、西大三十斤米五升灰三石新八百四十斤、淺緋は綾一匹に西大三十斤米五升灰三石新三百六十斤を用ふ、深緋は茜の外紫草を用ひ其だ濃黒なりしなり、然るに後世紫草を多く増して、其色紫に似せ染むるに至らしめ、遂に一位の袍も四位の袍も同色になりたり(廷喜式、桃華葉葉、裝束集成、裝束色事)

アゲウタ 上歌(擧歌) 古への雅樂の名、古事記傳に、神樂採物の歌に、擧歌と云ふあり、又夷振之上歌、又夷振之片下と云ふもありて、共に其歌ひ様にて依て名づく、日本紀纂段に擧て之を唱ふる歌なりと云へるは非なりと云へり、

アゲラ 綏、オイカケに同じ、今昔物語に云冠の上綾の長かりければ、世の人、あげのまとなんつけたりける云々

アゲシヨウモン 上證文 江戸時代訴訟上文書の名、原告及び被告の兩人より裁判の宣告に服する時、上げる證文、請證文より詳細なるものに

アケノキ 赤衣 五位を云ふ、五位は淺緋の服を着するより名づく(八雲御抄)
アケノリホフネ 阿氣乃曾保布爾 名、海船起原詳かならず、推古天皇以來、齊明天皇の御世に至る間に始まれるが如し、降りに寶曆の頃、江戸幕府及び諸侯船を造る、鐵舟と稱するあり、また伊達小早と稱する舟舟を以て色彩したる輕舟あり、皆舟塗船の類なり(工藝志料)
アゲハノテフ 揚羽蝶 紋所の名、蝶紋(テフノモン)を見よ、
アゲバリ 幄 上下四方に幕をまといて宮室に象るを云ふ、平張に對して揚張の義なるべし、齊明紀に幕をよみ、和名抄に大張也と見えたり、大藏式に、九月九日節神樂苑乾園中庭立三疊四字、又立三樂人一字とあり(箋注和名抄)に云、按説文、程木也、無繩字、則知繩繩古今字、大帳繩木帳之誤、釋名、帳屋也、以帛衣、帳施之、形如屋也、周禮注、四合象宮室、曰帳、漢書禮樂志注、帳上四面覆曰帳、昭十三年左傳正義、幕大而帳小、帳在幕下、帳之、蓋帳幕之類、非、阿計波利也

アゲマキ 總角(髮、角子) 名、髮結髪

一種、髮束束抄に、先づとき櫛にて解き、平かすがにて別け目の筋より頂を別け下して、先づ右の髪をかみれして結び、左の髪をよきけづり、油わたなど附け、髻を取る如くときよする、と見え、安齋禮筆に、魂魂を結ぶ形とも云ふと見え、助無管抄に、まづ髪を二つにわけ、耳のすぢに、耳より一寸をあけて、下結をすべし、其上を紫のくみに

アゲスーアケチ

アゲス 差上申一札之事

一何々の出入、簡様々々訴上之候

一簡様々々答上之候

右出入被り蒙り御吟味簡様々々被り御渡、一同承知奉畏候若相背候は、御科可被り御付候、仍爲後禮連印一札指上申所如件

右の如く最初訴答の趣を認めし上證文といひ、其外通例のものほ請證文といふ○天保の頃に至り殆ど絶え請證文のみなれり(古事類聚法律部)

アケスモン 不開門 傳警門の別稱、花山天皇通世せられし時、此門より出でられしを以て不祥の例とし、この門を開けざるより起る、屢中抄に、傳警門、あけずのみかどなりといへり、傳警門(平カシモン)參看(拾芥抄、大内裡御考證)

アケタミ 上疊 貴人の舖座に用ふる疊、座敷の疊の上に、外の疊を二疊並べ敷く事にて御座疊とも云ふ、普通の疊三枚重ねたる程厚くし、之を兩面に爲して縁を附けたるものなり(貞丈雜記)

アケチミツヒテ 明智光秀 關原十兵衛と稱す關原土岐氏の支族、美濃の人、父を光綱と云ふ、一説に若狹小濱親上冬廣の二子なりと關原十兵衛元服、弘治二年四月春藤義龍其父を討するや、叔父光安明智城に拒ぎ死す、光秀幼せんとす、光安讓めて宗家を興すべきを諭し子光春を托す、光秀即ち越前に逃る、後諸州を遊歴し朝倉義景、長岡藤孝等に仕ふ、幾干もなくして去る、永祿九年始めて信長に仕へ、擢用せられて土師長となる、十年瀧川一益に從ひ北國を伐ち、尋で丹波赤松の諸城を伐つ、功

ても、結核にても、太き著はどなる、長さ三尺ばかり有にて、ゆひめこのむすびしたれば、これは、主上の御鏡角のむすびやうなり、わなの方をへにあてたれば、わなのながまり一寸ばかりに、前へすこし筋かへたるやうにて有なり、さてわなならぬかた、後へひきて六寸ばかりにて、二筋まがりであるべし、主上の御鏡角の事、ちたは此定にゆひたるを、三つにわけ、二つをば組あはせて上へあぐべし、さていまいとつて、あけたるものとをまよふべし云々

ありとあり關原古(ミヅラ)と云ふ、崇峻紀に、厩戸皇子を頼に束ぬとありて、注に古俗年少兒十五六の間髪を頼に束れ、十七八の間髪を角子とすとあれは、十七八歳頃の結髪なり、後世轉じて其年頃の童の稱となる、彼の遊藝結、又同心結など云ふに同じかるべし、又唐輪と云ふは、此總角の變じたるならむ、髪(カミ)參看○又別に鏡の背に結ぶ紐を、總角と云ふ、鏡(ヨロヒ)の名所を見よ(源氏物語、遊遊笑覽)

アゲマキノイタ 總角板(上巻板) 逆板を云ふ、(サカイタ)を見よ○太平記山門攻の條に、志す處の矢所を少し不達、鏡の逆走より總角付の板まで云々とみえたり、

アコノチカノウヘノミササギ 安古岡上陵 檜前安古岡上陵(ヒノクマノアコノチカノウヘノミササギ)を見よ、

アゴノコネリ 英虞郡 所在志摩國、關原建置詳かならず、持統天皇の阿胡行宮は即ち此地なり、國郡沿革考に、養老三年佐藤郡を置き、後ち英虞郡と改む、佐藤郡改稱の事、史に見えず、然れども塔志郡を割きし地、此郡の外之に充つべきなり、且つ名切村以南の半島、今猶土人之を先志摩と云ふ、是佐藤の遺名ならん之を以て考るに、後阿胡宮

を以て滋賀郡を賜はり、坂本に城を居す、栗色十萬石を食む、天正元年高島郡及び木戸田中の二城を賜はり、滋賀の郡領を併す、二年後五位下日向守となる、三年信長の命にて旅を惟任と改め丹波に封ぜらる、五年織田信忠に從ひ片岡城を拔く、後ち波多野秀治を八上城に攻め利あらず、母を質して和す、後ち秀治兄弟を捕へて信長に送る、信長之を縱殺す、因て波多野の兵怒り光秀の母を斬る、世人故に光秀母を弑すとなす、光秀爲に信長を恨み、又事を以て憤り、十年終に叛して信長を本能寺に弑す、(ホンノウツノヘン)參看○光秀尋で山崎にて豊臣秀吉に敗られ(ヤマザキノタカヒ)參看○坂本に逃る、途小栗栖にて土人に殺さる、年五十七、光秀才學あり和歌を能くし又茶道に通ず(常山紀談、野史)

アケツチモン 上土門(揚土門) 名、屋上を平らにして、其上に土を載せ、石灰にて塗りたる門を云ふ、又あつち門といへり關原天授五年足利義滿武人邸宅の制を定め、其親族並に重祿のものをして、上土門を建てしめしことあり、應仁記に、大名の屋造、吉良、石堂、石橋、澁川等をばまづおきて、細川、武衛、畠山、山名、一色、六角は上土門を建てにけるなど記したるを見れば、當時上土門を尊びたることを知るべし、而して織田氏の頃より、武人多く瓦葺の横門を建て、上土門漸く衰へ、なほ其製作も、後世は屋上に土を擧げざる、一の造り方となりたり、門(モン)參看(後訓業、家屋雜考、工藝志料)

アケノカハ 紅草 紅を以て染めたる緋色のもみ草、赤草とは別なり、一説に西塗の草と云ふは恐らく誤なるべし、火威録に、この紅草を細く巻みて成したるなり○上代信濃、上野等の草工、能く織るを作りて賣物とす、關原天皇御時、毎歲信濃

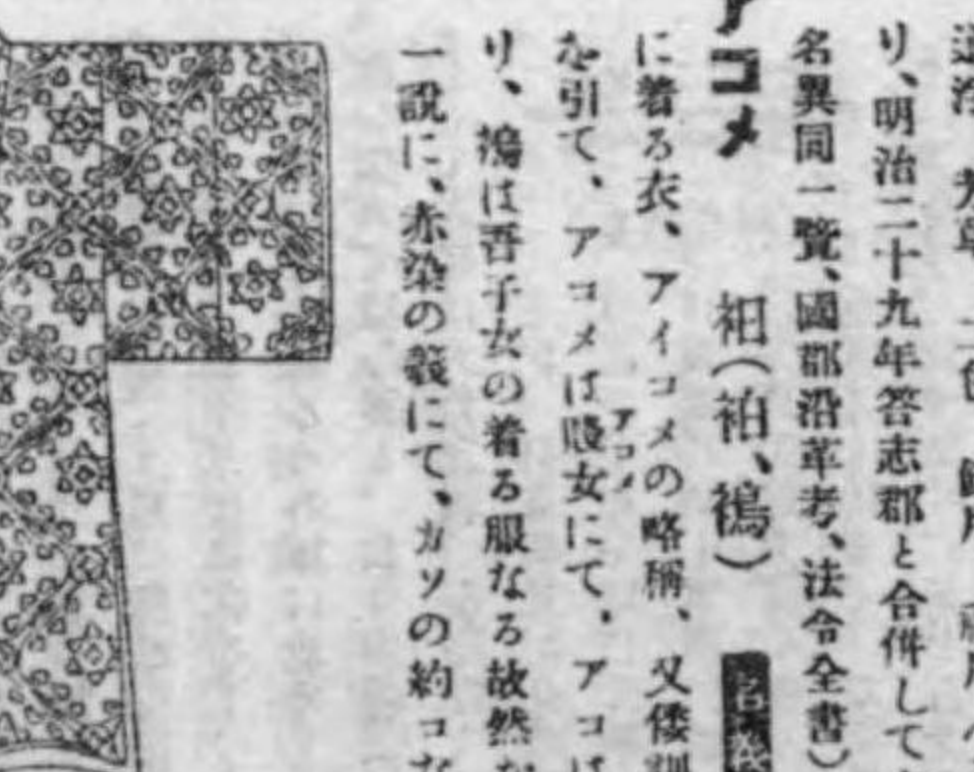
を以て關原となし、因て郡名改めしならんといへり、和名抄に、甲賀(カフカ)名雖、船屋(フナコ)道淳、芳草、二色、餘戸、神戸(カムベ)の八郷あり、明治二十九年答志郡と合併して志摩郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

アコメ 相(拍、鴉) 名、白鳥と下段との間に着る衣、アコメの略稱、又僕訓業に、慶應秘抄を引て、アコメは服女にて、アコは吾子、メは女なり、梅は吾子女の着る服なる故然か云ふとあり、又一説に、赤染の義にて、カソの約コなりといへるは非なるべし、

唐韻に、相、女人近身衣也と注し、一語一着なりと云へり(相)

男女共に着用す、紋は小葵、菊立、酒、重菱、蓮華等、地は綾にて裏平胡なり、

短し、色に紅、蘇芳、菊木、薄色あり、種類に單、袴、袖



小言には、下着なりと云へり(相) 男女共に着用す、紋は小葵、菊立、酒、重菱、蓮華等、地は綾にて裏平胡なり、短し、色に紅、蘇芳、菊木、薄色あり、種類に單、袴、袖



菊立、酒、重菱、蓮華等、地は綾にて裏平胡なり、短し、色に紅、蘇芳、菊木、薄色あり、種類に單、袴、袖



菊立、酒、重菱、蓮華等、地は綾にて裏平胡なり、短し、色に紅、蘇芳、菊木、薄色あり、種類に單、袴、袖

アコメ

アサハ アサヒ

アサハラタメヨリ

浅原爲頼 正應三年春京師に入り、其二千と共に、伏見天皇を遷はんとして...

アサヒシヤウケン

朝日將軍 源義仲(ミナモトノヨシナカ)を見よ、

アサヒナノコホリ

朝夷郡 安房國 船橋和名抄に、御原(ミハラ)新田(ニフタ)大瀧...

アサヒノミヤ

朝日宮 伊勢大神宮の内宮を云ふ、倭姫命の朝日來向國と宣ひし故事に據る、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒマル

朝日丸 後鳥羽上皇佐藤憲清に賜はりし船の名、

アサヒ アサマ

アサヒヤキ

朝日燒 山城國朝日山の麓に於て製する陶器...

アサフジヤウ

麻生城 常陸國行方郡麻生村の南に在り、西は霞浦に濱す...

アサマガタケ

淺間嶽 信濃國佐久郡野分郡に在り、其嶽東西に分走し、東は上野郡水鏡、西は湯丸山を経て西北に轉じ、高六五百五十丈...

アサミケイサイ

淺見綱齋 諸名は安正、初め順良、通稱重次郎、補給、望桶樓と號す、近江高島の人、姓を高島と稱す、後京師に移り淺見と改む...

アサマイチデンリウ

淺山一傳流 淺山内藏助の創めたる劍術の流派、單に淺山流とも稱す...

アサモノミツ

素服 素服をいふ、麻の表の御衣と云ふ義、尤も天皇祀に、素服を讀みたり、素服には布を用ふる故に云ふならん、萬葉には、荒妙と云ひ、今には細布を奉ると見えたり、海人雜記に、俗人の服衣は白直垂也、袖の露を令略とて糸なし、紐ばかりなり、烏帽子も小結を略するなり、鎌倉には白布に髪をちと入て薄墨に染也、尤も道理に叶ふ者也と云へり、

アサマツリゴト

朝政 天皇早且南面に出御ありて、百官と共に政を聽き、面前勅定を下ざるを云ふ、續古事談に、其有様を詳記して云、昔平城天皇の御時までは、此國にも朝まつりごととし給けり、其儀式いまだほのくのほどに、主上出で南面におはします、群臣百寮各座に據す、四方の訴人さうなく内裏へ參集て、高き机の上じうれへよみのこと云ふ物を置かれたりければ、あやしの民百姓まで申文をもて參て、此宮に入る、此外記辨少納言など、次第にとりあげて、これをよみ申、群臣各これを評定し、主上まのあたり勅定を下さる、うれへし左右にあれば、即めしとほる、かたがたのもの當時なければ、退きてとほるべきよしを仰す、申文多くして事のほかに目たければ、やがて其座にて供御をまいらす、諸卿御膳をおろして各これをくみ、其の政若しはれば、其後ぞ舞樂御遊などもありける、君の御心には、民のうたへ(詠)なきをしめして、御ことばありあるより外の大事なかりけり(申略)...

アサメド

嬖殿 下總國香取神社の末社の名、正和文永頃の同社文書に屢々見えたり、諸林に、江次第の阿佐女主水は、朝女主水なるべし、然れば此朝も朝女にて、香取の神の朝女となりて、仕へ奉る神なるべし、嬖字を書ならびたるよしありけり(聞ゆ)といへり、

アサマツリゴト

朝政 天皇早且南面に出御ありて、百官と共に政を聽き、面前勅定を下ざるを云ふ、續古事談に、其有様を詳記して云、昔平城天皇の御時までは、此國にも朝まつりごととし給けり、其儀式いまだほのくのほどに、主上出で南面におはします、群臣百寮各座に據す、四方の訴人さうなく内裏へ參集て、高き机の上じうれへよみのこと云ふ物を置かれたりければ、あやしの民百姓まで申文をもて參て、此宮に入る、此外記辨少納言など、次第にとりあげて、これをよみ申、群臣各これを評定し、主上まのあたり勅定を下さる、うれへし左右にあれば、即めしとほる、かたがたのもの當時なければ、退きてとほるべきよしを仰す、申文多くして事のほかに目たければ、やがて其座にて供御をまいらす、諸卿御膳をおろして各これをくみ、其の政若しはれば、其後ぞ舞樂御遊などもありける、君の御心には、民のうたへ(詠)なきをしめして、御ことばありあるより外の大事なかりけり(申略)...

アサマツリゴト

朝政 天皇早且南面に出御ありて、百官と共に政を聽き、面前勅定を下ざるを云ふ、續古事談に、其有様を詳記して云、昔平城天皇の御時までは、此國にも朝まつりごととし給けり、其儀式いまだほのくのほどに、主上出で南面におはします、群臣百寮各座に據す、四方の訴人さうなく内裏へ參集て、高き机の上じうれへよみのこと云ふ物を置かれたりければ、あやしの民百姓まで申文をもて參て、此宮に入る、此外記辨少納言など、次第にとりあげて、これをよみ申、群臣各これを評定し、主上まのあたり勅定を下さる、うれへし左右にあれば、即めしとほる、かたがたのもの當時なければ、退きてとほるべきよしを仰す、申文多くして事のほかに目たければ、やがて其座にて供御をまいらす、諸卿御膳をおろして各これをくみ、其の政若しはれば、其後ぞ舞樂御遊などもありける、君の御心には、民のうたへ(詠)なきをしめして、御ことばありあるより外の大事なかりけり(申略)...

アサマツリゴト

朝政 天皇早且南面に出御ありて、百官と共に政を聽き、面前勅定を下ざるを云ふ、續古事談に、其有様を詳記して云、昔平城天皇の御時までは、此國にも朝まつりごととし給けり、其儀式いまだほのくのほどに、主上出で南面におはします、群臣百寮各座に據す、四方の訴人さうなく内裏へ參集て、高き机の上じうれへよみのこと云ふ物を置かれたりければ、あやしの民百姓まで申文をもて參て、此宮に入る、此外記辨少納言など、次第にとりあげて、これをよみ申、群臣各これを評定し、主上まのあたり勅定を下さる、うれへし左右にあれば、即めしとほる、かたがたのもの當時なければ、退きてとほるべきよしを仰す、申文多くして事のほかに目たければ、やがて其座にて供御をまいらす、諸卿御膳をおろして各これをくみ、其の政若しはれば、其後ぞ舞樂御遊などもありける、君の御心には、民のうたへ(詠)なきをしめして、御ことばありあるより外の大事なかりけり(申略)...

アサマ

アサマノジンジャ

朝熊神社 國志、神祇志料、神祇一覽) 淺間神社 國志、神祇志料、神祇一覽) 淺間神社 國志、神祇志料、神祇一覽)...

アサマノジンジャ

朝熊神社 國志、神祇志料、神祇一覽) 淺間神社 國志、神祇志料、神祇一覽) 淺間神社 國志、神祇志料、神祇一覽)...

アサマノジンジャ

朝熊神社 國志、神祇志料、神祇一覽) 淺間神社 國志、神祇志料、神祇一覽) 淺間神社 國志、神祇志料、神祇一覽)...

アサマノジンジャ

朝熊神社 國志、神祇志料、神祇一覽) 淺間神社 國志、神祇志料、神祇一覽) 淺間神社 國志、神祇志料、神祇一覽)...

アサマノジンジャ

朝熊神社 國志、神祇志料、神祇一覽) 淺間神社 國志、神祇志料、神祇一覽) 淺間神社 國志、神祇志料、神祇一覽)...

アサマノジンジャ

朝熊神社 國志、神祇志料、神祇一覽) 淺間神社 國志、神祇志料、神祇一覽) 淺間神社 國志、神祇志料、神祇一覽)...

アシカ

となり、女子義隆足利氏と爲る、代々北條の女を娶り...



白氏(尊)

あり、終に楠正成等の兵と戦て大敗し西海に走る...

アシカ

殺せんとす、臣下の諫によりて止り直義と和す...



花氏(尊)

へて京師に入る、十三年四月鎌倉を以て幾す...

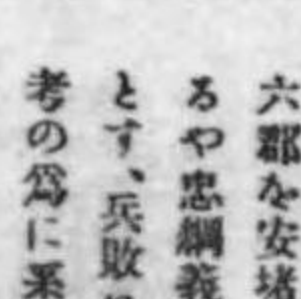


花氏(高)

原又太郎と稱す、備前守府將軍秀郷の裔世々下野...

アシカ

遭ひて食邑を収めらる、京師に至り訴ふ、平重盛申理...



成行

○成行 家綱 有綱 忠綱

アシカ

京師を犯す、尊氏海路より、直義陸路より兵庫に至る...



直義

アシカガハルウチ 足利晴氏

アシカ

アシカガミツカネ 足利満兼

アシカ



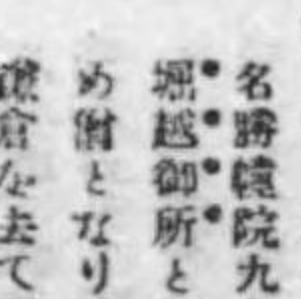
直義

勢大に振ひ、鎌倉の諸將諸度を取す...



直義

アシカガノコホリ 足利朝



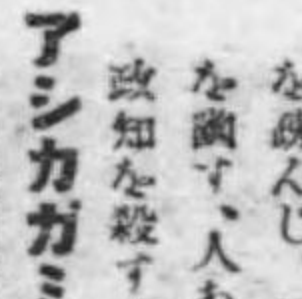
直義

アシカガマサウチ 足利政氏



直義

アシカガミツカネ 足利満兼



直義

アシガ

柄の頂上より東方に字明神(足柄郡北足柄村大字矢倉澤字明神)と云ふ處あり、其邊舊地ならんと、風土記稿に云へり、

アシガラヤマ

郡の西にあり、古(郡)中連山の總名、今は駿州の界な

アシガル

足輕 名義雜兵をいふ、足の輕

アシガ

柄等を以て駆使し、歩兵斥候等に出づ、江戸時代に

アシガルカシラ

足輕頭 足輕大將(アシガルカシラ)を見よ、

アシキ

カシラ)參看(武器を説、義秋公方記、加藤家軍詞、武

アシキタノコホリ

草北郡 關西肥後國

アシケ

草毛(馳) 馬の毛色の名、青白毛に

アシゲ

アシゲヒバリ 草毛雲雀 馬の毛色の名、

アシゲ

アシゲヒバリ 草毛雲雀 馬の毛色の名、

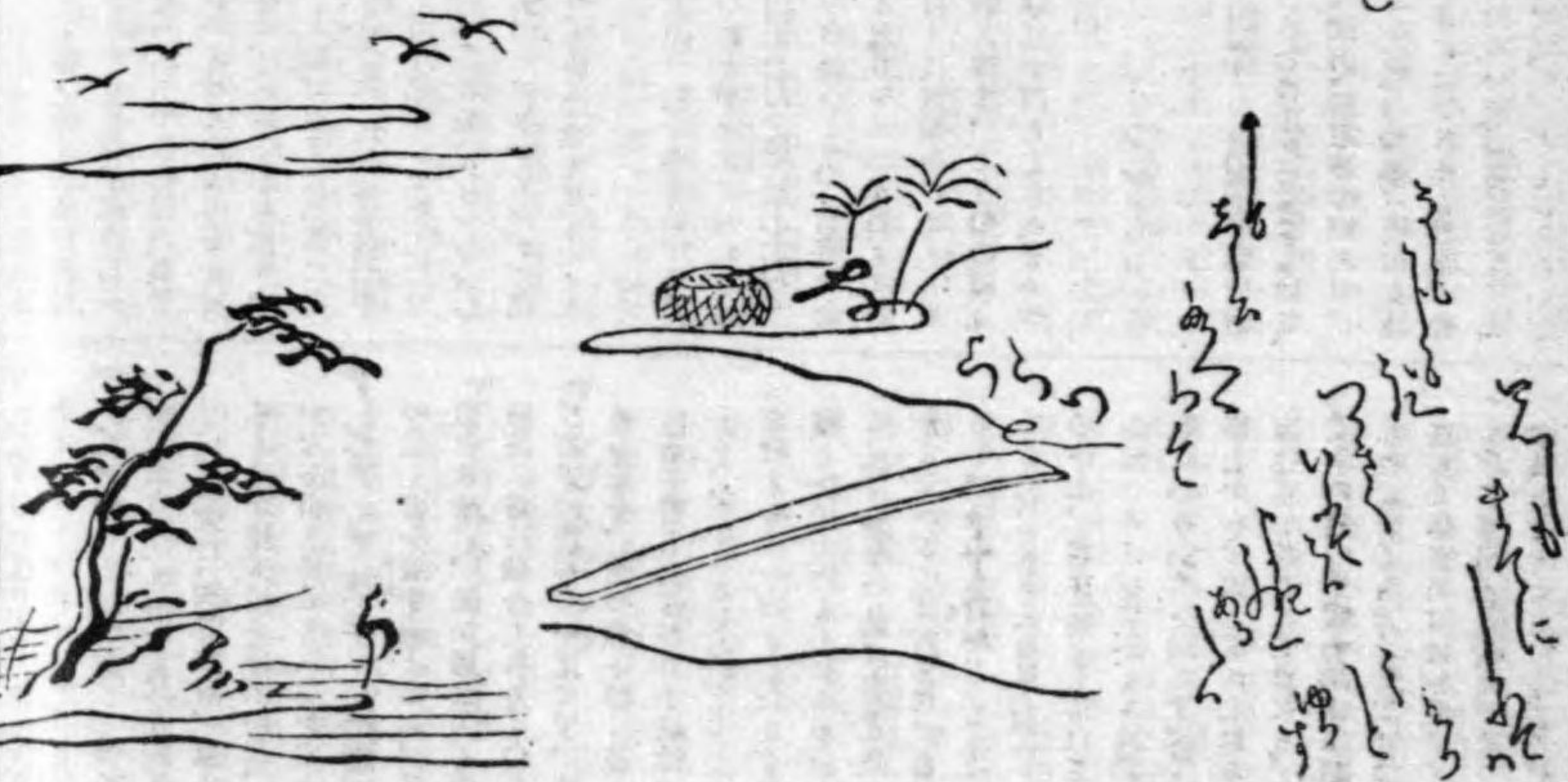
アシゲ

アシゲヒバリ 草毛雲雀 馬の毛色の名、

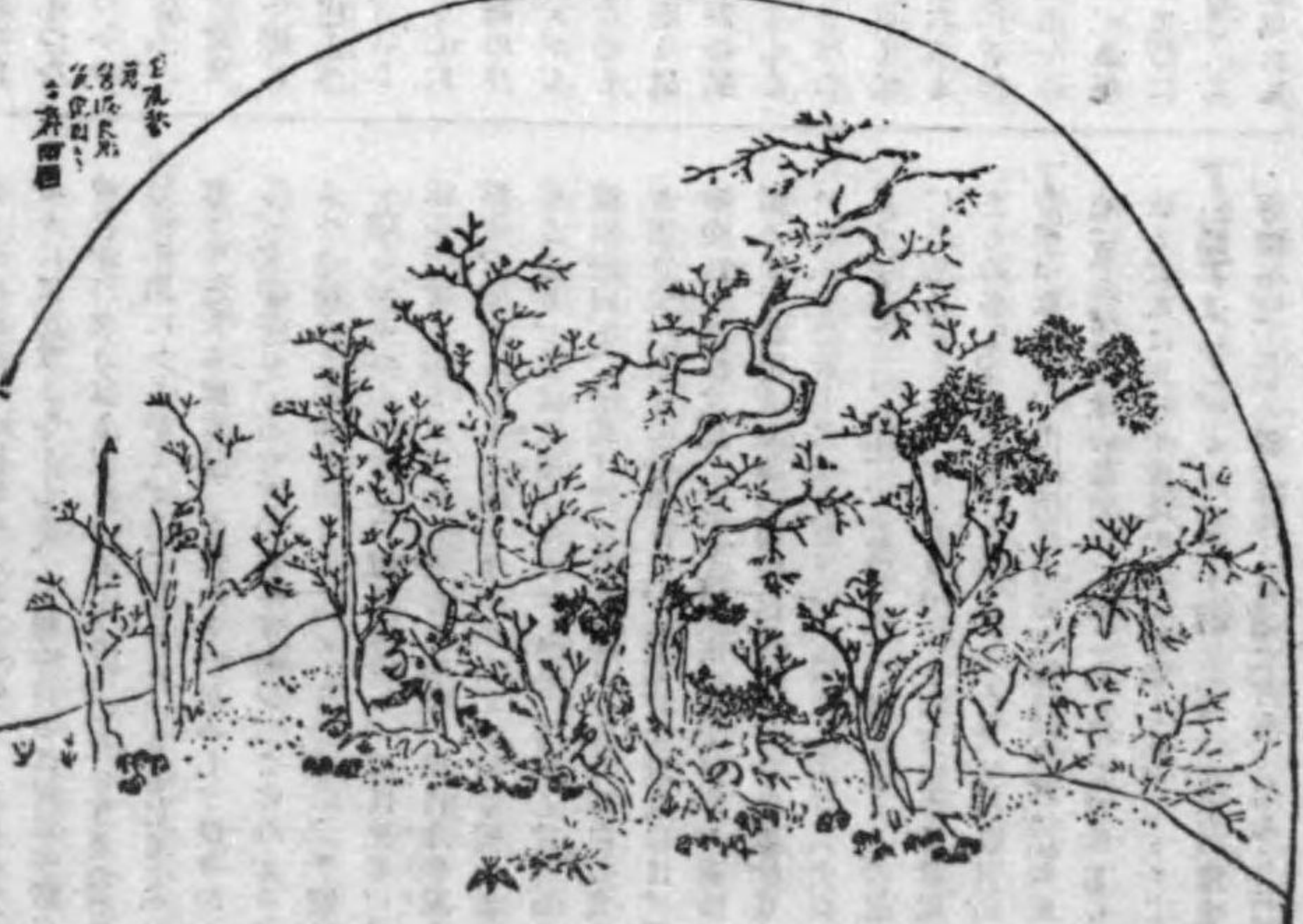
アシナ

〇八條院あしとの文 (兼手考所載)

〇司農少輔伊行の か、れたる魔手 (北邊開墾所載)



〇歌繪 葛城の料紙 箱に、新古今集の 大定木の 森の木の 間をもし 兼て人だ のめなる 秋の夜の 月、とい ふ歌をか きたり、 (天朝墨談 所載)



なる山へ片けて構へ、今一方は流の中に大なる柱を、唯一つ建て支へたる様なるべし、と云ふ故に、宮の御床は、山の片岸の上に構へたるに、彼の一方を支へたる柱は川中より立ちたる故に、其方より望めば、高く聳て見ゆればなり」といへり、(開闢前國字佐郡、宇佐神社の邊〇香紀通説に、一柱宮、蓋歴階而昇之宮殿也、今宇佐神社宮四、有、三藤館川、其水源、大石穿穴者多、傳云此其宮址」といひ、豊前國志に、一柱宮址は、宇佐宮の奥橋を架せる川上に在りて、柱礎の石礎尙存すといひ、豊前志に、宇佐宮より一里餘西南に當りて、川に添ひて御田村といふあり、川より五六町許隔りたる處に、小高き松原あり、南北に通ひし大道の跡存り、其處を村人は、塔の山足上とも云へり、塔山は饒山、足上は足一膳の略かといひ詳かならず、(開闢前國志武天皇、日向より發して筑紫に幸し豊前宇佐に到り給ひし時、其土人荒狹津彦、荒狹津媛の二人此宮を造り大御尊を奉る、尋で天皇其地より岡田宮に遷り給へり(古事記、古事記傳)

〇同上

子盛連相模國名に住し以て氏と爲す、十八代の孫盛重に至り家臣馳騁の者ありて群臣相和せず、猪苗代盛國等因て伊達正宗に通ず、天正十七年盛重大兵を發し、摺上原にて正宗の兵と戦ひて大敗し、支ふること能はずして常陸に走る、同十八年豐臣秀吉之を頼み常陸江戸崎に置く、後ち遂に亡ぶ(盛名系圖、野史)

〇三浦表明 佐原義連 盛重 光泰 泰盛 盛宗 盛貞 直盛 詮盛 盛政 盛久 盛信 盛詮 盛高 盛滋 盛舜 盛氏 盛隆 盛重 元重

アシナカ 足半 草履の一種、主として室町時代に於て之を用ひたりき、長さ普通の草履に比して極めて短かく、漸く其半ば位なれば、足の半は草履の外に出づるなり、これはく時は、人の數皮に坐したる傍を通るにも、其まゝ通行する事を得るといふ(貞丈雜記、倭訓栞)

アシノカミノコホリ 足上郡 開闢前國志 元明天皇靈龜元年三月足上郡始めて見ゆ、萬葉集に、安思我良、阿之我利、正保國以後今に至り足柄上に作る、按するに、足柄の名景行天皇紀に見え、孝德天皇分都の時足柄郡と稱し、尋で上下に分つ、和名抄に、高家(マカキヤ、マカ)櫻井(サクラキ)岡本(ナカモト)伴郡、餘戸、野家の六郡あり(續紀、郡名異同一覽、國郡沿革考)

アシノケ 阿之乃介 脚氣病を云ふ、和名抄に、脚病脚氣と見ゆ、續紀に、緣脚病從三櫻井領宮還と見え、源氏物語、うづは物語などに、かくびやうといへるも亦同じ、後撰集に、あしひきのやま

アシナ

ひはずとし頭かよふ跡を見ぬは苦しみのかを又落葉物語に、とぶらひるものせんとおしひつれど、あしひのけお、りてさうぞくすることのくろしければ、とも見えたり、なほ尺素往來に、中風脚氣之法、英勝温泉とあれば、室町時代に於ては、既に轉地療養の行はれたるを知るべし、

アシノジゼニ 足字鏡 開闢前國志 江戸時代に於ける鏡貨の一種、開闢前國志にて作り、徑八分半弱、重さ一匁、小者徑七分半の二種あり、銅質紫褐色、文字足字、穿上に在り、開闢前國志二年下野國磯田郡足尾村にて鑄造す(新寛永錢譜)

アシノシモノコホリ 足下郡 足上郡と變遷を同ふす、アシノカミノコホリと見ゆ、管絃は高田、和戸、飯田(ハンダ)垂水(マルヒ)足柄(アシカラ)等なり(和名抄)

アシノヤ 葦矢 朝廷に於て、十二月晦日追儺の儀式に、方相氏の用ふるもの、桃の弓に葦の矢を以て鬼を追ひ射るなり、是れ疫鬼を追ふまじむひなりといふ(公事根源、四季草)

アシハナアカケ 葦花赤毛(駉) 馬の毛色の名、黄白毛の雜りたるものを云ふ、又、桃華馬といふ、説文に、黄馬白毛を駉といふと見え、爾雅疏に、今之を桃華馬と謂ふと見えたり、

アシハナケ 葦花毛 馬の毛色の名、葦毛に黄の帯びたるもの、尾花葦毛ともいふ、和名抄に、黄鳴馬、葦花毛也と見えたり、アシゲと見ゆ、

アシハラノナカツクニ 葦原中國 吾國の別稱、太古四方の海邊等は多く葦原なりしより、葦原の中にある國の意にて別稱となりたり(國號考) アシヒトツアガリノミヤ 足一膳宮 開闢前國志 宮殿の名、古事記傳に、宮の一方は宇沙川の岸

アシノ

アシモ

アシモチ 足守 開闢前國志 國領郡も足守村開闢前國志 應仁天皇幸して行宮となし、足守宮と云ふ、近代木下氏の邑にて陣屋を置く、慶長五年

アタチ アタノ
アタチカケモリ 安達景盛
アタチノコホリ 足立郡

アタチノコホリ 足立郡
アタチノコホリ 足立郡
アタチノコホリ 足立郡

アタチノコホリ 足立郡
アタチノコホリ 足立郡
アタチノコホリ 足立郡

アタノ アタヘ
アタノコホリ 阿多郡

アタノコホリ 阿多郡
アタノコホリ 阿多郡
アタノコホリ 阿多郡

アタノコホリ 阿多郡
アタノコホリ 阿多郡
アタノコホリ 阿多郡

アチキ アチサ
アチキ アチサ
アチキ アチサ

アチキ アチサ
アチキ アチサ
アチキ アチサ

アチキ アチサ
アチキ アチサ
アチキ アチサ

アチノ アチメ
アチノ アチメ
アチノ アチメ

アチヤ アツア
アチヤ アツア
アチヤ アツア

アツエ アツカ
アツエ アツカ
アツエ アツカ

アチノオミ 阿知使主
アチメ 阿知女
アチメ 阿知女

アチヤノツボネ 阿茶局
アツアキラシワウ 敦明親王
アツアキラシワウ 敦明親王

アツエ アツカ
アツエ アツカ
アツエ アツカ

アツカ といふは誤なり。アツカシとは蝦夷語にて、アツシは檢の木、カシは沼の義なりと云ふ郡村志、蝦夷地名解。

アツカヒ

扱 江戸時代、訴訟の事などな和訳する事を云ふ、御定書百箇條に云、出入扱願取上るる品并扱日限之事(元文五年條)、公事扱願候節日數二十日可限、但遠國懸り合候出入は往返日限を考、其節々日數相極可申付事。

アツガミ

厚紙 紙の一種、鳥子の古名、又厚紙とも云ふ、延喜式に、田籍造三通(中時)厚紙料厚紙五十三張、古今著聞集和漢の條に、順徳院御位の時當座の歌合ありけり、厚紙を懸物につまれたりけるに、事はてい人々罷出けるに云々あり。

アツカリ

預 諸所の職員の名、其字の通り其所を預り領して、専ら事を取る者を云ふ、御書所、一本御書所、番所、殿倉院、御厨子所、内膳所、供御院、水室發殿等に置く、孰も長官なり、院司、後院、乳師等は次官以下なり(以上各條に付て見るべし)又此外、石清水、春日(以上二社には正權預あり)平野、大原野、梅宮等の神祇所に庄園等にも見えたり、俗職には、立預、居預あり。

アツカリシヨウモン

預證文 江戸時代に於ける訴訟上の文書名、奉行より訟者を親屬又は町村に預け置きて保管せしむる時、徴收する證文を云ふ。元禄十四年の御開書に云、總而出入ニ付當人を家主に預け給いたしおき程過公事に相成候節、互に預を候證文不明明違論及候之條、向後は預々候分名主五人組之相斷家主方より證文取可申候、但し夫共打捨置候は、預り置候家主方より奉行所へ可訴出候、右之懸置相守之令違背候は、可爲曲事、右之(享保集成辨録)。

アツカリマウス

關白 万機を預り申す意、關白(クワンパク)を見よ、アツキザカノシチホヤリ 小豆坂七本槍 小豆坂は三河國岡田郡美合村にあり、天文

アツカリドコロ

預所 庄園の役所、寺社及び領家より補する職にて、其土地を預り年貢、物成等の事を管す、又地頭にて預所を兼ねることあり、晋委鑑文治二年五月に見えたり、室町時代に至りては、武家の領地にも之れを置く、左に常陸國吉田文書を掲げて、預所補任の一例を示す。

アツカ

下 常陸國吉田河崎等郷并細谷 定補預所職事 大藏丞大舍人友恒 右人所定補如件、有限年貢以下、色々所役等、任先例無礙、可致其沙汰也、年々未進分、同令沙汰、早速可令辨濟、者住人等宜承知、依件用之不可違失、故下 正應二年八月 日 左大史小槻宿禰花押

アツカ

下 常陸國吉田社領字喜郷 成垣富田公田壹町、額把稻帶田壹町、給田三段、勸料在家所役以下色々事 右件所役等者、任申附旨、爲田所給分、始所宛、給長經也、依領家仰下知狀如件 正應四年正月二十日 預所左衛門尉三善花押

アツカ

預所 江戸幕府の領地に於て、諸藩の保管する所を云ふ、牧氏金繼延享二年七月十九日の途に、預所は代官に同からず云々見えたり、アツカリマウス 關白 万機を預り申す意、關白(クワンパク)を見よ、アツキザカノシチホヤリ 小豆坂七本槍 小豆坂は三河國岡田郡美合村にあり、天文

アツカ

て見れば、是より以前にありしこと明かり、延喜の御兵衛家にて作る、長七尺六寸餘を施し五日にして成り、又登壇して漆を塗り、凡て十五日にして一弓を製すと見えたり、而して信濃國に多く産せしより、元慶二年五月其國に命じて梓弓二百枚を採進せしめしことあり、後に信濃は梓の枕詞として用ひらるに至り、武家の世に於て作りし弓専ら行はれ、梓弓遂に廢る(古今要覽稿)。

アツカ

朝臣、アツカシを見よ、アツタノジンクウ 熱田神宮 關國尾張國愛智郡熱田郷江崎(本國第三の宮、今は官幣大社)熱田日本武尊を祭り、草薙劍を靈形とす、神殿二字東西に相並び、東を土用殿(渡用殿)と云ひ神鏡を奉安す、西を正殿と稱し、後ち天照大神、素戔嗚命、高皇產靈命、建甍神命を合祀し、大宮五座と云ふ、本社所祭の承和十四年の文書に、神體五座とあれば、四神を合祀したるは、其以前たること明なり、關國草薙劍は、三種神鏡の二にして、垂仁天皇以來伊勢神宮に皇大神と共に奉齎せられしが、景行天皇の朝、皇子日本武尊東夷征討の途次大神宮に參り、時に皇孫倭彥命賜ふに此神鏡を以てす、日本武尊遂に東夷を平定し歸路病に罹りて薨す、紀宮賀媛命社を建て其靈を祭り、神鏡を奉安す、關國天智天皇七年新羅の僧道行神鏡を盗み、本國に歸らんとし、風波の爲め難波に漂着し遂に歿する、留來神鏡は天皇の大赦にありしが、天武天皇朱鳥元年六月御病あり神鏡の樂りと云ふ、勅して本社に奉還し社守七人を置き、尾張氏を神主視とす、平城天皇大同三年二月齋部廣成例幣に預らん事を請ふ、嵯峨天皇弘仁十三年六月從四位下を授け、仁明天皇天長十年六月從三位封十五戸を賜ふ、寛祥三年三月天皇不豫なるを以て神戶の

アツカ

十一一年八月今川義元織田信秀と此所に戦ふ、織田氏の軍敗れて退く時、部下の士にて尤も武勇を顯せし者、織田信光、織田信房、岡田直教、佐々勝運、佐々勝重、中野曾知、下方匡範の七人あり、世に之を稱して小豆坂七本槍といふ(遠老物語合類節用集)。

アツカ

小豆粥 小豆を交へて煮たる粥、正月十五日にこれを食す、年中行事の一、此日小豆粥を食するは、邪氣を除くといふ信仰に基きたる行事にして、支那の時蚩尤といふもの、正月十五日に誅せられし後惡靈となる、故に今日亥の時に小豆粥を煮てこれを祭り、また食用すれば年中の邪氣を除くといひ、或は高幸氏の女正月十五日に死して後靈魂となりて道路に徘徊し、道人を悩ます、此人平生粥を好みけるより、今日これを祭れば吉なれとも稱し、詳かならず、吾國にては宇多天皇の寛平年間より起れりといふ、朝廷にては正月の外、三月の節供にも獻じたり(公事根源、和事始)。

アツカ といふは誤なり。アツカシとは蝦夷語にて、アツシは檢の木、カシは沼の義なりと云ふ郡村志、蝦夷地名解。

アツカヒ

扱 江戸時代、訴訟の事などな和訳する事を云ふ、御定書百箇條に云、出入扱願取上るる品并扱日限之事(元文五年條)、公事扱願候節日數二十日可限、但遠國懸り合候出入は往返日限を考、其節々日數相極可申付事。

アツガミ

厚紙 紙の一種、鳥子の古名、又厚紙とも云ふ、延喜式に、田籍造三通(中時)厚紙料厚紙五十三張、古今著聞集和漢の條に、順徳院御位の時當座の歌合ありけり、厚紙を懸物につまれたりけるに、事はてい人々罷出けるに云々あり。

アツカリ

預 諸所の職員の名、其字の通り其所を預り領して、専ら事を取る者を云ふ、御書所、一本御書所、番所、殿倉院、御厨子所、内膳所、供御院、水室發殿等に置く、孰も長官なり、院司、後院、乳師等は次官以下なり(以上各條に付て見るべし)又此外、石清水、春日(以上二社には正權預あり)平野、大原野、梅宮等の神祇所に庄園等にも見えたり、俗職には、立預、居預あり。

アツカリシヨウモン

預證文 江戸時代に於ける訴訟上の文書名、奉行より訟者を親屬又は町村に預け置きて保管せしむる時、徴收する證文を云ふ。元禄十四年の御開書に云、總而出入ニ付當人を家主に預け給いたしおき程過公事に相成候節、互に預を候證文不明明違論及候之條、向後は預々候分名主五人組之相斷家主方より證文取可申候、但し夫共打捨置候は、預り置候家主方より奉行所へ可訴出候、右之懸置相守之令違背候は、可爲曲事、右之(享保集成辨録)。

アツカリマウス

關白 万機を預り申す意、關白(クワンパク)を見よ、アツキザカノシチホヤリ 小豆坂七本槍 小豆坂は三河國岡田郡美合村にあり、天文

アツカリドコロ

預所 庄園の役所、寺社及び領家より補する職にて、其土地を預り年貢、物成等の事を管す、又地頭にて預所を兼ねることあり、晋委鑑文治二年五月に見えたり、室町時代に至りては、武家の領地にも之れを置く、左に常陸國吉田文書を掲げて、預所補任の一例を示す。

アツカ

下 常陸國吉田河崎等郷并細谷 定補預所職事 大藏丞大舍人友恒 右人所定補如件、有限年貢以下、色々所役等、任先例無礙、可致其沙汰也、年々未進分、同令沙汰、早速可令辨濟、者住人等宜承知、依件用之不可違失、故下 正應二年八月 日 左大史小槻宿禰花押

アツカ

下 常陸國吉田社領字喜郷 成垣富田公田壹町、額把稻帶田壹町、給田三段、勸料在家所役以下色々事 右件所役等者、任申附旨、爲田所給分、始所宛、給長經也、依領家仰下知狀如件 正應四年正月二十日 預所左衛門尉三善花押

アツカ

預所 江戸幕府の領地に於て、諸藩の保管する所を云ふ、牧氏金繼延享二年七月十九日の途に、預所は代官に同からず云々見えたり、アツカリマウス 關白 万機を預り申す意、關白(クワンパク)を見よ、アツキザカノシチホヤリ 小豆坂七本槍 小豆坂は三河國岡田郡美合村にあり、天文

アツカ

て見れば、是より以前にありしこと明かり、延喜の御兵衛家にて作る、長七尺六寸餘を施し五日にして成り、又登壇して漆を塗り、凡て十五日にして一弓を製すと見えたり、而して信濃國に多く産せしより、元慶二年五月其國に命じて梓弓二百枚を採進せしめしことあり、後に信濃は梓の枕詞として用ひらるに至り、武家の世に於て作りし弓専ら行はれ、梓弓遂に廢る(古今要覽稿)。

アツカ

朝臣、アツカシを見よ、アツタノジンクウ 熱田神宮 關國尾張國愛智郡熱田郷江崎(本國第三の宮、今は官幣大社)熱田日本武尊を祭り、草薙劍を靈形とす、神殿二字東西に相並び、東を土用殿(渡用殿)と云ひ神鏡を奉安す、西を正殿と稱し、後ち天照大神、素戔嗚命、高皇產靈命、建甍神命を合祀し、大宮五座と云ふ、本社所祭の承和十四年の文書に、神體五座とあれば、四神を合祀したるは、其以前たること明なり、關國草薙劍は、三種神鏡の二にして、垂仁天皇以來伊勢神宮に皇大神と共に奉齎せられしが、景行天皇の朝、皇子日本武尊東夷征討の途次大神宮に參り、時に皇孫倭彥命賜ふに此神鏡を以てす、日本武尊遂に東夷を平定し歸路病に罹りて薨す、紀宮賀媛命社を建て其靈を祭り、神鏡を奉安す、關國天智天皇七年新羅の僧道行神鏡を盗み、本國に歸らんとし、風波の爲め難波に漂着し遂に歿する、留來神鏡は天皇の大赦にありしが、天武天皇朱鳥元年六月御病あり神鏡の樂りと云ふ、勅して本社に奉還し社守七人を置き、尾張氏を神主視とす、平城天皇大同三年二月齋部廣成例幣に預らん事を請ふ、嵯峨天皇弘仁十三年六月從四位下を授け、仁明天皇天長十年六月從三位封十五戸を賜ふ、寛祥三年三月天皇不豫なるを以て神戶の

アツカ

十一一年八月今川義元織田信秀と此所に戦ふ、織田氏の軍敗れて退く時、部下の士にて尤も武勇を顯せし者、織田信光、織田信房、岡田直教、佐々勝運、佐々勝重、中野曾知、下方匡範の七人あり、世に之を稱して小豆坂七本槍といふ(遠老物語合類節用集)。

アツカ

小豆粥 小豆を交へて煮たる粥、正月十五日にこれを食す、年中行事の一、此日小豆粥を食するは、邪氣を除くといふ信仰に基きたる行事にして、支那の時蚩尤といふもの、正月十五日に誅せられし後惡靈となる、故に今日亥の時に小豆粥を煮てこれを祭り、また食用すれば年中の邪氣を除くといひ、或は高幸氏の女正月十五日に死して後靈魂となりて道路に徘徊し、道人を悩ます、此人平生粥を好みけるより、今日これを祭れば吉なれとも稱し、詳かならず、吾國にては宇多天皇の寛平年間より起れりといふ、朝廷にては正月の外、三月の節供にも獻じたり(公事根源、和事始)。

アツチ

田大神宮織姫是なり、族を大喜と云ふ、福宜中、織姫、祝等凡て百五十餘家令に存す(神祇志料尾張志、古事類苑神祇部)

アツチ

梁(期)

持統天皇三年七月左右京職及び諸國司に詔して射を習ふ所を築かしむ、これ書に見えたる始めなり



アツチカウケ

期高下 定まりたる場所なる事にて、的立べき物なき時に、ツケラを組み立て、又あつちなき時は砂をかき上げて射るなり、ツケラは今の巻置の如きもの、小的はマゴモノの的にして、的りたるのにあらず、依て堀なきては立つる能はず、故に堀の代にツケラを置きけるを立つ、外的の如き作りなれば、堀の代に矢どめに布革を立つ、小的に布革を立つれば、的立機なき故、ツケラを用ふるなりと云ふ(射御拾遺抄)

アツチ

許、矢取二人此に居す(備前采、和漢三才圖會)

アツチ

郡安土村大字豊浦安土山中にあり、舊豊浦内内に屬す(名)安土は、的の義、山の東北に接し伊庭村(神祇部)あり即ち射場ならん(豊浦)天正四年織田信長の築く所にして、惟住五郎左衛門奉行す、四月朔日より大石を以て四方石垣を築き中に天主を建つ、是れ本邦天主閣の始めなり、天主は、一重石倉の高十

アツチ

二間餘、二重東四二間、南北七間、柱數二百四本、總高十六間、七重に至り三間四方なり、天正十一年六月十四日明智光秀安土城に火を放ちて陥る、今猶石垣存し秀吉家康等の屋敷跡等存せりと云ふ、木曾路圖會に、安土天守藤井信長公墓あり、墓々に石垣を遺存すとあり、城址に遠景山見寺あり、臨濟宗なり、剛可和尚の開基にして織田信長の本願、三層塔は豐臣秀頼の寄進する所なりと云ふ(信長記、近江輿地誌略)

アツチ

町天皇天正七年五月中旬織田信長の居城近江の安土城にて行ひし、淨土、日蓮兩宗の法論(豊後)初め淨土宗の僧豐樂、關東より來り安土城にて七日間法談す、日蓮宗の信者建部親賢、大脇傳助等聽聞し居たりしが疑義を論問す、豐樂曰大俗に説く益なし、日蓮宗の僧侶を出せと、茲に於て京都長命寺の僧日光、不傳等の僧俗皆安土に集集す、信長臣下をして仲裁せしむ、日蓮宗徒誰か法論に決す(豊後)南無寺秀長老及び因果居士を判者とし、織田七兵衛以下五人審固す、日蓮宗僧徒百餘人許出し、淨土宗は豐樂、貞安二人のみ出づ、貞安先づ口を開き數問答の後四十餘年の法門を以爾前を捨方座第四の妙の一字は捨平不捨平、法華曰く、四十餘年四妙のゆは何ぞや、貞安曰く法華の妙は汝不知乎、と云ふに至て法華答ふる能はず、貞安扇を以て招き捨平不捨平と詰問すと雖も疑議して答へず、遂に淨土宗の勝に歸す(豊後)日蓮宗僧侶の製裝を剥取り經箱を捨てしめ、建部、大脇、不傳の三人を斬に處す(信長記)

アツチ

厚額 名譽冠の額(縁の高きなり)を厚く作りたるを云ふ(豊後)十六歳以後登進に用ふと雖も、卑官の者は用ひず、京極大御所買

アツチ

歌方第二位 歌方 第一位 舞人位 舞人 舞人第二位 舞人

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東夷 エミシを見よ、十二卷とあるも四十五の巻開けて、今五十一巻を存せり、旅宿問答に、六十巻とあれど信じ難し、合冊二十五冊本と十冊本とあり(豊後)治承四年より文永三年七月に至るまで、凡八十七年間鎌倉幕府の日記にして、順次日を追ふて記す、文體を審にするに、前後詳略あり、前半は追記にして、後半は逐次續録せしが如し、此内壽永二年、建久七、八、九年、嘉祿元、二年、安貞元年、建長元年、七年、正元元年、弘長二年、文永元年の十二月の日記を開き、其餘或は五六日、或は三四ヶ月を脱するもの百餘ヶ所あり(豊後)大鏡増鏡等と同じ意味にて關東の時勢を寫す義より出づ(豊後)著者の姓名傳はらざるも、筆者は幕府の

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

二曲を舞ふときは、請舞といひ、駿河舞のみを舞ふを片舞といふ云々といへり、今左に舞人歌方の立列を示す(年中行事秘抄、歌舞品目、大日本史禮樂志、東遊考、歌舞音樂略史)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり七孔あり、拍笛の少し大なるものなり(近世)拍笛を用ふ、其語は拍調子と甚だ異なり、東遊の音取また附物の語ありて、神樂の附物に似たりと云ふ(續教訓抄、禮源抄、樂家錄、樂器考)

アツチ

東遊 東遊に用ふる節、中管又歌笛とも云ふ(律書)長笛と短笛との間なる中管といへり

アハタ アハチ

アハタヤキ 粟田焼

アハチノクニ 淡路國

アハチノイザナキノシンジヤ

アハチノクニ

アハチノハイトイ

アハチノホノサワケ

アハチノミヅサキ

アハチノミヅサキ

Table with columns: 六國, 史, 抄, 古, 考, 明, 新, 御原, 津名, 同, 同, 同, 同, 同, 同, 同, 同

六世孫向春三好氏に試せられ地終に三好氏に歸す...

アハチ ハアツ

アハチノミヅサキ

アハチノミヅサキ 淡路國 粟田焼

アハチノミヅサキ

アハチノミヅサキ

アハチノミヅサキ

アハチノミヅサキ

アハチノミヅサキ

アハチノミヅサキ

アハチ

アハチノクニ

アハチノクニ

アハチノクニ

アハチノクニ

アハチノクニ

アハチノクニ

アハチノクニ

アハチノクニ

アハチノクニ

アハチノクニ

アハチノクニ

アハチノクニ

アハチノクニ

アハチノクニ

アハチノクニ

Table with columns: 六國史, 式, 抄, 古, 考, 明, 新, 御原, 津名, 同, 同, 同, 同, 同, 同, 同, 同

アハチノクニ 阿波國

アヒタケト アヒツ

アヒタケト 共食者 古へ外國の使節を...

アヒツコホリ 合圖 軍陣中、味方の者に意思を...

アヒツコホリ 會津曆 會津にて作り出し...

アヒツコホリ 會津中納言 上杉...

アヒツ

十八年滿生馬郷漆工に命じ創めて南部橋に...

アヒツコホリ 會津郡 關原古事記に...

アヒツコホリ 會津白虎隊...

アヒツコホリ 會津燒...

アヒツ

會津に歸り向は江戸幕府を恢復せんことを謀る...

アヒツコホリ 相物 乾魚を云ふ、和名抄に...

アヒツコホリ 始羅郡 關原大隅國...

アヒツコホリ 吾平山...

アヒツ

アヒツコホリ 相嘗祭...

アヒツコホリ 相嘗祭...

アヒツ

アヒツコホリ 會津郡...

アヒツコホリ 會津郡...

アヒツ

アヒツコホリ 吾平山...

アヒツコホリ 吾平山...

アフラ

アフラノツカサ 主油司 諸國の調の香油(肉脂を膏と云ひ、自餘を油と云ふ)の事を掌る。正一人從六位上、祐一人正八位下、令史一人少初位上、使部六人、直丁一人、内膳司に併す(令義解、三代格、職原抄)。

アフラモチ 油持 公卿の侍内及び社參等の行列の時、車の軸にさすべき油を携ち行く役人といふ。油とばかり書たるもあり(貞丈雜記)。

アフリ

アフリ 障泥 雨天乘馬の時、衣服に泥の付れつくを障る爲め、鞍に用ふる者、後に晴天にも用ひて一の節と爲す。軍陣騎射等の軍用には、之を用ひず。毛革及びなめし革の物あり。熊鹿の皮は五位以上の入用、西京雜記に、玫瑰鞍、緑地の飾を以て障泥と爲す、後にや、熊鹿の皮を以て之を作るといひ、和漢三才圖會に、障泥は虎熊等の皮を以て爲す。今髮毛を用ふ、織成せしものを織熊と稱し、むとみたり(白雲雜記)。



アフリノジンジャ

アフリノジンジャ 阿夫利神社 關西國

アフリ

阿夫利神社 關西國 桓國大住部大山の嶺雨降山の奥の石尊大権現と稱す、按るに今山下に八代大王社あり、大山地主神と云ふ、是阿夫利神社にて、古へ山上にありしを、佛徒石尊を祭る時山下に移し、阿夫利の語より八代大王に附會したるか(關西國大山命傳)後村上天皇正平元年六月社司に申渡を料す、本社は嶺あるを以てなり、祭日七月二十七日より八月十七日に至る、此社に詣る者、大小の木刀を納むるを例とす(神祇志料)。

アフリヤウシ

アフリヤウシ 押領使 關西國部内の非違を檢察し、奸盜を逮捕し、煩雜の徒を鎮定する事を掌る。故に一軍若くは一隊の長となり、兵士を統率す、令外官なり(關西國部司、才智武藝轉納の者を兼び、畿内は勅宣を以て補任し、諸國は國解を以て官に申し補任す(關西國部司)押領使は貞丈雜記に、押におさへる也、領は我物にして支配する也、使は役の字の意也、在々所々の守護の爲に此人を置て、煩雜をおさへさせ、其處を支配せざるなりと云ひ、星野恒氏の守護地頭考に、押は管內檢束の義にして、監獄轉納の押と同義、押領使は兵卒を監督轉送するを以て名とするなりと云へり(關西國部司)天平實字三年、坂東八國に勅し、國別二千の兵を差置し、國司轉納の者一人を攝び押領使授せしとあるを始めとす、享祿本三代格十四年十一月大政官の奏文に、押領使の稱あれども令の節節(アフリヤウシ)と開くして後の押領

アフリ

使と異なり、三代實錄元慶二年二月、坂東、陸奥、大藏原親長を押領使とし赴き授けしむ、是書に見えし初めなり(關西國部司)元慶二年七月上野、寛平四年九月對馬、天慶三年及び同九年下越、天曆六年三月越前、同年十一月出雲、寛弘三年陸奥、同年四月淡路に押領使を置くことあり、藤原分脈に、藤原爲時、北陸道七國を兼帯し、平忠常は武藏、平常宗は笠間(常陸)藤原維綱は伊豆に押領使となり、又元亨釋書、源平盛衰記等に、漆部元國は、美作、久米郡等に押領使となること見ゆ(案るに朝野群載に、天慶九年下越押領使に關兵三十を賜ひし事見え、天曆六年越前押領使關兵の事も見ゆれば、天慶の頃より一般に關兵ありしか)實錄に文治二年閏七月、關西の請により八月六日草野永經を筑後在國司押領使兩職となし、文治三年九月十三日の條に、德國在藤原下司德押領使御選出たるべき由宣旨を下さる云々とあれば、關西守護頭を置く事を請ひし以來關西の成敗に任せたりしと見ゆ(陸奥語記に、康平五年源朝清源氏則と、安倍貞任を討する時、諸陣に押領使を置きたる如きは一時の事にて、普通に所謂押領使と別なり)鎌倉時代以後、大なる庄園に押領使を置き、給田を與へたる事高野山文書に見えたり(續紀、西宮記、符寶抄、扶桑略記、將門記、貞丈雜記、大日本史、如關社誌、守護地頭考)。

アフリヤウシ

アフリヤウシ 押領使 屯倉の職務の名、實錄嘉祿二年正月十七日の條に、將軍家(藤原頼朝)依り御寄給氣、御殿御檢物(或押領使)二十餘員、令出給、云々とあり、

アベイセノカミ

アベイセノカミ 阿部伊勢守 阿部正弘 (アベアセノカミ)を見よ、

アベウチ

アベウチ 安倍氏 長髓命の兄安日、攝津國に住す、神武天皇東征の時、北陸の濱に置り、崇神天皇の朝、蝦夷叛亂す、將軍安倍用別命命を受けて東征す、時に安日の裔安東自請ふて先鋒となり大功あり、因て姓を安倍と賜ふ、其裔貞任、後冷泉天皇の世陸奥を押領して叛す、源賴朝打て之を平く、貞任の子孫安東氏と稱す、アベウチ(安倍系圖)。

アベウチ

アベウチ 安部氏(三河牛原) 姓は滋野氏(或は源氏といふ)海野小太郎幸氏七世、海野正忠幸男、男部太郎幸高孫、河内國安部郡安部谷に住す、因て安部氏と稱す、男部大藏元真今川義元及び氏真に屬し安部郡を領す、後徳川家康に仕へ、應々軍功を顯す、其子彌一、即信勝初め今川氏に仕へ、後父と同じく家康に仕へ、功を以て天正十二年尾張國比良城を賜ひ、十八年武藏國鴻巣郡、下野國栗田郡等の地五千二百五十石を賜ふ、其男彌一、即信盛、慶長五年遺領を繼ぎ、十年二城唐門番を勤む、十二年御書院番に列し、十九年御小姓組頭に轉じ、元和二年十二月御徒頭兼御書院番頭に轉り、五年從五位下攝津守に任ず、九年大番頭に進み、寛永十三年九月三河國八名郡の地四千石を加賜せらる、慶安元年十月大阪城番に轉じ、攝津國豐島、川邊、能勢、有馬四郡の地一萬石を加賜、前封合せて一萬九千二百石餘、寛文二年三月各一千石を五千石減七千石

アベウチ

アベウチ 安部氏(三河牛原) 姓は滋野氏(或は源氏といふ)海野小太郎幸氏七世、海野正忠幸男、男部太郎幸高孫、河内國安部郡安部谷に住す、因て安部氏と稱す、男部大藏元真今川義元及び氏真に屬し安部郡を領す、後徳川家康に仕へ、應々軍功を顯す、其子彌一、即信勝初め今川氏に仕へ、後父と同じく家康に仕へ、功を以て天正十二年尾張國比良城を賜ひ、十八年武藏國鴻巣郡、下野國栗田郡等の地五千二百五十石を賜ふ、其男彌一、即信盛、慶長五年遺領を繼ぎ、十年二城唐門番を勤む、十二年御書院番に列し、十九年御小姓組頭に轉じ、元和二年十二月御徒頭兼御書院番頭に轉り、五年從五位下攝津守に任ず、九年大番頭に進み、寛永十三年九月三河國八名郡の地四千石を加賜せらる、慶安元年十月大阪城番に轉じ、攝津國豐島、川邊、能勢、有馬四郡の地一萬石を加賜、前封合せて一萬九千二百石餘、寛文二年三月各一千石を五千石減七千石

アヘウチ

アヘウチ 阿閉氏 阿倍氏と同祖なれども、大産命の子彦瀧立大船越命より出づ、其本居は伊賀國阿閉郡にして、遠江、伊勢、駿河、美濃、尾張等に居り、臣、朝臣を稱する皇別なり、雄略天皇の朝に、阿閉臣國見あり、東大寺正倉院文書大寶二年の美濃國加毛郡牛布里の戸籍に、政臣の族岸臣あり、また天平十二年遠江國濱名郡の租額及び天平九年駿河國正税額等に、政石部氏あり、光仁天皇寶龜六年五月、伊勢國多氣郡の人、政磯部忍國等に政臣を賜ひ、天應元年五月、尾張國中島郡人安野臣船主に、伊賀國政朝臣と同祖なるを以て政臣を賜ひ、神宮雜例集政貞元の解狀に、天平武を造り、神宮の深宮の時上るを政氏相傳の職となしたる由見えて、伊勢國多氣郡

アヘウチ

アヘウチ 阿閉氏 阿倍氏と同祖なれども、大産命の子彦瀧立大船越命より出づ、其本居は伊賀國阿閉郡にして、遠江、伊勢、駿河、美濃、尾張等に居り、臣、朝臣を稱する皇別なり、雄略天皇の朝に、阿閉臣國見あり、東大寺正倉院文書大寶二年の美濃國加毛郡牛布里の戸籍に、政臣の族岸臣あり、また天平十二年遠江國濱名郡の租額及び天平九年駿河國正税額等に、政石部氏あり、光仁天皇寶龜六年五月、伊勢國多氣郡の人、政磯部忍國等に政臣を賜ひ、天應元年五月、尾張國中島郡人安野臣船主に、伊賀國政朝臣と同祖なるを以て政臣を賜ひ、神宮の深宮の時上るを政氏相傳の職となしたる由見えて、伊勢國多氣郡

アヘウチ

アヘウチ 阿閉氏 阿倍氏と同祖なれども、大産命の子彦瀧立大船越命より出づ、其本居は伊賀國阿閉郡にして、遠江、伊勢、駿河、美濃、尾張等に居り、臣、朝臣を稱する皇別なり、雄略天皇の朝に、阿閉臣國見あり、東大寺正倉院文書大寶二年の美濃國加毛郡牛布里の戸籍に、政臣の族岸臣あり、また天平十二年遠江國濱名郡の租額及び天平九年駿河國正税額等に、政石部氏あり、光仁天皇寶龜六年五月、伊勢國多氣郡の人、政磯部忍國等に政臣を賜ひ、天應元年五月、尾張國中島郡人安野臣船主に、伊賀國政朝臣と同祖なるを以て政臣を賜ひ、神宮の深宮の時上るを政氏相傳の職となしたる由見えて、伊勢國多氣郡

アヘウチ

アヘウチ 阿閉氏 阿倍氏と同祖なれども、大産命の子彦瀧立大船越命より出づ、其本居は伊賀國阿閉郡にして、遠江、伊勢、駿河、美濃、尾張等に居り、臣、朝臣を稱する皇別なり、雄略天皇の朝に、阿閉臣國見あり、東大寺正倉院文書大寶二年の美濃國加毛郡牛布里の戸籍に、政臣の族岸臣あり、また天平十二年遠江國濱名郡の租額及び天平九年駿河國正税額等に、政石部氏あり、光仁天皇寶龜六年五月、伊勢國多氣郡の人、政磯部忍國等に政臣を賜ひ、天應元年五月、尾張國中島郡人安野臣船主に、伊賀國政朝臣と同祖なるを以て政臣を賜ひ、神宮の深宮の時上るを政氏相傳の職となしたる由見えて、伊勢國多氣郡



アハム

直に分封す、八年八月丹波守信之次大坂定番となり、三千石を三河國に加賜、天和二年攝津守信友大番頭となり、二千石を丹波國に加賜、貞享三年八月大坂定番となる、元禄十四年六月丹波守信峰二千石を弟信封に分封す、子孫相繼ぎて武藏橋本郡岡部陣屋に居す、慶應四年四月三河國八名郡中原陣屋に移る、明治に至り華族となり、子爵を授けらる(系圖要、家譜、華族諸家傳、華族譜)

信實 信平 信允 信亨 信操 信任 信古 信實 信盛 信之 信友 信隆 信實 信平 信允 信亨 信操

アヘウチ

阿部氏(備後福山) 姓は阿部、大産命より出づ、遠祖阿部正俊の孫正勝、徳川氏に仕ふ、其長子正次慶長十五年十二月五千石を下野國鹿沼に賜はる、十六年十二月大番頭に補せらる、元和元年大坂役の功を以て二萬石を加賜せられ嫡子正澄に七千石を賜はる、三年十二月上總國八千石を加賜し大坂京城に治す、六年十一月封二萬石を加へ相模小田原城に移住せしむ、九年十二月五千石加賜、武藏岩槻城に移る、寛永三年四月大坂城代に補せられ三萬石加賜、慶安四年七月家光薨じ殉死す、八月定高、大坂一萬六千石を弟正春に分封す、天和元年二月正邦封を丹波に移され宮津城に治す、元禄十年二月五千石加賜、下野國宇都宮城に治む、寶永七年八月封を備後國に移され福山城に治す、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し伯爵を授けらる(系圖、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

アハム

正勝 忠俊 忠親 忠正 正重 正宗 正宣 正勝 正次 重次 正高 正邦 正福 正右 正倫 正精 正春(別系) 正弘 正教 正方 正桓

アヘウチ

阿部氏(備後福山) 正勝の次子忠吉より出づ、忠吉大坂役の功にて二千三百石加賜、大番頭となる、其子忠秋豊後守と稱す、寛永二年二月四千石を上野新田郡、六年五千石を武藏安保、上野白井を加賜、九年七月洪水の時、隅田川を乗馬にて渡るの功にて一萬石加賜し、旭日章を賜ひて家紋となさしむ、享徳若年寄となる、十二年老中となり一萬九百石加賜、下野國王生城に移封、十六年二萬石加賜、武藏國忍城に移封、後漸次加封して寛文三年に九萬四千石となる、貞享三年三月正武老中の功にて一萬石加賜、元禄七年又一萬石加賜、十三年三月正高老中の功にて一萬石加賜、文政六年三月正福陸奥國白河城に移封、慶應二年五月正外移て榎倉城に治す、四年正月正澄復移て白河城に治す、享徳後嗣倉に治す、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらる(系圖、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

アヘウチ

阿部氏(上總佐貫) 阿部重次の二男正春より出づ、慶安四年八月、兄定高の封一萬六千石に大政に參與す、十六年武州忍城に封封して五萬石となり、正保四年又一萬石を加ふ、慶安四年四萬石となり、家網の保衛を命ぜられ、四年家網の將軍職を襲ふ、再び轉じて本丸老中に移り侍從に任ず、明暦三年江戸大火あり、市中大半焼亡し、延いて江戸城に及ぶ、人心恟々たり、時に家光既に薨じて將軍猶幼弱、而して幕府の基礎未だ全く固からず、世政は今同の大火を以て凶徒の所爲なりと慮測し、道徳途絶盛んに行はる、老中等又之を疑ひ、密に將軍を城外に移し兵備を爲さんことを謀す、忠秋其不可を諫せし、議遂に止む、茲に於て風説自から滅し、人心漸く靜まるを得たり、寛文三年二萬石を加へて八萬石となり、六年老中を辭し、十一年致仕して家を妻正能に譲り、延寶三年五月三十四歳を以て卒す、忠秋人と爲り歴直數厚にして人を受し、又器識あり、弓馬の故實に造じ、政治の才又暗からず、信綱、忠勝、利勝等と共に並び稱せられて、名臣の譽あり(徳川實紀、野史)



忠秋(押花)

アヘウチ

阿部重次(安部郡) 阿部重次の二男正春より出づ、慶安四年八月、兄定高の封一萬六千石に大政に參與す、十六年武州忍城に封封して五萬石となり、正保四年又一萬石を加ふ、慶安四年四萬石となり、家網の保衛を命ぜられ、四年家網の將軍職を襲ふ、再び轉じて本丸老中に移り侍從に任ず、明暦三年江戸大火あり、市中大半焼亡し、延いて江戸城に及ぶ、人心恟々たり、時に家光既に薨じて將軍猶幼弱、而して幕府の基礎未だ全く固からず、世政は今同の大火を以て凶徒の所爲なりと慮測し、道徳途絶盛んに行はる、老中等又之を疑ひ、密に將軍を城外に移し兵備を爲さんことを謀す、忠秋其不可を諫せし、議遂に止む、茲に於て風説自から滅し、人心漸く靜まるを得たり、寛文三年二萬石を加へて八萬石となり、六年老中を辭し、十一年致仕して家を妻正能に譲り、延寶三年五月三十四歳を以て卒す、忠秋人と爲り歴直數厚にして人を受し、又器識あり、弓馬の故實に造じ、政治の才又暗からず、信綱、忠勝、利勝等と共に並び稱せられて、名臣の譽あり(徳川實紀、野史)

アヘウチ

阿部重次(安部郡) 阿部重次の二男正春より出づ、慶安四年八月、兄定高の封一萬六千石に大政に參與す、十六年武州忍城に封封して五萬石となり、正保四年又一萬石を加ふ、慶安四年四萬石となり、家網の保衛を命ぜられ、四年家網の將軍職を襲ふ、再び轉じて本丸老中に移り侍從に任ず、明暦三年江戸大火あり、市中大半焼亡し、延いて江戸城に及ぶ、人心恟々たり、時に家光既に薨じて將軍猶幼弱、而して幕府の基礎未だ全く固からず、世政は今同の大火を以て凶徒の所爲なりと慮測し、道徳途絶盛んに行はる、老中等又之を疑ひ、密に將軍を城外に移し兵備を爲さんことを謀す、忠秋其不可を諫せし、議遂に止む、茲に於て風説自から滅し、人心漸く靜まるを得たり、寛文三年二萬石を加へて八萬石となり、六年老中を辭し、十一年致仕して家を妻正能に譲り、延寶三年五月三十四歳を以て卒す、忠秋人と爲り歴直數厚にして人を受し、又器識あり、弓馬の故實に造じ、政治の才又暗からず、信綱、忠勝、利勝等と共に並び稱せられて、名臣の譽あり(徳川實紀、野史)

アヘウチ

安倍城 關西河國安倍郡 安倍市 關西河國 中古の世、國守下向して館を構へ居住せし官府、建武以來、今川國義、駿河守義に任じ、其孫範政此地に居住して子孫氏真に至る、永祿十一年十二月甲斐の武田信玄に歸す、翌年信玄今川の故館に因て壘壁を築く、是れ其始めなり關西國天正十四年九月徳川家康改築して居住す、十八年小田原の役豊臣氏の臣中村一氏領して居城す、慶長五年一氏の子一學忠一に伯耆を賜ひ、家康自ら領す、六年内藤信成に賜ふ、十一年信成長濱へ移り、十二年三月再び遺營して家康居住す、同十二月火災に逢ひ、十三年再び築城し、十四年十二月子中將頼宣に賜ひ、共に居城す、元和五年頼宣伊予に移封し、大納言忠長駿河遠江美濃に封せられて、當城に移住す、九年忠長故ありて封除かれ、番城となり、松平豊前守城代となり、爾來御番城となる(一説に、多田彌仲始めて此城を築くと、信を匿き難し、或云ふ慶長十一年曾の所を河邊に移すと、又云ふ十二年三月五畿丹波備中近江伊勢美濃十ヶ國に隸し、五百石に一人を出さしめて築く所と(駿河志料、駿河記))

アヘウチ

安倍忠秋 關西河國 幼字小平 次、法名蓮芝院隆慶天願空相續關西三河の人、正吉の子、慶長十五年九歳にして家光の近侍となり、元和九年小姓組番頭となり、尋で從五位下に叙し、豐後守と稱す、寛永元年家を懸きて六千石を領し、三年更に四千石を加へ、始めて萬石に列す、同年近習小姓の頭に轉じ、六年又五千石を加へ、再び小姓組番頭に復し、十年若年寄となる、十二年野州壬生の城を賜ひ、加藤して二萬五千石となり、同十月老中に補し、土井利勝、酒井忠勝、松平信綱等と

アヘウチ

安倍重次(安部郡) 阿部重次の二男正春より出づ、慶安四年八月、兄定高の封一萬六千石に大政に參與す、十六年武州忍城に封封して五萬石となり、正保四年又一萬石を加ふ、慶安四年四萬石となり、家網の保衛を命ぜられ、四年家網の將軍職を襲ふ、再び轉じて本丸老中に移り侍從に任ず、明暦三年江戸大火あり、市中大半焼亡し、延いて江戸城に及ぶ、人心恟々たり、時に家光既に薨じて將軍猶幼弱、而して幕府の基礎未だ全く固からず、世政は今同の大火を以て凶徒の所爲なりと慮測し、道徳途絶盛んに行はる、老中等又之を疑ひ、密に將軍を城外に移し兵備を爲さんことを謀す、忠秋其不可を諫せし、議遂に止む、茲に於て風説自から滅し、人心漸く靜まるを得たり、寛文三年二萬石を加へて八萬石となり、六年老中を辭し、十一年致仕して家を妻正能に譲り、延寶三年五月三十四歳を以て卒す、忠秋人と爲り歴直數厚にして人を受し、又器識あり、弓馬の故實に造じ、政治の才又暗からず、信綱、忠勝、利勝等と共に並び稱せられて、名臣の譽あり(徳川實紀、野史)

アマカ

の時蘇我蝦夷の子入鹿此間居を斃み、宮殿に懸して屍骨を極む(古事記、書紀、大和志)

アマカツ

天兒(尼兒) 祓除の具、祓の時諸凶事を負はする木偶人形を云ふ、天福の約ならんといふ、嬉遊笑覽、アマカにて、天兒と書くは其形に擬りて、兒字を用ふ、アマは尼なり、故に尼兒とも書く、翻釋名義集に、阿摩此云女母とありて、女母形なりと云へり、河津抄に、はふ(遣子)の模なる物なりと云ひ、雍州府志に、一尺餘の竹筒の上に、白絹を以て偶人の首を作り附け、一尺計の竹筒を、首の下に横へて、肩に形とり、小兒の枕頭に置く、城殿(駒井氏)にて元三輔の師(化人)これを作ると、ひ、倭調業に、城殿にて作る者は、老女の面に竹筒を以て肩と肩とを作り、内に護身符を入るといひ、仙源抄に、諸凶事を之に負する物にて、三歳まで用ふと云へり、嬉遊笑覽には、是に凶事を負ふするは、神事祓除の儀にて、儀式に假人、木偶人の稱見え、公事根源に、赤子あり、共に御願物にて天兒の起原なり、三月上巳の祓に、人形流す事源氏物語須磨の巻に見え、江次第立太子の儀に、阿末加津、又比々奈の名ありて、伊勢守産所記には、は、の事にて、大きニ二三ツの子程あるべしと見え、其作儀は時々小異ありて、ハ、コ、の稱し起りたれば、ハ、コは母子の義にてハ、コ、御神子と云ふも皆同物の偶人にて、殊に小さきを比々奈と云ふ、三月の雛祭は此上巳祓除の義に取るなりと云へり、

アマカハ

阿馬港(阿媽巷、亞媽巷、香山港、天川) 阿馬港今澳門といふ、支那廣東府香山縣南海突出の地、北極出地二十一度十分〇往昔此地に船舶保護の神あり亞媽といふ、永正十四年(西曆一五一七)葡萄牙人始めて此地に來り貿易互市

アマコウチ

尼子氏 姓は宇多源氏、治部大輔高秀の三男高久より出づ、高久近江國大上郡尼子に居し、尼子六郎左衛門尉と稱す、子孫依て氏とす、一説に經久六世の祖、鹽谷高貞の爲めに讒死し、遺孤三歳一尼に養はる、遺孤長じて、尼を德とし氏となすと云ふ、其子持久京極持清の名代として雲州守護となる、持久之子清久京極氏の命を用ひて雲州守護とす、一説に鹽谷氏に養はると、清久の長子經久弟義隆及び弟義隆と謀り、文明十八年再び富田城に入る、尋で兵を出して連年大内氏と戦ふ、其曾孫義久永祿九年毛利氏に攻められ居を安藝國長門に移す、其後支族勝久永祿十二年隱岐國に渡りて兵を擧げ、出雲に侵入し、土居城に治す、次で織田信長に屬して、播磨上月城を守る、天正六年七月毛利氏の兵に圍まれ遂に自殺し、尼子氏亡ぶ(系圖、野史)

アマコウネヒサ

尼子經久 國法名書

アマコ

晴久 義久 倫久 誠久 勝久 興久 尼御所 比丘尼御所(ビクニゴ シヨ)を見よ、

アマコ

持久 清久 經久

アマコ

87

アマカ

を開き途に般富の地となり亞媽港と稱す(國法名書) 天正十一年八月葡萄牙人大船種子島に漂着す、之を呼んで肥後國の諸國に來船す、元龜二年夏前船を長崎に遣つ、慶長十三年十二月有馬晴信阿蘇港の船を撃つ沈む、初め我民を殺せしを以てなり、十六年七月葡萄牙人を遣はし罪を謝し互市を乞ふ、徳川氏之を許し朱印を賜ふ、寛永十二年耶蘇教國の故を以て商船を禁ず、尋て翌年五月耶蘇教を弘めんと謀れる者あるを以て、長崎市中に存在する雨傘人及び其種族二百八十七人を船港に逐ふ、十六年八月通商を嚴禁す(外蕃通書、外交志稿)

アマガハ

雨皮 輿車に用ふる雨覆の油單をいふ、油を引きたる紙にて作る、貞丈雜記に、物具裝束抄云(車輦下履等の條下)、雨皮の事面糲湯青染之、油、真白生絹近代面糲之、湯青染不、差油爲三尋常云々、公卿以上僧綱用之、現藏殿上人以下凡僧用之、貞丈云く雨皮は車の雨覆の油單也、古書に委内などの行列に雨皮持とあるは右の雨皮を持つ役人也、又諸抄に云く、雨皮形箱の事、雨皮は厚紙を四枚つぎて油を引く也、先達の名を著付けて山野に張りて宿する也、弟子は是より小くする也、經箱は經佛具を入る、箱也、密函と云ふ也、長サ一尺八寸横六寸、深サ六寸也、一尺八寸は十八尺を表す、六寸は六天を表す、又六寸は六波羅密を表す、是は山伏の雨皮也、總て雨皮と云ふは雨覆の用意の油單の事也、根本は毛皮を用ひたる故雨皮と云ふ歟とあり

アマガハ

雨皮持 雨皮を持ち行く徒者といふ、圖に示す所の人雨皮持にて、肩にある

アマガハ

心腹御用所州の人父を清久と云ふ、代々出雲守護たり(國法名書) 幼より個體氣節あり、文明十八年弟及び舊臣等と謀り、鹽谷氏を攻めて、富田城を復す、國人三澤、三刀屋來り屬する者多し、遂に一國の主となる、永正七年六月安藝を攻め鏡山城を取り、尋で備後豐里城を拔く、十五年八月阿興入道宗義を攻めて城を奪ふ、又大内義興と相争ふ、毛利吉川諸氏皆經久に與す、大永元年將軍義晴大内氏と和せしむ、二年夏大内氏安藝を攻めしを以て和議破る、三年六月兵を率ゐて安藝に入り、毛利元就をして鏡山城を拔

アマガハ

雨皮車 雨皮をかけたる車を云ふ、アマガハ參看、

アマガハ

雨皮持 雨皮を持ち行く徒者といふ、圖に示す所の人雨皮持にて、肩にある

アマガハ

雨皮車 雨皮をかけたる車を云ふ、アマガハ參看、

アマガハ

雨皮持 雨皮を持ち行く徒者といふ、圖に示す所の人雨皮持にて、肩にある

アマガ

ものは、雨皮なり、アマガハ參看、

アマガ

アマガフチジャウ 尼ヶ淵城 上田城、ウヘダシヤウ)を見よ、

アマキ

甘草 藥草なり、一にシラフゲといふ、アマキは甘草の義なるべし、延喜式に、諸國進年稻雜粟、常陸國甘草廿五斤十三兩、陸奥國十斤云々、類聚雜抄に、手箱一合納甘草、大黃とあり、アマキと同じ、後世の合羽に相當す〇敬遠天皇紀に、大臣雨衣を被ること見え、又白河天皇高野行幸の時、師忠侍衣の上に雨衣を著けたることあり、書紀にアマキヨヒと訓し、和名抄に、アマキヨと讀めり、合羽(カッパ)參看(養注和名抄)

アマクサノコネリ

天草郡 國體圖後國體圖和名抄に、波太(ハタ)天草(アマクサ)志記(シキ)蕨家、高屋(タカヤ)等の郷あり、爾來變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

アマクサノラン

天草亂 島原亂(シマハラノラン)を見よ、

アマグリ

甘栗 大栗の時に用ふる栗の實をいふ、甘栗使(アマグリノツカヒ)參看、

アマグリノツカヒ

甘栗使 大臣大栗の時、天皇より栗の實を、大臣に賜はる時の使をいふ、六位藏人を以て、これに充つ、江次第に云く、大臣大栗

アマコ

アマコハルヒサ 尼子晴久 國法名書 三郎四郎、民部大輔右衛門尉と稱す(國體圖) 政久の子、經久之孫(國體圖) 天文五年大内義隆大率大貳となり、山陽西海の事を領す、晴久經久之の後を承けて山陰の兵權を握る、大内氏の降下たるを好まず、兵三萬を以て出で、音野島に次す、義隆隱居房をして之を遊撃せしむ、過々晴久病を以て軍を退し、義隆又師を遣す、八年十一月一族群臣を會し、毛利元就、備前諸郡を略し密に我を窺ふ、今にして之を討滅すべしと、群臣之を賛す、依て兵を起し大舉して郡山城を攻む、固くして拔けず、義隆隱居房之が後援たり、臣義隆謀めて兵を退さしむ、晴久聞かず終に大敗す、十年元就來り戦ふ、晴久退き富田城に歸る、茲に於て備前民衆を義隆に通ず、十二年七月石州を伐す、十三年修理大夫となる、七月備後を徇へんとし、安藝川に戦て大敗す、二十年陶晴賢其主義隆を試す、晴久幕府に遊臣を誅せんことを請ふ、二十一年十二月從五位下に叙せらる、二十三年三月師を率ゐて美作を伐ち、



出雲光満寺藏(史料) 繪(攝) 攝(攝) 攝(攝)



アマノ

行志云洛水浮橋、和名宇岐波之とあるは、水の上に浮たるなれば異なり、丹後國風土記曰、與謝郡都家東北隅有速石里、此里之海有長大石前、長二千二百二十九丈、廣或所九丈以下、或所十丈以上二十丈以下、先名天梯立、後名久志濱、然者國生大神伊射奈勢命、天爲通行而梯作立、故云天梯立云々、

アマノウチ 天野氏 姓は藤原、其先は後三條天皇の皇子輔仁親王より出づ、親王の孫遠輔、長承三年藤原と稱す、其子に雅遠遠景あり、遠景兄雅遠の養子となり伊豆國天野庄に居し、遂に氏となす、一説に藤原爲憲より出づ七代景光天野庄に居す、依て天野藤内と號す、景光の子は即ち遠景なりと云ふ、遠景内舍人民部丞となる、源賴朝に従ひ職功あり、文治二年鎮西九國奉行人となり、數箇所の地頭を帶す、四年宇都宮信房と共に鬼ヶ島を征服す、建久六年鎮西奉行を罷めて鎌倉に歸り、祝賀して遠景と號す、子孫相繼ぎて能登及び武藏遠江美濃等河相模上總等の國に多くの地を領す、遠政の時、足利氏に從て功あり、子孫能登國に住し、能登島及び遠江香山庄等を領掌して歷水中まで其勢盛なりき(吾妻鏡、天野文書、天野系圖)

○輔仁親王 隆輔 遠輔 雅遠 遠景 遠政 景光 景氏 景茂 景廣 遠政 相景 慶景 景慶 俊景

アマノオシコロワケ 天之忍許呂別 隱岐國三子島の別名(古事記) アマノヲハバリ 天尾羽張 「アマノヲハバリ」を見よ、

アマノサカホコ 天逆鋒 天夷矛(アマノサカホコ)を見よ、

アマノサケメ 天探女 人に倅て心懸き者を云ふ、探は、探他心多邪思と云ふ義、古事記神代卷に、故爾鳴女自天降到、居天若日子之門湯津風上、而言委曲如天神之語命、爾天佐具實聞此鳥言、而語天若日子、此鳥者其鳴音甚惡、故可射殺云々」と見たり、書紀口訣に、天探女者從神護女也、葛城に、稚彦之侍婢也とあり、後天の邪鬼と云ひ、又轉じて兩金剛のふまへたる小邪鬼を謂り呼べり、或は云ふ、天の邪鬼の轉せる語なりと(古事記傳、倭訓栞、倭言集覽)

アマノサタ 天狹田 周囲の狭き田を稱したる古代語、天は美稱なり、書紀、即以其稻種、始殖于天狹田及長田、其秋垂穎八穂、其甚快也」とあり

アマノスイガキ 天透垣 禁中にある透垣を云ふ、(ツイガキ)參看、源平盛衰記京中燒失の事の條大内燒失のうちに、天透垣の小路と見えたり、

アマノタキサシ 海人燒殘 名笛の名、又頭燒と號す、胡竹の笛也、人あり遺瀆を過ぐ、海人鹽を燒く餘烟の中にして竹を得、以て笛を作る、其音優美、祖燒尾琴の濫觴に似たり(拾芥抄、樂器考)

アマノタクナハ 海人栲繩 栲の木の皮を剥て製したる繩、神代に於て用ひたり、海人は天の意にて美稱なり、

アマノトリコト 天鳥琴 上代の樂器、崇神天皇の頃に用ひられたり、アマノトリコト參看、アマノトリコト 天鳥笛 上代の樂器、常陸風土記に、崇神天皇の世、建甕間命東夷を平定

アマノ

アマノ

アマノオモテノハ 安麻面羽 眞羽の一種、羽に安麻の舞の面に似たる文あるによりて名づくる、安麻の舞にては舞の面に、紙に金の如き形を書き、顔にあて、舞ふなり、故にあまの面の羽とは、矢の羽に、金の文あるを云ふ、然るに海人の顔と思ひて、繪圖に羽の文を人の形にして、目鼻口頭等の形を繪きたるは忘作なり(眞史雜記)

アマノカゴヤ 天鹿兒矢 「アマノカゴヤ」を見よ、

アマノカゴユミ 天鹿兒弓 「アマノカゴユミ」を見よ、

アマノカタリコトウタ 天語歌 「アマノカタリコトウタ」を見よ、

アマノカタリトメ 天語部 「カタリトメ」を見よ、

アマノカハヨリダ 天川依田 川に近くして水患多き惡き田を稱する古代語(書紀、同集解)

アマノクチトダ 天口鏡田 水口鏡(今にして早雲ある惡き田を稱する古代語(書紀、同集解))

アマノクヒタ 天楸田 田中に木の切杭等多くある惡しき田を稱する古代語(書紀、同集解)

アマノコホリ 海部郡 隱岐國隱岐郡、稱徳天皇天平神護元年五月始めて見ゆ(隱岐國姓氏錄に、成務天皇の朝仲臣子上に島田上下二縣の地を賜ひ、島田臣と改む、蓋し本郡島田郡あるは古へ島田縣の地ならん、和名抄に、新屋(ニヒヤ)中島(ナカシマ)津積(ツヅミ)志摩(シマ)伊福(イフク)島田(シマミヤ)海部(アマ)日置(ヒオキ)三刀(ミヤタ)物忌(モノイミ)宅(ミヤケ)八田(ヤチ)の十二郷あり、治承四年八月源賴朝熱田宮遷幸に海東郡とあれば、藏前以前海西

せんといふ、本國安藝島に至る、海東に國語あり、官軍に抗拒す、仍て討たんとす、賊皆雲を焚き、賊守す、命備を投じ、海に船を連れ、一時に焚殺すといふ、將島曲を唱ひ、賊を誘ひ一時に焚殺すといふ、名義明ならず、樂器考に強て考ふるに、春天和暖なる時、山鶯の鳴り、野鶉の九疊と鳴が如く聞え人心を和樂ならしむる笛なる故にかく云ふかとあり、蓋し天は美稱の詞、

アマノトリフネ 天鳥船 「アマノトリフネ」を見よ、

アマノナガタ 天長田 周囲の廣く長き田を稱する古代語、天は美稱なり、

アマノヌゴト 天沼琴 「アマノヌゴト」を見よ、

アマノヌボコ 天瓊矛 瓊玉にて飾れる矛を云ふ、天は美稱の詞、又天逆矛ともいふ、我國に於ける兵器の最も古き物なり、古事記に天神命賜三天沼矛、而言依賜也、故二柱神(伊邪那岐命伊邪那美命)立天浮橋、而指下其沼矛、以盡者、云々と見えたり(古事記、日本紀纂疏、古事記傳)

アマノノカリミヤ 天野行宮 隱岐國後村上天皇の行在所、隱岐國河内國錦部天野山金剛寺内、今金剛寺の食堂跡も是なりと云ふ、(隱岐國)正平八年後村上天皇賀名生より此に徙御、十二年寛成親王立太子の儀あり、十四年十一月足利義隆等の襲撃に因り、親心寺へ遷御、又住吉へ移幸あり、南山巡狩録に、正平九年の頃河内國錦部天野山金剛寺に臨幸あり、此寺は僧房七十餘宇ありて従ふ衆徒も少からず、供奉の人々、假に住居いとなみける事と見ゆ、されば新樂にも「君すめは峰にも尾にも家居して深山ながらの都なりけり」とあり(河内志)

アマノ

海東の二郡となれるか(郡名異同一覽、國郡沿革考) アマノコホリ 海部郡 隱岐國隱岐郡、和名抄に、布勢、海部、佐作の三郷あり、承久三年晋妻鏡に阿摩郡と書す、正保圖海土に作る、爾來之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

アマノコホリ 海部郡 隱岐國隱岐郡、欲明天皇十七年屯倉を此地に置く、聖武天皇神龜三年海部郡見ゆ、和名抄に、賀太(カカ)濱中(ハマナカ)全戸、孫家等の郷あり、郡の東北隅榮谷村以南の地、後名草郡に入る、正保圖海土に作り、元禄以後海部に復す、明治二十九年三月二十六日名草郡と合併海草郡となる(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

アマノコホリ 海部郡 隱岐國隱岐郡、神武天皇東征の時、通過せられし速吸の門は、今の佐加關にて本郡に屬し、延喜式、海部郡早吸日女神社此地にあり、和名抄に、佐加(サカ)穗門、佐井(サカ)丹生(ニフ)日田、在田(アリタ)夜間、直理(ナツリ)父連、石井(イシキ)の十郷あり、天保以來アマノと訓む、明治十一年南北二郡に分る(書紀、郡名異同一覽、國郡沿革考)

アマノサカテ 天逆手 上代に於て手の拍ち方、その拍方詳ならず(一)契沖は、逆手は常に遠へは凶事と云ひ(二)賀茂真淵も凶事に於て後手と同じく、手を後方に廻らし拍つ、故に後手も佐加手とも訓むべしと云ひ(三)安齋隨筆に、人の前に進む時に手を拍ちて開見し、退く時手を拍ちて踏る、是れ逆退の禮儀にて、其退時拍つ故にサカ手と云ふ、其手の拍ち様は常に異なる事なりと云ひ(四)比古史記に、逆手は逆手の義なり、大國主神の領給へる此御衣を皇孫命に逆獻るとして其禮儀に手拍給へるなるべし、今の世の俗に商人とて物の價をあらかひて後手に買ふ、

アマノハグルマ 天羽車 車の一様、車輪を鳥の羽に比して羽車と名付けしなるべし、天は美稱なり、其製詳かならず、舊事記に、大己貴命の天羽車大驚にのりて妻まきたまふこと見えたり、また倭訓栞に、内侍所も御移徙遷幸の時天羽車に載奉る、常に温明殿の内高床の上に鎮ります、其天羽車は座傍殿外に置り、令羽車は蓋四方有、欄于下車也、本大己貴命の作なりとあれば、後世にも、同じ名稱を襲ひたる車ありしことを知るべし、

アマノハゴロモ 天羽衣 天皇が神事の時着し給ふ湯かたびら、江次第大嘗會主殿祭供御湯條に、仁和記云、御東方小床著天羽衣、供御湯了、御中央御帖いと見え、建武年中行事神食下、御舟に御内かたびらめしていらせ給ふ、三物きこしめしてあまのは衣(ゆかた)がたびら也)舟の中にゆきて、云々と見えたり、

アマノハジユミ 天柁弓 「アマノハジユミ」を見よ、

アマノハトフネ 天鳩船 速力の早き船を稱する古代語、鳩の飛ぶが如く疾速なるが故に名づく、天は美稱なり、

アマノハハギリ 天羽々斬 素戔嗚尊の八岐大蛇を斬り給ひし劍の名、古語に、大蛇を羽々と云ひし故と、古語拾遺に見えたり、蓋し羽々は疾速の意か、書紀一書に、其斷蛇似似蛇之斷正、又一書に、以三蛇斷之似、新云々、又一書に、以三蛇斷之似、新古事記には、以三季似断とみえたり、

アマノハハヤ 天羽々矢 「アマノハハヤ」を見よ、

アマノハヘキリノツルギ 天蠅斬劍 「アマノハヘキリノツルギ」を見よ、

アマノ

アマノ

名ふまゝに賣り與ふるとして手拍つ事をするも買ふ人に選け與ふる意なり云々といへり、

アマノサカホコ 天逆鋒 天夷矛(アマノサカホコ)を見よ、

アマノサケメ 天探女 人に倅て心懸き者を云ふ、探は、探他心多邪思と云ふ義、古事記神代卷に、故爾鳴女自天降到、居天若日子之門湯津風上、而言委曲如天神之語命、爾天佐具實聞此鳥言、而語天若日子、此鳥者其鳴音甚惡、故可射殺云々」と見たり、書紀口訣に、天探女者從神護女也、葛城に、稚彦之侍婢也とあり、後天の邪鬼と云ひ、又轉じて兩金剛のふまへたる小邪鬼を謂り呼べり、或は云ふ、天の邪鬼の轉せる語なりと(古事記傳、倭訓栞、倭言集覽)

アマノ

アマノオモテノハ 安麻面羽 眞羽の一種、羽に安麻の舞の面に似たる文あるによりて名づくる、安麻の舞にては舞の面に、紙に金の如き形を書き、顔にあて、舞ふなり、故にあまの面の羽とは、矢の羽に、金の文あるを云ふ、然るに海人の顔と思ひて、繪圖に羽の文を人の形にして、目鼻口頭等の形を繪きたるは忘作なり(眞史雜記)

アマノカゴヤ 天鹿兒矢 「アマノカゴヤ」を見よ、

アマノカゴユミ 天鹿兒弓 「アマノカゴユミ」を見よ、

アマノ

海東の二郡となれるか(郡名異同一覽、國郡沿革考) アマノコホリ 海部郡 隱岐國隱岐郡、和名抄に、布勢、海部、佐作の三郷あり、承久三年晋妻鏡に阿摩郡と書す、正保圖海土に作る、爾來之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

アマノコホリ 海部郡 隱岐國隱岐郡、欲明天皇十七年屯倉を此地に置く、聖武天皇神龜三年海部郡見ゆ、和名抄に、賀太(カカ)濱中(ハマナカ)全戸、孫家等の郷あり、郡の東北隅榮谷村以南の地、後名草郡に入る、正保圖海土に作り、元禄以後海部に復す、明治二十九年三月二十六日名草郡と合併海草郡となる(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

アマノコホリ 海部郡 隱岐國隱岐郡、神武天皇東征の時、通過せられし速吸の門は、今の佐加關にて本郡に屬し、延喜式、海部郡早吸日女神社此地にあり、和名抄に、佐加(サカ)穗門、佐井(サカ)丹生(ニフ)日田、在田(アリタ)夜間、直理(ナツリ)父連、石井(イシキ)の十郷あり、天保以來アマノと訓む、明治十一年南北二郡に分る(書紀、郡名異同一覽、國郡沿革考)

アマノ

アマノヒスミノミヤ

天日隅宮 出雲縣 雲津郡 雲津村 天日隅宮 出雲縣 雲津郡 雲津村

アマノヒラタ

天平田 阿波國 阿波郡 阿波町

アマノヒラテ

天乃夫支賣 天乃夫支賣 天乃夫支賣

アマノフキメノジンジャ

天乃夫支賣 天乃夫支賣 天乃夫支賣

アマノフサヨシ

天野房義 天野房義 天野房義

アマノマスヒト

天益人 天益人 天益人

アマノマナナ

天真名井 天真名井 天真名井

アマノ

アマノミコトモチ

海人宰 海人宰 海人宰

アマノミツラトヨアキツネワケ

天御 天御 天御

アマノムラアハセタ

天邑并田 天邑并田

アマノムラギミ

天邑君 天邑君

アマノムラサカハ

天安河 天安河

アマノヤスタ

天安田 天安田

アマノムラモツルギ

天業雲御 天業雲御

アマノコホリ

天羽郡 天羽郡

アマノカミ

天照大神 天照大神

アマヒ

アマヒリノヒメノジンジャ

天比理乃 天比理乃 天比理乃

アマベ

海人部 海人部

アマベ

海人部 海人部

アマベ

海人部 海人部

アマベ

海人部 海人部

アマベ

海人部 海人部

アマベ

海人部 海人部

アマベ

海人部 海人部

アマベ

海人部 海人部

アマミ

アマミ

アマミ アマミ アマミ

アマミ

アマミ アマミ アマミ

アマミ

アマミ アマミ アマミ

アマミ

アマミ アマミ アマミ

アマミ

アマミ アマミ アマミ

アマミ

アマミ

アマミ アマミ アマミ

アマミ

アマミ アマミ アマミ

アマミ

アマミ アマミ アマミ

アマミ

アマミ アマミ アマミ

アマミ

アマミ アマミ アマミ

アマミ

アマミ

アマミ アマミ アマミ

アマミ

アマミ アマミ アマミ

アマミ

アマミ アマミ アマミ

アマミ

アマミ アマミ アマミ

アマミ

アマミ アマミ アマミ

アンコク

アンコクジエケイ 安國寺惠瓊 「エケイ」を見よ。

アンコクテン

安國殿

開闢東京芝罘上寺本堂の南にある殿堂をいふ。徳川家康の肖像を安置す。安國は家康の法名、肖像を世に、御鏡、厄除、爪の尊像といふ。開闢慶長六年正月元日の規式畢後、家康當年は本卦掛の年なれば一の肖像を形代に作らんと、九津氏の影刻人に束帯のまゝを彫らさしむ。成りて後、坐右に置き、常に家康家康と呼び、時には除穢除爪等を像の腹内に納む。元和二年四月家康、増上寺勸智國師に遺命し、一堂宇を建て此肖像を安置せしむ。同七月家康に神威を授けられ安國殿の勅題を賜はる。寛永十一年家光、新に彫殿を今の地に築く。十八年成りて遷座す(殿居遷)。

アンコクロン

安國論

立正安國論(リツセイアンコクロン)を見よ。

アンサイ

行在

行在所といふに同じ。アンサイヨシヨシを見よ。

アンサイシユウ

安西衆

開闢江戸時代の初めに、將軍家の話相手に定められたる番宿の故老をいふ。また御講衆とも稱す。是等のの人々(武藏國安西に宅地を給はりたるが故に名づく)開闢慶長元年和二年十二月始めて之を置く。徳川實紀に、當代御講衆といひしはそのはじめ織田豊臣兩家に仕て、其後駿府に勤仕せし輩かの府下安西に宅地を給ふ。よつてその比此の人々を安西衆と稱しけるとぞ。この説はみな累年武功の者共なれば其の外にもともより江戸に在府せし徒の中に、番宿の徒を稱して其の類にあてられ、直日を定め、日かかはるる御前中

アンサ

安薩

何公せしめらる其人々は、丹波五郡左衛門長重、立花左近將監宗茂、細川支番頭興元、三好因幡守一任、猪子内匠助一時、堀田若狭守一繼、佐久間備前守安政、同大膳亮隆之、堀丹後守直常、戸川肥後守連安、九鬼長門守守隆、鹿坂淡路守安元、毛利伊勢守高政、市橋下總守守長、谷出羽守衛友、青木民部少輔一重、藤田権佐廣定、平野道江守長泰、能勢伊豫守頼次、宮城丹波守豐守等なり。日野大納言輝實入道唯心、山名中務大輔豊國入道輝高、朽木信濃守元綱入道牧齋、佐久間駿河守正勝入道不守、前橋吉右衛門勝秀入道半入、今大膳延壽院支那等は、ことさら老練なれば優待せられ、直日を定めず心まかせにまうのほり、御談話に侍せしめられ、渡邊山城守茂、松下石見守重綱、近藤石見守秀用、眞田深政守信昌、横田甚左衛門尹松、初鹿野修右衛門信久、久世三右衛門廣宣、坂部三十郎廣勝、備後林永喜信澄、醫員佃玄聖、田村安綱長有は、毎夜出仕して御談話するべしと命ぜらる。この後、大猷院殿御代となりて、その員缺るときはまた外の番宿の徒めし加はへて、総へ御前に伺公せたり。談話ども聞しめされぬといへり。後には絶えたり。

アンサイズ井ヒツ

安齋隨筆

開闢前集後集各十五卷。故實叢書第一輯に收めて三十二卷十冊となす。開闢我國の有職故實、事物の権衡等を論議したるものなり。開闢伊勢貞丈、安齋と號する

アンシヤウシヤウ

安祥城

開闢三河國豊海郡安祥村開闢開闢文明中松平信光、始めて此城によりて起る。子親忠、孫長親相繼ぎ勢益強し。今川氏親、北條早雲を將として、駿遠の兵を用いて之を撃つ克たす。松平氏はより顯はる。其子藏人信忠、其孫二郎三郎清康相繼ぎて此に居す。清康開闢に及ぶ。其族安祥長家代りて居る。後、織田信秀を陥れ信康を置く。天文十八年今川義元の攻め復する所となる(參河城地地名考)。

アンシヤウシリウ

安祥寺流

眞言宗の流法。安祥寺中興の祖宗意より起りし故に名づく。宗意は鳥羽天皇頃の人大夫律師と號す。京都に生る。東宮權大夫季宗の子。嚴覺に從て傳法職位を受け、梵漢諸尊の密軌を學ぶ。是より先き、慧運安祥寺を開きしが、付法の資なく、法跡絶ゆ。唯傳燈の印璽寶篋、慧運相承の秘訣道器あり。宗意圖らず大寶を得たるを喜び、小野流を合せて、別に一流を起す。之を安祥寺流と云ふ。左に法跡を示す(後傳燈廣録、日本佛家人名辭書)。

アンセ

安世

○宗章 實殿 頼真 成殿 寛海 兼慈 寛伊 成慈 光誓 隆雅 寛快 興殿 長雄 任通 快受 朝意 道意 成殿 光章 性印 快音 忠實

アンサ

安薩

が故に、この名あり(安齋隨筆)。

アンサイハ

開發派

山崎開闢の主唱せる儒學の一派。敬義學派(クイキガク)を見よ。

アンサウシ

按察使

「アセチ」を見よ。

アンジン

按針

三浦安針(ミウラアンジン)を見よ。

アンジン

按針

歐洲語。江戸時代水先案内をいふ。水先案内は磁石の針を案じて船の航路を定むる者なるによりて名づく。

アンシヤ

行者

禪宗にて、制度を求めて度牒を得ず、髮を蓄へ寺中に止宿して修行するもの。行堂に居る故に行堂主とも云ふ。六局行者、執局行者、參頭行者(高年舊參の諸行者に首たるもの)副參行者(參頭の事務に副たるもの)望參行者(副參行者に關する時に補するもの)堂司行者(維那部堂司に關して使令を受くるもの)客頭行者(客者に關して使令を受くるもの)方丈行者(住持侍者の命により方丈の事を行ふ)庫司行者(方丈行者に同じ)方丈客頭行者(諸客侍者の使令を受くるもの)茶頭行者(茶頭の命を受くるもの)喝食行者、供頭行者等極めて多し(釋林象器)釋氏要覽に云、善見律云有善男子欲求出家未得衣鉢欲依寺中住者、名三頭頭波羅沙令詳。若此方行者也。經中多呼修行人爲三行者云々。ヤウクワンハイを見よ。

アンシヤウ井ン

安祥院

二條吉忠の號。ニテヤウシヤウを見よ。

アンシヤウクワンハイ

案上官幣

神祇官に於て、新年、月次、新嘗等の祭に幣を案上に奠て神を祭るをいふ。略して案上とも稱す(案下に幣を奠て祭るを案下幣といふ)アンシヤウクワンハイを見よ。

アンズ

案主

文案記録を掌り施行文書に各其名を撰す。文案を主するの義にて名付たる職名。檢非違使、院殿、攝關家政所及び殿、將軍家政所、勸學院、生國等に皆案主あり。詳しき事は各條に就て見るべし。

アンズノヲサ

按司

琉球の官名。王子の次に位す。安主ノヲサ 案主長 檢非違使の文案を主する者云々。ケヒキシヤウを見よ。

アンセイ

安政

開闢享明天皇御宇の年號。嘉永七年十一月二十七日、内裏炎上し、厩地實あり。且つ近年異國船來れるを以て改元す。七年を経て萬延と改む。開闢 詳書治要曰、庶人安政然後君子安位矣とあるに據る(嘉永明治年間錄)。

アンセイイチフギン

安政一分銀

開闢銀貨の一種。安政に造るを以て名づく。新一分銀とも云ふ。開闢銀八分、横四分五厘府開闢開闢開闢安政六年八月外國銀貨と同位の銀を以て鑄造す。鑄造總額、貳千八百四十八萬零九百兩。後改鑄したる額、十萬千三百兩。安政六年より明治元年まで鑄造の年限とす。又明治元年より二年に至るまで鑄造の額、百零六萬六千八百三拾三兩二分なりしと云ふ。「クワンハイ」參看(貨幣叢書、大日本貨幣史)。

アンセイイチフパン

安政一分判

安政

アンセイイツシユギン

安政一朱銀

開闢銀貨の一種。安政中に造りたるを以て名づく。開闢銀五分強、横三分強、重五分、面に一朱銀、背に銀座常是の文字あり、十六兩を以て金一兩に換ふ。

アンシヤウ

安祥寺

開闢山城國宇治郡安祥寺村、もと意山壇ヶ谷にありしが慶長中今の地に移りしと云ふ。○門跡の、吉野山と號す。開闢眞言宗、高野山金剛峰寺の所轄。本尊十一面觀音。開闢清和天皇の御母、五條后順子の本願として、仁壽中創立す。後ち毎年八月二十一日より同二十七日に至る間、七箇寺をして田村天皇の爲めに尊勝法を修せしむ。開闢齊衡二年六月定額寺となし、稻一千束を燈油に充つ。貞觀元年皇太后(五條后)の御願として、年分度者三人を置き、權律師慧運をして勾當せしめ、血脉相承して門跡を繼がしむ。また、大塔、金堂、大門、中門を建築す。東西僧坊七百有餘宇驛立す。興雅延久二年高祖嫡流唯授一人の秘法を高野山實性院有快に授く。是より實性院住持たるもの當寺を兼務す。應仁の兵燹に罹り、數十年間荒廢す。寺務檢校政通中興す。徳川家康之に寺地復舊の令を與ふ。寛文六年幕府寺地十萬坪を割き代るに高十石の朱印地を以てす。弘範、先師政通の遺志を繼ぎ、寶曆九年觀音堂、寶塔、地藏堂、大師堂、青龍權現堂を建立す。明治三年實性院の兼務を解き、更に住職を定む。今左に歴代を示す(山城名勝志、諸門跡傳、平安通志)。

アンシヤウ

安祥城

開闢三河國豊海郡安祥村開闢開闢文明中松平信光、始めて此城によりて起る。子親忠、孫長親相繼ぎ勢益強し。今川氏親、北條早雲を將として、駿遠の兵を用いて之を撃つ克たす。松平氏はより顯はる。其子藏人信忠、其孫二郎三郎清康相繼ぎて此に居す。清康開闢に及ぶ。其族安祥長家代りて居る。後、織田信秀を陥れ信康を置く。天文十八年今川義元の攻め復する所となる(參河城地地名考)。

アンシヤウ

安祥寺流

眞言宗の流法。安祥寺中興の祖宗意より起りし故に名づく。宗意は鳥羽天皇頃の人大夫律師と號す。京都に生る。東宮權大夫季宗の子。嚴覺に從て傳法職位を受け、梵漢諸尊の密軌を學ぶ。是より先き、慧運安祥寺を開きしが、付法の資なく、法跡絶ゆ。唯傳燈の印璽寶篋、慧運相承の秘訣道器あり。宗意圖らず大寶を得たるを喜び、小野流を合せて、別に一流を起す。之を安祥寺流と云ふ。左に法跡を示す(後傳燈廣録、日本佛家人名辭書)。

アンセ

安世

○宗章 實殿 頼真 成殿 寛海 兼慈 寛伊 成慈 光誓 隆雅 寛快 興殿 長雄 任通 快受 朝意 道意 成殿 光章 性印 快音 忠實

アンゼ

安政六年中を以て開港の年限とせり、クローヘイ...

アンゼイコバン

安政小判

アンゼイキウ

安城宮

アンゼイチャウギン

安政丁銀

アンゼイテウヤク

安政條約

アンゼイニフキン

安政二分金

アンゼイノギョク

安政疑獄

アンゼイノチシ

安政地震

アンゼイマメイタギン

安政豆板銀

アンゼイラク

安世樂

アンゼイナレウ

安政南嶽

アンゼイニシユギン

安政一朱銀

アンゼイ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

(一)英米條約、安政元年、英米吉利と並びしもの、...

アンゼイコバン

安政小判

アンゼイキウ

安城宮

アンゼイチャウギン

安政丁銀

アンゼイテウヤク

安政條約

アンゼイニフキン

安政二分金

アンゼイノギョク

安政疑獄

アンゼイノチシ

安政地震

アンゼイマメイタギン

安政豆板銀

アンゼイラク

安世樂

アンゼイナレウ

安政南嶽

アンゼイニシユギン

安政一朱銀

アンゼイ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

米使の提出案十四條を審議し、下田、國館の外安政五...

アンゼイコバン

安政小判

アンゼイキウ

安城宮

アンゼイチャウギン

安政丁銀

アンゼイテウヤク

安政條約

アンゼイニフキン

安政二分金

アンゼイノギョク

安政疑獄

アンゼイノチシ

安政地震

アンゼイマメイタギン

安政豆板銀

アンゼイラク

安世樂

アンゼイナレウ

安政南嶽

アンゼイニシユギン

安政一朱銀

アンゼイ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政

アンゼ

安政



(圖) 羅茶受

種あり、又不動安鎮を朝廷にて行ふを固執、私人の
家にて行ふを家鎮と云ふ。開元三年、安鎮大師入唐し
て此法を受く、爾來師口授して傳く世に傳へず、
村上天皇天德四年九月内裏焼失して翌年應和と改元
し、新内裏成りて、天台座主延昌僧正奏して此法を修
せんと請ふ、病により喜慶律師代て、十月十四日承香
殿に始めて之を修す、是れ遷鶴なり、爾來新造の御所
に於て往々修せらる。文治四年十二月後白河法皇の
御所六條殿成るや、座主金支山僧を率ゐて安鎮法を
修したりき、安鎮は藤原伊尹の時、桃園にて法性寺座
主遍教僧都修せしを始めてとす(諸法要略抄、山承記)
延久三年七月十九日攝關房和尙仁壽殿に安鎮末國
法の圖(安鎮法日記)



アンチヤウ 安貞 後堀河天皇御宇の
年號、嘉祿三年十二月十日改元す、赤坂藩流行する
を以てなり、二年を経て寛喜と改む。開元周忌に安
貞之吉、應地無難とあるに據る、文章博士菅原資
高勳進す(元祿録、和事始)
アンデン 行殿 かりみやを云ふ、アンヂウ
と同じ、同條を見よ、
アンド 安堵 武家時代に於て、土地の所有

權を認承するをいふ、時代語、譬へば時世の轉變にあ
へるも、猶古の如く父祖の所領を知行し、或は久し
く中絶せし舊領を、故ありて返し興ふる事、本領
安堵と云ふ、本領安堵の時は、其體験として御教書、
若くは下文、奉書等を下し興ふ、其文書を安堵、又
は安堵下文、安堵御判とも稱す、又寺社領の地は、
將軍代始毎に判物を下賜する例にて、同じく安堵と
云ふ、法知地の安堵は、問注所にて沙汰す、後に讓狀
に執權連署判物を捺すを外、安堵と云ふ(沙汰未練
書、武家名目抄)
アンドウチ 安藤氏 紀伊田邊 姓も安
倍、後藤原と改む、其先は安倍仲麻呂より出づ、七代
の裔朝任の時、藤原の姓を賜はる、依て安倍の安と、
藤原の藤を取て安藤と號す、十七世の孫直次、弟重
信と共に徳川家康に仕へて功あり、直次慶長十二年
老中となり、五千石加賜、中興の祖と稱す、元和三
年二月一萬石を加賜、全封を遠江國掛川に移す、
五年七月一萬八千石加賜、紀伊國田邊城に移封、前
封合せて四萬八千石、子孫相繼ぎて明治の世に至
り、華族に列し男爵を授けらる(系譜、徳川加除封録、
華族譜)
○安倍仲麻呂 朝任 右宗 兼平 親行
政平 家繼 泰繼 義廣 重廣 廣氏
清長 爲實 資重 親重 家重 基能
直次 直治 義門 直清 直名 陳武
陳定 雄能 次由 寛長 次敏 道紀
直興 直則 直器 直裕 直行
アンドウウチ 安藤氏(陸奥磐城平) 姓は安

實爲めに徳賢寺を造り築る(家系、徳川實紀野史)
アンドウノフマサ 安藤信正 關西幼
名欽之進、また欽之助といひ、長じて信正と稱し、後
ち信正、信實と改む、字は君信、欽實、信實等の號あり、
晩年福壽と稱す、關西信由の子、磐城平の城主
たり、關西文政二年生る、天保六年從五位下に叙し、
弘化四年父の遺領を襲ぎ、對馬守と稱す、嘉永六年
寺社奉行となり、安政五年若年寄に進み、萬延元年
老中となり、外國御用取扱を命ぜられ、専ら外交の
任に當る、當時攘夷論の論非常に勢力を有したる
が故に信正等の外交政策をば、國家百年の長計を誤
れるものとなし、目するに好感を以てし、これを惜
むもの多からず、遂に一團の暴徒あり、文久二年正
月、信正の發城を坂下門外に襲撃し、これを傷み、尋
で四月老中を辭し瀕死に列す、八月久世廣用と共に、
故井伊直弼の横死をかくし、後聞き取計を爲し、其
上不正のことありしといふを以て、封二萬石を削ら
れ致仕永樂居を命ぜらる、慶應二年に至りて許さる、
幾干もなくして成長の亂に當り、奥羽諸藩と連合し
て王師に抗せるを以て、再び永樂居を命ぜられしが、
明治二年免ぜらる、四年十月卒す、年五十三、信正
遺體靈能く内外の事狀に通じ、常に外國交渉の任
に當り、密に論議を折きて我が條理を伸張す、權廻折
衝の功、前後の執政中にありて、多く見ざる處なり、
又我邦人の應々外國人を殺傷し、彼が感情を害する
こと、一にして足らずと雖も、よくこれを慰諭調停
して大事に至らしめず、蓋し其手腕の非凡なる、外
交家として永く傳ふるに足るものあり(安藤對馬守
履歷、幕末名士小傳、幕末外交家)
アンドウマス 安藤樹 北條氏の時伊豆相
模にて作りし椋風樹をいふ、ハイパラスを見よ、

倍後藤原に改む(前條參照) 安藤直次の弟重信(基
能の次男) 慶長十七年十二月五千石を下總小見川に
加賜、十八年二萬石を常野江三國に加賜、常陸神時城
に治す、元和元年十二月二萬石加賜、上野高崎城に移
封、寛永十年六月重長一萬石を上總總社に加賜、元祿
八年五月重貞五千石加賜、備中國松山城に移封、正
徳元年二月重興老中職の勳功により五千石を近江國
に加賜、美濃國加納城に移封、前封併せて六萬七千四
百石、寶曆五年二月一萬五千石を削らる、六年十二
月信明陸奥國磐城平城に移封、文久三年十一月信隆
二萬石を削らる、明治維新に至り華族に列し子爵を
授けらる(勳章譜、系譜、徳川加除封録、華族譜)
○重信 重長 重貞 重興 信尹 信明
信隆 信義 信由 信隆 信民 信勇
信守
アンドウウチ 安東氏 姓は安倍 貞任の
子高星安東氏と改稱す、父誅伐の時年幼故なり、乳
母に抱かれて津輕に逃れ、藤崎城に居す、爾來子孫
相繼ぎて東邊に居る、北條義時の時、殿裏管領に任ぜら
る、正和申勢、北條高時に叛して、朝廷に忠勤を致
す、其孫重季秋田城分となり、子孫相繼ぎ、其裔實季
に至りて秋田氏を稱す、アキカウチ(安倍系圖)
○貞任 高星 榮恒 貞秀 榮秀 愛秀
○眞任 眞季 盛季 盛季 惟季 昭季
宗季 宣季 定季 友季 愛季 實季
アンドウシケンノフ 安藤重信 關西幼
名十郎、後五左衛門と改む、關西信由の二男、關西

アンドウヤキ 安東燒 關西伊勢國安濃
津にて製出する陶器をいふ、窯は安濃津にありて、水
安濃郡に屬したれども、王朝時代安東郡に屬す、故に
郡名を以て名付しならん、關西信由の孫、高古燒
の祖岩波弄山の弟瑞牙、瑞雲氏に聘せられ、弄山の法
をとりて陶器を製し、別に一家を爲す、之れ其始め
なり、其後後(官報)
アントクテンノウ 安徳天皇 關西幼
仁親王、關西高倉天皇の第一皇子、母は建禮門院平
德子(清盛の女)、第八十一代の天皇、關西治承二年
十二月平重盛の六波羅の第に生る、四年正月父帝の
禪を受け、四月位に即く、六月平清盛の奏により、都
を福原に移せりと雖も、幾干もなくして十一月の勢
り、又京都に復す、既にして清盛薨じ、平家一門の勢
威大に衰ふると共に、これより先兵を東國に起した
る源賴朝、同義仲等漸く強大となり、壽永二年義仲遂
に京師を犯す、平家天皇を奉じて筑紫に走り、更
に讃岐島島に行在を營みし、亦源義經の爲めに敗
られ、再び海に浮びて頃の浦に赴き、文治元年四月
平氏の亡ぶるに及び、天皇また運命を共にし、海に
投じて崩す、慶長(大日本史)
アンドノミケフシヨ 安堵御教書 所領
を安堵する將軍の下文を云ふ、或は領知安堵狀とも
稱す、安堵狀とも云ふ、アンド參照、其例左の如し、
本知行所領事不可有相違之狀知件
延文元年十月二十一日 花押(尊氏)
小佐治右衛門三郎殿
(近江四川關所所屬文書)
アンドフギヤウ 安藤奉行 關西幼
幕府の職名、寺社及び將士等の舊封を襲ぎ、或は田
地を復給する時、老練して、公衆(御教書の類)を下

徳川家康に仕へ、長久手の役軍功あり、後秀忠に屬
し、慶長九年從五位下に叙し、對馬守と稱す、十五
年上野國多胡郡の内五千石を賜ひ、十六年奉行職に
登り政務に與かる、十七年下總の小見川、下野の結城
に於て一萬石の加増ありて、一萬六千餘石を領し、
始めて大名に列す、大坂夏の陣の陣功に及び、ま
た秀忠に從ひて進發し、元和元年五月、大坂城陥る
や、豐臣秀頼母等陣中にかくれ、助命を乞ふ、井伊
直孝、本多正純、阿部正次等之を圍み、銃を發して絶
を示す、重信監使たり、秀頼等遂に自殺し、豐臣氏
亡ぶ、八月常陸國鹿島、下野國結城、近江國神崎の地
二萬石を加へ、五年上野國高崎城を賜ひ、同國碓馬、
片岡、近江國神崎、高島郡の内に二萬石の加封
あり、合せて五萬六千六百石を領す、元和七年六月
二十九日卒す、年六十五(徳川實紀、野史)
アンドウナホツク 安藤直次 關西幼
字千福、彦四郎と稱す、又彦兵衛と改む、法名藤岩
院崇賢、關西三河の人、安藤長基の後裔、祖父家重、
父は基能、關西幼より徳川家康に仕へ、年十七、姊川
の戦大功あり、又大居長久手高明の諸役に從ひ感々
功あり、慶長十年正月武藏近江の田二千三十石を加
賜す、尋で從五位下帶刀長となる、又一萬石を加賜
す、家康駿河に老するや、本多正純、成瀬正成と共に
其老中となり、政務を預り聞か、頼宣の遠江を領
するや、請ふて之が傳となる、大坂役軍事に老たる
を以て從ふ、五月井伊直政薩摩高城兵と戦て敗走
するや、直次諸部を動檢して奮激突戰す、子能重の戰
死を慰みず、遂に歎絶し、歎絶すといふ、元和三年
年掛川城に一萬石を加ふ、頼宣紀伊に遷るに及び五
年田邊城に五萬五千石に封じ其家老となる所謂御附
家老なり、寛永十二年五月十三日卒す、歳八十二、頼

宣の爲めに徳賢寺を造り築る(家系、徳川實紀野史)
アンドウノフマサ 安藤信正 關西幼
名欽之進、また欽之助といひ、長じて信正と稱し、後
ち信正、信實と改む、字は君信、欽實、信實等の號あり、
晩年福壽と稱す、關西信由の子、磐城平の城主
たり、關西文政二年生る、天保六年從五位下に叙し、
弘化四年父の遺領を襲ぎ、對馬守と稱す、嘉永六年
寺社奉行となり、安政五年若年寄に進み、萬延元年
老中となり、外國御用取扱を命ぜられ、専ら外交の
任に當る、當時攘夷論の論非常に勢力を有したる
が故に信正等の外交政策をば、國家百年の長計を誤
れるものとなし、目するに好感を以てし、これを惜
むもの多からず、遂に一團の暴徒あり、文久二年正
月、信正の發城を坂下門外に襲撃し、これを傷み、尋
で四月老中を辭し瀕死に列す、八月久世廣用と共に、
故井伊直弼の横死をかくし、後聞き取計を爲し、其
上不正のことありしといふを以て、封二萬石を削ら
れ致仕永樂居を命ぜらる、慶應二年に至りて許さる、
幾干もなくして成長の亂に當り、奥羽諸藩と連合し
て王師に抗せるを以て、再び永樂居を命ぜられしが、
明治二年免ぜらる、四年十月卒す、年五十三、信正
遺體靈能く内外の事狀に通じ、常に外國交渉の任
に當り、密に論議を折きて我が條理を伸張す、權廻折
衝の功、前後の執政中にありて、多く見ざる處なり、
又我邦人の應々外國人を殺傷し、彼が感情を害する
こと、一にして足らずと雖も、よくこれを慰諭調停
して大事に至らしめず、蓋し其手腕の非凡なる、外
交家として永く傳ふるに足るものあり(安藤對馬守
履歷、幕末名士小傳、幕末外交家)
アンドウマス 安藤樹 北條氏の時伊豆相
模にて作りし椋風樹をいふ、ハイパラスを見よ、

倍後藤原に改む(前條參照) 安藤直次の弟重信(基
能の次男) 慶長十七年十二月五千石を下總小見川に
加賜、十八年二萬石を常野江三國に加賜、常陸神時城
に治す、元和元年十二月二萬石加賜、上野高崎城に移
封、寛永十年六月重長一萬石を上總總社に加賜、元祿
八年五月重貞五千石加賜、備中國松山城に移封、正
徳元年二月重興老中職の勳功により五千石を近江國
に加賜、美濃國加納城に移封、前封併せて六萬七千四
百石、寶曆五年二月一萬五千石を削らる、六年十二
月信明陸奥國磐城平城に移封、文久三年十一月信隆
二萬石を削らる、明治維新に至り華族に列し子爵を
授けらる(勳章譜、系譜、徳川加除封録、華族譜)
○重信 重長 重貞 重興 信尹 信明
信隆 信義 信由 信隆 信民 信勇
信守
アンドウウチ 安東氏 姓は安倍 貞任の
子高星安東氏と改稱す、父誅伐の時年幼故なり、乳
母に抱かれて津輕に逃れ、藤崎城に居す、爾來子孫
相繼ぎて東邊に居る、北條義時の時、殿裏管領に任ぜら
る、正和申勢、北條高時に叛して、朝廷に忠勤を致
す、其孫重季秋田城分となり、子孫相繼ぎ、其裔實季
に至りて秋田氏を稱す、アキカウチ(安倍系圖)
○貞任 高星 榮恒 貞秀 榮秀 愛秀
○眞任 眞季 盛季 盛季 惟季 昭季
宗季 宣季 定季 友季 愛季 實季
アンドウシケンノフ 安藤重信 關西幼
名十郎、後五左衛門と改む、關西信由の二男、關西

アンドン

附する事を穿る。建治三年二月惟康將軍、評定...

アンドン

夜行の時携へたるより此名あり、行の字をアンドンと...

アナイ

アナイ 案内 アナイと訓む、格文に多く用ひたり...

アノコホリ

アノコホリ 安郡 長門國阿武郡より出づる材木を云ふ...

アノコホリ

アノコホリ 安郡 長門國阿武郡より出づる材木を云ふ...

アナン

アナン 古く安南と稱す。西貢國を指す。...

アナン

アナン 古く安南と稱す。西貢國を指す。...

アナン

アナン 古く安南と稱す。西貢國を指す。...

アナン

アナン 古く安南と稱す。西貢國を指す。...

アナン

アナン 古く安南と稱す。西貢國を指す。...

アミノヌボコ 天瓊矛 「アマノヌボコ」を
見よ。
アミノハグルマ 天羽車 「アマノハグル
マ」を見よ。
アミノハゴロモ 天羽衣 「アマノハゴロ
モ」を見よ。
アミノハジユミ 天櫛弓 上代にて用ひた
る弓の一種、櫛の木を以て作りたる弓をいふ、天は
美稱なり、眞兒鹿弓といふも、同物なりと云ふ(書紀、
日本書紀、古事記傳)
アミノハツチノミコトノジンジャ 天
羽命神社 關西大和國葛下郡上太田村志登
聖蹟(關西)天羽雄雄神(又名建業雄命、倭文宿禰の氏
神)關西 平城天皇大同元年神封二十三戸を寄し奉
り、清和天皇貞觀元年正月從五位下より從五位上を
授け、醍醐天皇延喜の制大社に列り、新年月次新嘗
の案上幣帛に預る(神祇志料)
アミノハトアネ 天鳩船 「アマノハトア
ネ」を見よ。
アミノハハギリ 天羽斬 「アマノハハ
ギリ」を見よ。
アミノハハヤ 天羽羽矢 上代にて用ひた
る矢の一種、矢の羽の廣く大なるを云ふ、即ち羽張
矢の意、一説に鳥の羽を以て造りたる矢にてハヤ
と云ふは、其矢の多きを云ふ、又矢一雙の稱と云ひ、
又二羽の矢と云ひ又四羽の矢にて後世の鳴鏑の如し
など云へど共に非なり○天孫降臨に先立ち天若日子
を葦原國に遣されし時、高皇產靈尊の賜はち天若日子
なり、又歸還日命及び神武天皇の持たせ賜ひしもの
亦同様の矢なり(古事記、書紀、日本書紀、日本書紀)

アミノハヘキリノツルギ 天瓊新劔
上代の劔の名、尤も鋭利にして、若し其刃上に繩來
り居らば、自ら折れ死する程の利劔なるを以て此名
あり(日本書紀)
アミノヒスミノミヤ 天日隅宮 「アマ
ノヒスミノミヤ」を見よ。
アミノヒボコ 天日槍(海槍槍) 關西
新羅王の子開國書紀に、垂仁天皇三年三月皇化を
基て歸化すとあれど、播磨風土記に、葦原志許平
命と共に巡遊せし事見ゆれば、神代に歸化せし事明
なり、日槍來朝の時、羽太玉、足高玉、脚鹿鹿赤石玉、
出石小刀、出石棒、日鏡、熊神鏡等を獻す、但馬國に
め神物とす、初め日槍の來る播磨國に泊り失栗色に
居る、大友主、長尾市等を遣はし、是を檢問して播磨
國を歴觀して、任意に居住せんことを請ふ、許され
て近江國吉名色に居り、後ち但馬に住し、出島の人
太耳の女麻多鳥を娶り、但馬諸助を生む、諸助の子
但馬槍、其子清彦、其子田道守あり、近江國鏡
谷の關人は日槍の從人なりと云ふ(大日本書紀、天日槍
波來考)
アミノヒラタ 天平田 「アマノヒラタ」を
見よ。
アミノヒワシノカミ 天日鷲神 阿波忌
部の祖天照大神岩屋に幽居し給ひし時、津見神と
共に穀木を植えて白和幣を作る、一夜にして蕃茂す
と云ふ、今の木綿なり、其子孫木綿及び麻織布等を
作る、之を阿真多倍と云ふ、其天靈命に從ふて阿波
國にある者を阿波忌部と云ふ(古語拾遺)
アミノフタダマノミコト 天太玉命

アミノマカゴヤ 天眞鹿兒矢 「アマノカ
ゴヤ」を見よ。
アミノマカゴエ 天眞鹿兒弓 天眞鹿
弓(アマノカゴエ)を見よ。
アミノマナナ 天眞名井 一に天淨名井と
書す、蓋し眞淨名井を約めたる名、眞は美稱、淨は水
の清たる所を云ふ、名は借字にてノなり、書紀に、
天眞名井三處を掘るとあるにて知るべし、此の井は
天の安河瀨の中にて、井と云ふべき所を指して云へ
る、特に井を指したる名にあらず、凡て古代は泉河を
論ぜず、用水を汲む所を井と云ひしなり、出雲國意宇
郡に眞名井神社あり(古事記傳)
アミノマムネトヨオチノスメラミコト
天之眞宗豐祖父天皇 文武天皇の御名、モン
アテンツツツを見よ。
アミノミアヘ 天御饗 天上にて行ふ御饗
の式を云ふ(古事記)
アミノミカゲ 天御蔭 天皇のおほし
大宮を云ふ、大宮は高く聳えて、天を覆ひ、日を通
ひて陰を爲す故にかく名づく、萬葉集一に、たかし
る天之御蔭、あめしるや日のみかげの水、とは、

つれにありなれしとあり、醍醐式六月晦大赦の條に、
皇御孫之命ヲ美領ヲ御會仕奉天ノ御陰日之御陰止
坐安國正平矣 所知食天國中成出矣 云々とあり
アミノミカド 天朝 天の朝廷にて、天は
朝廷を高天原に比へて稱する名、萬葉集に、可之故
俊也、安米乃美加度乎、可氣部禮姿、能能末之奈加
由、安左欲此爾之豆とあり。
アミノミカド 天御門 天智天皇を申す、
又聖武天皇なりとも云へり、或は云、天皇の通稱なり
と(古今目錄、倭國乘)
アミノミナカヌシノカミ 天御中主神
開闢の初、高天原に生れし元始の神、事蹟詳かならず
(古事記)
アミノミハカリ 天御量 天照大神天石屋
に幽居し給ひし時、手置帆帆、彦狹知の二神、天御
量を以て大吹小喚の村を伐り瑞殿を作る、其物詳か
ならずと雖も、古語拾遺に、大小斤雜器の名と云ふ、
即ち度量權衡を合して云ふ、諸物の長短大小輕重等
を量り定むる物なり、故に御量と云ふ(古史傳、皇國
度制考、古今要覽稿)
アミノミヤ 天宮 關西大和國磯城郡田身
宮(多武峰)の上に在り、嶺上楓樹二あり、故に又兩
楓宮と云ふ關西國志云、天智天皇の時、田身宮に臨
宮を作り給ふ此れなり、同二年に、冠するに周垣を
以てす、即ち水工を役して垣を穿ち、香山の西より
石上山に至り、舟二百隻を以て石上の山上の石を載
せ、流に順て之を東山に運び、石を累れて垣となす、
其功天十萬を費すと云ふ、持統文武の二帝又行幸あ
り、後世聖蓋寺は此宮の址なりといふ(書紀通説、多
武峰勝志)
アミノムラアハセタ 天邑并田 「アマ

ノムラアハセタ」を見よ。
アミノムラクモノツルギ 天叢雲劔 「ア
ミノムラクモノツルギ」を見よ。
アミノムラキ 天邑君 「アマノムラキ
ミ」を見よ。
アミノヤスカハ 天安河 高天原にある川
の名、天八瀬河原とも云ふ、關西之河の意にて、瀬
の多くある河、流れの數條ある大河を云へるならん、
(古語拾遺、古事記傳)
アミノヤスタ 天安田 「アマノヤスタ」を
見よ。
アミノユギオヒ 天敷負 關西國志を讀む
たる武人なむい、其國志を天敷部とも云ふ、即ち久
米部なり(クメベ)卷首)大來目部が石取を以て仕
奉るより起る名關西天孫彦火瓊杵尊天降の時、
天押日命、大來目部御前立ち日向高千穂峯に降る、
然して後ち大來目部を天敷負と爲す、天敷負の體、
に起る關西國志略天皇の御世、天敷負を大連公に
賜ひ、兼行天皇、敷負を大伴連の連祖武日に賜ふとあ
りて、大伴連に關したる伴姓なり、後世、ユキヒノツ
カサとして衛府の事あるに至る(關西水紀考、新撰姓
兵錄考)
アミノツツハシラ 天比登都柱 大八洲
の一、豊後島の別名、海中に懸れて一ツある島なれば
然か名づくならんといふ(古事記傳)
アミノコトハルキワケノスメラミコト
天命開別天皇 天智天皇の御名、テンゲテマ
ツツを見よ。
アミノマタタツキノスメラミコト 天
宗高祖天皇 光仁天皇の御名、タラウカンテン

ツツを見よ。
アメリカガツシユコク 亞米利加合衆國
北亞米利加之一洲、江戸時代には亞米利加之といひ
へり關西國北は英領北亞米利加に接し、西は太平洋
に隣り、南は墨西哥及び墨西哥灣に連り、東は太平洋
に臨む、アラスカを除き北緯二十五度より四十九度
に達し西經六十七度より百二十五度に至る、東西の
長二千七百哩南北の幅千六百五十哩○全國を大別し
て九區となす、首府を紐約といふ關西國千五百六十
五年(永祿八年)西班牙フロリダに住せしを以て嚆矢
となす、千五百七十九年(天正七年)サー、ハンブリー、
ギルバートなる者英國人を率ゐて殖民を企てしが成
功せず、千五百八十五年(天保六年)ロンドン會社、及び「ブ
リモウズ」會社英王憲武新第一世の准許を得て亞米
利加開拓の業に従事し、ジェムスマウン、並に建つに
至る、千六百十四年(慶長十九年)和蘭人、マンハッタン
島に殖民を爲し之を新「アムステルダム」といふ(現
今の紐約)千六百二十年(元和六年)「ヒュリヤン」人
「マッサチュセツ」に上陸し「アリモウズ」殖民地始め
て成る、爾來歐洲諸國の人民移住する者多し、千七
百六十年(寶曆十年)合衆國の東部盡く英領に降す、
千七百七十六年(安永五年)本國政府の暴政を苦み獨
立の布告を發して革命の戰起り、七年の攻守遂に「ニ
ュハンブリア」「マッサチュセツ」、「ロードアイラン
ド」「コンネクテカット」諸省「ニュージャージー」「ペンシ
ルヴァニア」「アラバマ」「メリーランド」「バージ
ニア」南カリフォルニア及び「コロラド」の

アヤウチ

十三洲獨立するに至る、千八百三年(享和三年)佛より「アヤウチ」を、千八百二十一年(文政四年)西班牙より「アヤウチ」を購買し、又千八百四十五年(弘化二年)より四十六年に亘れる戦争に於て、西班牙より新羅四其、及び「アヤウチ」を略取し、千八百六十七年(慶應三年)魯西より「アヤウチ」を購買し、版圖次第に擴張せり。天明三年(西曆一七五七年)我民亞米利加に漂流する者あり、寛政十年(一七九八年)亞米利加船歴前に漂著し、天保八年六月(一八三七年)浦賀に來り、弘化三年三月(一八四六年)米人浦賀に來り、通好互市を乞ふ。同年閏五月兵艦二隻を率ゐて浦賀に來る。越て嘉永六年六月三日(一八五三年)北亞米利加合衆國水師提督ペリ、兵艦四隻を率ゐる浦賀に來り、國書方物を奉じ、通好互市を求む。幕府其重大なる事を以て即答せず之を還へず。安政元年正月(一八五四年)使節再び浦賀に來る。三月神奈川に於て假條約を締結し、下田港を即時に開き、兩國は明年三月開くとを約す。安政三年十月米人ハルリ、江戸に登城し、國書を呈し十二月終に條約を結び、江戸大坂等の七港を開くとを約す。六年九月新見豐前守、村垣淡路守、小栗又一を使節とし米國に遣はす。萬延元年正月(一八六〇年)木村藩津守勝麟太郎等外情觀察として米國に赴く。同年四月三日本條約を結ぶ。明治三十九年我大使館を設置し、青木周藏を全權大使に任じて赴任せしむ(萬國歷史、萬國地理、外交史稿、官報)。

アヤカキ

天若日子(天稚日子) 天照大神の命を奉じ、織姫を鎮定せしめ、葦原中國に下り、大國主命の女下照姫を娶り、却て自ら其國を禰んとして復命せざる八年、天照大神更に鳴女を遣はし詰る。

アヤカキ

天若日子之射殺す、天照大神及び高皇產靈大神に怒り、遂に天若日子を殺す(古事記)。

アヤカキ

人町の工人能く織を織る、時人大合人の織と稱す。正平、元中の頃、大内氏周防及び泉州堺等に於て織を織らしむ。當時織を織出す地は京都、山日、及び堺等なりしが、應仁の亂ありて、京都の業遂に衰へ、堺で山口もまた廢頓す。天正年間工人あり、京都西陣に機舎を設け織を織る、京師の織物再び興る。天和年間に至り、京師の織業漸く盛んにして、紋紗織(楡垣織)織唐織、加女織、八反掛柳條織等を織り出せり。元文三年上野村生に於てはじめて、紋紗織を織り、明和年間出羽の秋田に於て浮線織を製し、越後十日町、出羽米澤等また選織を出す。天保年間桐生の人石田九野花草及び織唐織を製す。茲に於て東國の織物漸く盛んなり、然れども京都の産に比すれば大に遜ありといへり。○彈正式に、凡織は五位以上の朝服に用ふる事を許し、六位以下は用ふるを許さずとありて、後世武家の制も亦是に準據せり。○延喜の頃清國より出したるものは、一室、二室、三室、七室、番敷、小籠織、黄綾、小袴、二色、吳服綾等にして、機部司の管下にて製する物には、二花、菜花、野草、大結花、小結花、蓮水、小車花、散花、小蓮花、鏡、窓織、輝雲、獅子雲、雲山、雲小花、雲結、浮物(浮線織)等あり(儀禮、工部志)。

アヤカキ

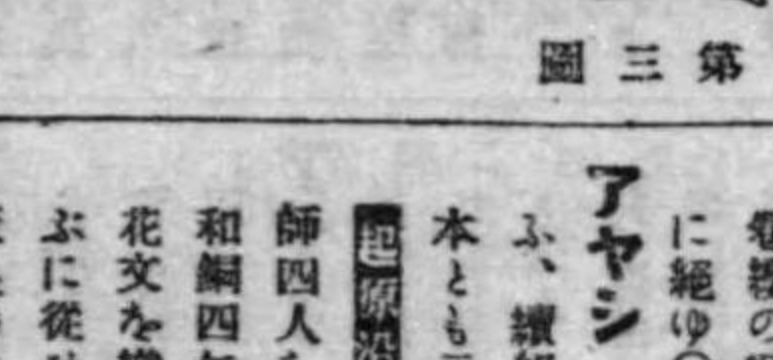
文をつくりたる笠をいふ、また、草蓑、蓑、蓑の薄蓑等にて作りたるをいふ。一に日照笠、綾笠、間笠、と云ふ。日照笠の中央の上に小さき角の如きものを設け、蓑に入る、用とす。専ら日よりの爲めに用ふるものなれど、南都東大寺八幡の神庫に懸する者は、天平時寶二年より天文八年まで行はれし轉經會に用ひたる者なるが、關或は蓑蓑を以て作り紅紫等の華にて風帯を飾り、蓑の布を以て蓑を張り、細も同



圖一 綾



圖二 綾



圖三 綾

アヤウチ 漢氏(文氏) 阿知使主(アチノオミ)を見よ。
アヤラドシノヨロヒ 綾威鏡 唐鏡を細くたたく、少重ねて未威の如くたたく。織をいふ、色は種々ありて其色により何色の唐鏡といふ。唐鏡の唐鏡をふとくたたくてをどしたる鏡など舊記にも見えたり(軍用記)。
アヤカキ 綾垣 織を以て作り室内の幅に用ふるもの、一に楯垣、又織紋賀岐と書く、文垣の意。

アヤカキ 綾切 綾垣(アヤカサ)を見よ。
アヤカキ 綾切 舞曲の名、右舞二十四曲の一、女姿の舞なり。因て愛着女、愛妓女の別稱あり。一に大輦舞と云ふ、傳來詳ならず、新樂中曲にして十八拍あり、舞者四人、常の裝束にて假面を被り、巻襦の冠を用ふ、古くは帽子或は鳥冠なり、後世終に冠(樂家録、禮樂志)。
アヤシ 挑文師 挑文を挑る職工を云ふ、撰紀に「アヤツリ」と讀み、今「アヤトリ」と又花本とも云ふ。挑文師、綾、織等の機織を挑る事を司る。挑文師は文武天皇大寶の制、大藏省機部司に挑文師四人を置く、其下に挑文生八人あり、元明天皇の和銅四年六月、伊勢尾張等の諸國に遣はし、綾織に花文を織る事を教授せしむ。天慶の亂以後、朝政の地に於て挑文師も亦漸く衰頹して、壽永三年後鳥羽天皇の大嘗會を行はる、時、諸名匠を召集せられしを見れば、已に此時挑文師は亡びたるか(工部志)。
アヤツリ 操 挑文師と挑文の事なり。後、人に、人形芝居をいふ、一に手裏人形、南原操といふ、又「カラクリ」人形ともいふ、幕内に居て上下の幕の間に人形を出し、男女老少其事に應じて之を操り舞はすを以て此名あり。挑文師は平安朝の末既にありしと見え、今書物語に、高野親王、四尺程の人形を作り、アヤツリを以て巧に水をも、がせし由云々とあり、傳りて慶長頃の頃、澤住の門人日貫長良

三郎といふ者、播磨西宮の他國引田某後淡路某といふ)と共に淨瑠璃に合せて人形を操ることを始む。是れその起原なり、當時樂間に召して、後藤成天皇の歡賢に備へたりと云ふ、夫より後大坂の石井飛騨守操人形の首ばかりにて着物をさせ、手足等は遣ひ人の手足にて動かすを見習ふと爲し、種々工夫の上上手足を作り始め、遂に手の指を動かし眼をつかり唇を動かす等の巧妙なるに至らしむ。萬治年間竹田出雲操京師にて之を興行し、大に評判を得てより、寛文二年、大坂に下りて操り座を興し、大に流行す。尋て延寶の頃、山水飛騨操(彌三郎)と稱す。殊に妙を得たり。江戸は貞享の頃既に芝居町などにて興行せり、天明九年又兩國廣小路にて國姓爺の芝居など打つべき興行せしが、文化の末年に至りて絶えたり(操年代記、歌舞伎事始、遠遊笑覽、雅州府志、歌舞音書略史)。
アヤノコウチウチ 綾小路氏 姓は宇多源氏、藤田有實の子信有始めて綾小路と稱す、其先源政長堀河院の御前御前の御に參りてより、御曲和琴等音楽を相傳して三代の天子の御寵となる。故を以て代々神樂、琵琶、琴、笛、箏、鼓、箏等を家業とす。諸大夫家の一、實能の時中絶、高有再興し、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらる(尊卑分限、知禮地記、系譜)。
○信有 有賴 有俊 有徳 有美 有能 高有 俊景 有胤 俊宗 有美 俊賢 有長 俊賢 有良 俊之 伊賀國阿拜郡に阿

アヤノコホリ 綾之郡 伊賀國阿拜郡に阿比、アノコホリを見よ。
アヤノコホリ 阿野郡 關西國淡路國阿野郡に阿野郡、又綾に作る、日本武

アヤハ

尊の齋園造となる、和名抄に、新居、山田、羽床、甲知(カサチ) 鴨部、氏部(ウツガ) 山本、林田(ハイ)

アヤハ 漢部 齋園造物を以て朝廷に奉仕せる階級

アヤハ

アヤハ 漢部 齋園造物を以て朝廷に奉仕せる階級

アヤマリジヨウモン

アヤマリジヨウモン 謝證文 江戸時代失領ある時に、其過失をわやまり、後事を償むべき旨を記したる謝罪状、昔の過状、意状といふものに同じ(玉時問)

アヤメ

アヤメ 菖蒲 草の名、本草に泥菖蒲、貞観儀式に漢女草と書き、一に「シヤウブ」とも云ふ、後世に、花菖蒲を、アヤメと稱し、菖蒲を音にてシヤウブと云ふ、其葉の形をなしたる香気高し、大なるは長四五尺、澤邊に生ず、古來五月の節會に之を用ふれば、邪氣を攘ひ、酒害を除くとも云ふを以て糞とし、又菖蒲の軒に書き、酒を加へて用ひ、或は枕とし、又沐浴に加ふる事あり、五月三日菖蒲を献する恒例とす、菖蒲根(アヤメノコヅラ) 菖蒲根(アヤメノコシ) 菖蒲枕(アヤメノマクラ) 菖蒲酒(アヤメノサケ) 菖蒲湯(アヤメノユ) 参看(公事根源、後訓業、古今要覽)

アヤメ

アヤメ 菖蒲 染色の名、狩衣、下襲、衣等を此色にて染め五月頃着用す○菖の色目名、表は青にて、裏は紅梅なるを云ふ、或は裏は濃き紅梅なりとも、表は白なりとも云ふ、又表はなれにて裏は濃黄なりとも云ふ(胡曹抄、女官御抄、物具裝束抄、四三條裝束抄、後撰)

アヤメ

アヤメ 菖蒲 染色の名、狩衣、下襲、衣等を此色にて染め五月頃着用す○菖の色目名、表は青にて、裏は紅梅なるを云ふ、或は裏は濃き紅梅なりとも、表は白なりとも云ふ、又表はなれにて裏は濃黄なりとも云ふ(胡曹抄、女官御抄、物具裝束抄、四三條裝束抄、後撰)

アヤメ

アヤメ 菖蒲 染色の名、狩衣、下襲、衣等を此色にて染め五月頃着用す○菖の色目名、表は青にて、裏は紅梅なるを云ふ、或は裏は濃き紅梅なりとも、表は白なりとも云ふ、又表はなれにて裏は濃黄なりとも云ふ(胡曹抄、女官御抄、物具裝束抄、四三條裝束抄、後撰)

アヤメ

アヤメ 菖蒲 染色の名、狩衣、下襲、衣等を此色にて染め五月頃着用す○菖の色目名、表は青にて、裏は紅梅なるを云ふ、或は裏は濃き紅梅なりとも、表は白なりとも云ふ、又表はなれにて裏は濃黄なりとも云ふ(胡曹抄、女官御抄、物具裝束抄、四三條裝束抄、後撰)

アヤメ

アヤメ 菖蒲 染色の名、狩衣、下襲、衣等を此色にて染め五月頃着用す○菖の色目名、表は青にて、裏は紅梅なるを云ふ、或は裏は濃き紅梅なりとも、表は白なりとも云ふ、又表はなれにて裏は濃黄なりとも云ふ(胡曹抄、女官御抄、物具裝束抄、四三條裝束抄、後撰)

アヤメ

アヤメ 菖蒲 染色の名、狩衣、下襲、衣等を此色にて染め五月頃着用す○菖の色目名、表は青にて、裏は紅梅なるを云ふ、或は裏は濃き紅梅なりとも、表は白なりとも云ふ、又表はなれにて裏は濃黄なりとも云ふ(胡曹抄、女官御抄、物具裝束抄、四三條裝束抄、後撰)

アヤメ

アヤメ 菖蒲 染色の名、狩衣、下襲、衣等を此色にて染め五月頃着用す○菖の色目名、表は青にて、裏は紅梅なるを云ふ、或は裏は濃き紅梅なりとも、表は白なりとも云ふ、又表はなれにて裏は濃黄なりとも云ふ(胡曹抄、女官御抄、物具裝束抄、四三條裝束抄、後撰)

アヤメ

アヤメ 菖蒲 染色の名、狩衣、下襲、衣等を此色にて染め五月頃着用す○菖の色目名、表は青にて、裏は紅梅なるを云ふ、或は裏は濃き紅梅なりとも、表は白なりとも云ふ、又表はなれにて裏は濃黄なりとも云ふ(胡曹抄、女官御抄、物具裝束抄、四三條裝束抄、後撰)

アヤメ

アヤメ 菖蒲 染色の名、狩衣、下襲、衣等を此色にて染め五月頃着用す○菖の色目名、表は青にて、裏は紅梅なるを云ふ、或は裏は濃き紅梅なりとも、表は白なりとも云ふ、又表はなれにて裏は濃黄なりとも云ふ(胡曹抄、女官御抄、物具裝束抄、四三條裝束抄、後撰)



五月三日六衛府菖蒲花を獻じし條に、其體如し屋形之節、菖蒲は菖蒲與也、と見えたり、其後東坊城家より獻せらるる事となり、江戸時代には、藤井家より獻上す、其圖は上に示すが如し、端午(タンゴ)参看(古今要覽)

アヤメノサケ

アヤメノサケ 菖蒲酒(菖蒲酒、蒲酒) 菖蒲の根を漬けし酒を云ふ、朝廷にては五月五日節會の時、天皇武德殿に出御ありて、群臣に酒を賜ふ、即ち菖蒲酒なり、菖蒲の根七坐各長一寸のものを酒中に漬けて、之を五月五日に服すれば、瘴氣或は蛇蟲の毒を避くる由云ひ傳へ、世俗根節の故に關らず用ふれども、一寸九節のもの尤驗ありと云ふ、又一説に、一寸のうちに百節ある者を用ふれば萬病を治すとぞ、端午(タンゴ)参看(拾芥抄、古今要覽)

アヤメノセツク

アヤメノセツク 菖蒲節句 端午(タンゴ) 菖蒲を枕の下に敷くことを云ふ、是れ邪氣を避け拂はんが爲めなり、菖蒲草枕とも云ふ(菖蒲草枕) 前中納言雅頼、皇太后宮大夫俊成の歌、千載集新後撰集等にあやめの枕の詞見えたり、鎌倉以前よりありしこと明なり、嘉祿四年將軍賴朝、金銀を飾りし菖蒲枕を、朝廷に獻せし、と普妻鏡に見えたり、此頃既に鎌倉にて用ひられしこと又知らる、後水尾院年中行事に、五月四日あやめの枕(うすやう)一つ、一對こよひ御枕本にあり、うすやうは極端調進す、御枕は勾當内侍より出す也、其様菖蒲を丈け五六寸(宮中

アヤメ

アヤメ 菖蒲 染色の名、狩衣、下襲、衣等を此色にて染め五月頃着用す○菖の色目名、表は青にて、裏は紅梅なるを云ふ、或は裏は濃き紅梅なりとも、表は白なりとも云ふ、又表はなれにて裏は濃黄なりとも云ふ(胡曹抄、女官御抄、物具裝束抄、四三條裝束抄、後撰)

アヤメ 菖蒲 染色の名、狩衣、下襲、衣等を此色にて染め五月頃着用す○菖の色目名、表は青にて、裏は紅梅なるを云ふ、或は裏は濃き紅梅なりとも、表は白なりとも云ふ、又表はなれにて裏は濃黄なりとも云ふ(胡曹抄、女官御抄、物具裝束抄、四三條裝束抄、後撰)

アヤメノカツラ

アヤメノカツラ 菖蒲根 菖蒲根を以て作れる根を云ふ(菖蒲根) 五月五日未明時より禁中へ獻するを、天皇親にかけ給ひて、武德殿に行幸御會を行はる、群官も亦同じく之を獻し、日産の菖根如し、是れ疫邪惡氣を避けんが爲めなり、其様、細長き菖蒲六節(内二節一尺九寸四節九寸)と短きもの四節を以て巾子に當て、其最長のもの二節を以て前後より結び付くるなり、古くは蓬をも附けたりと云ふ(菖蒲根) 其始め詳かならず、聖武天皇天平十九年五月、詔して之を再興し給ひ恒例となる、類聚國史に、天皇御三南殿苑、觀瀾射、詔曰昔五月節會用菖蒲番根、比來已停此事、從今向後非菖蒲根者勿入宮中とあり、端午(タンゴ)参看(小野宮年中行事、公事根源、古今要覽)

アヤメノクラウド

アヤメノクラウド 菖蒲藏人 五月五日の朝儀に親王諸王公卿に菖蒲を取り傳ふる女藏人を云ふ、端午(タンゴ)参看(年中行事)

アヤメノコシ

アヤメノコシ 菖蒲根 菖蒲根を以て作れる根を云ふ(菖蒲根) 五月五日未明時より禁中へ獻するを、天皇親にかけ給ひて、武德殿に行幸御會を行はる、群官も亦同じく之を獻し、日産の菖根如し、是れ疫邪惡氣を避けんが爲めなり、其様、細長き菖蒲六節(内二節一尺九寸四節九寸)と短きもの四節を以て巾子に當て、其最長のもの二節を以て前後より結び付くるなり、古くは蓬をも附けたりと云ふ(菖蒲根) 其始め詳かならず、聖武天皇天平十九年五月、詔して之を再興し給ひ恒例となる、類聚國史に、天皇御三南殿苑、觀瀾射、詔曰昔五月節會用菖蒲番根、比來已停此事、從今向後非菖蒲根者勿入宮中とあり、端午(タンゴ)参看(小野宮年中行事、公事根源、古今要覽)

アヤメノコシ

アヤメノコシ 菖蒲根 菖蒲根を以て作れる根を云ふ(菖蒲根) 五月五日未明時より禁中へ獻するを、天皇親にかけ給ひて、武德殿に行幸御會を行はる、群官も亦同じく之を獻し、日産の菖根如し、是れ疫邪惡氣を避けんが爲めなり、其様、細長き菖蒲六節(内二節一尺九寸四節九寸)と短きもの四節を以て巾子に當て、其最長のもの二節を以て前後より結び付くるなり、古くは蓬をも附けたりと云ふ(菖蒲根) 其始め詳かならず、聖武天皇天平十九年五月、詔して之を再興し給ひ恒例となる、類聚國史に、天皇御三南殿苑、觀瀾射、詔曰昔五月節會用菖蒲番根、比來已停此事、從今向後非菖蒲根者勿入宮中とあり、端午(タンゴ)参看(小野宮年中行事、公事根源、古今要覽)

アラサヤウ

アラサヤウ 新井城 菖蒲根を以て作れる根を云ふ(菖蒲根) 五月五日未明時より禁中へ獻するを、天皇親にかけ給ひて、武德殿に行幸御會を行はる、群官も亦同じく之を獻し、日産の菖根如し、是れ疫邪惡氣を避けんが爲めなり、其様、細長き菖蒲六節(内二節一尺九寸四節九寸)と短きもの四節を以て巾子に當て、其最長のもの二節を以て前後より結び付くるなり、古くは蓬をも附けたりと云ふ(菖蒲根) 其始め詳かならず、聖武天皇天平十九年五月、詔して之を再興し給ひ恒例となる、類聚國史に、天皇御三南殿苑、觀瀾射、詔曰昔五月節會用菖蒲番根、比來已停此事、從今向後非菖蒲根者勿入宮中とあり、端午(タンゴ)参看(小野宮年中行事、公事根源、古今要覽)

アラサヤウ

アラサヤウ 新井城 菖蒲根を以て作れる根を云ふ(菖蒲根) 五月五日未明時より禁中へ獻するを、天皇親にかけ給ひて、武德殿に行幸御會を行はる、群官も亦同じく之を獻し、日産の菖根如し、是れ疫邪惡氣を避けんが爲めなり、其様、細長き菖蒲六節(内二節一尺九寸四節九寸)と短きもの四節を以て巾子に當て、其最長のもの二節を以て前後より結び付くるなり、古くは蓬をも附けたりと云ふ(菖蒲根) 其始め詳かならず、聖武天皇天平十九年五月、詔して之を再興し給ひ恒例となる、類聚國史に、天皇御三南殿苑、觀瀾射、詔曰昔五月節會用菖蒲番根、比來已停此事、從今向後非菖蒲根者勿入宮中とあり、端午(タンゴ)参看(小野宮年中行事、公事根源、古今要覽)

アラサヤウ

アラサヤウ 新井城 菖蒲根を以て作れる根を云ふ(菖蒲根) 五月五日未明時より禁中へ獻するを、天皇親にかけ給ひて、武德殿に行幸御會を行はる、群官も亦同じく之を獻し、日産の菖根如し、是れ疫邪惡氣を避けんが爲めなり、其様、細長き菖蒲六節(内二節一尺九寸四節九寸)と短きもの四節を以て巾子に當て、其最長のもの二節を以て前後より結び付くるなり、古くは蓬をも附けたりと云ふ(菖蒲根) 其始め詳かならず、聖武天皇天平十九年五月、詔して之を再興し給ひ恒例となる、類聚國史に、天皇御三南殿苑、觀瀾射、詔曰昔五月節會用菖蒲番根、比來已停此事、從今向後非菖蒲根者勿入宮中とあり、端午(タンゴ)参看(小野宮年中行事、公事根源、古今要覽)

アラサヤウ

アラサヤウ 新井城 菖蒲根を以て作れる根を云ふ(菖蒲根) 五月五日未明時より禁中へ獻するを、天皇親にかけ給ひて、武德殿に行幸御會を行はる、群官も亦同じく之を獻し、日産の菖根如し、是れ疫邪惡氣を避けんが爲めなり、其様、細長き菖蒲六節(内二節一尺九寸四節九寸)と短きもの四節を以て巾子に當て、其最長のもの二節を以て前後より結び付くるなり、古くは蓬をも附けたりと云ふ(菖蒲根) 其始め詳かならず、聖武天皇天平十九年五月、詔して之を再興し給ひ恒例となる、類聚國史に、天皇御三南殿苑、觀瀾射、詔曰昔五月節會用菖蒲番根、比來已停此事、從今向後非菖蒲根者勿入宮中とあり、端午(タンゴ)参看(小野宮年中行事、公事根源、古今要覽)

アラサヤウ

アラサヤウ 新井城 菖蒲根を以て作れる根を云ふ(菖蒲根) 五月五日未明時より禁中へ獻するを、天皇親にかけ給ひて、武德殿に行幸御會を行はる、群官も亦同じく之を獻し、日産の菖根如し、是れ疫邪惡氣を避けんが爲めなり、其様、細長き菖蒲六節(内二節一尺九寸四節九寸)と短きもの四節を以て巾子に當て、其最長のもの二節を以て前後より結び付くるなり、古くは蓬をも附けたりと云ふ(菖蒲根) 其始め詳かならず、聖武天皇天平十九年五月、詔して之を再興し給ひ恒例となる、類聚國史に、天皇御三南殿苑、觀瀾射、詔曰昔五月節會用菖蒲番根、比來已停此事、從今向後非菖蒲根者勿入宮中とあり、端午(タンゴ)参看(小野宮年中行事、公事根源、古今要覽)

アラサヤウ

アラサヤウ 新井城 菖蒲根を以て作れる根を云ふ(菖蒲根) 五月五日未明時より禁中へ獻するを、天皇親にかけ給ひて、武德殿に行幸御會を行はる、群官も亦同じく之を獻し、日産の菖根如し、是れ疫邪惡氣を避けんが爲めなり、其様、細長き菖蒲六節(内二節一尺九寸四節九寸)と短きもの四節を以て巾子に當て、其最長のもの二節を以て前後より結び付くるなり、古くは蓬をも附けたりと云ふ(菖蒲根) 其始め詳かならず、聖武天皇天平十九年五月、詔して之を再興し給ひ恒例となる、類聚國史に、天皇御三南殿苑、觀瀾射、詔曰昔五月節會用菖蒲番根、比來已停此事、從今向後非菖蒲根者勿入宮中とあり、端午(タンゴ)参看(小野宮年中行事、公事根源、古今要覽)

アラサヤウ

アラサヤウ 新井城 菖蒲根を以て作れる根を云ふ(菖蒲根) 五月五日未明時より禁中へ獻するを、天皇親にかけ給ひて、武德殿に行幸御會を行はる、群官も亦同じく之を獻し、日産の菖根如し、是れ疫邪惡氣を避けんが爲めなり、其様、細長き菖蒲六節(内二節一尺九寸四節九寸)と短きもの四節を以て巾子に當て、其最長のもの二節を以て前後より結び付くるなり、古くは蓬をも附けたりと云ふ(菖蒲根) 其始め詳かならず、聖武天皇天平十九年五月、詔して之を再興し給ひ恒例となる、類聚國史に、天皇御三南殿苑、觀瀾射、詔曰昔五月節會用菖蒲番根、比來已停此事、從今向後非菖蒲根者勿入宮中とあり、端午(タンゴ)参看(小野宮年中行事、公事根源、古今要覽)

アライミ 爲すに始まる、或は云、江間與左衛門を成守となすと...

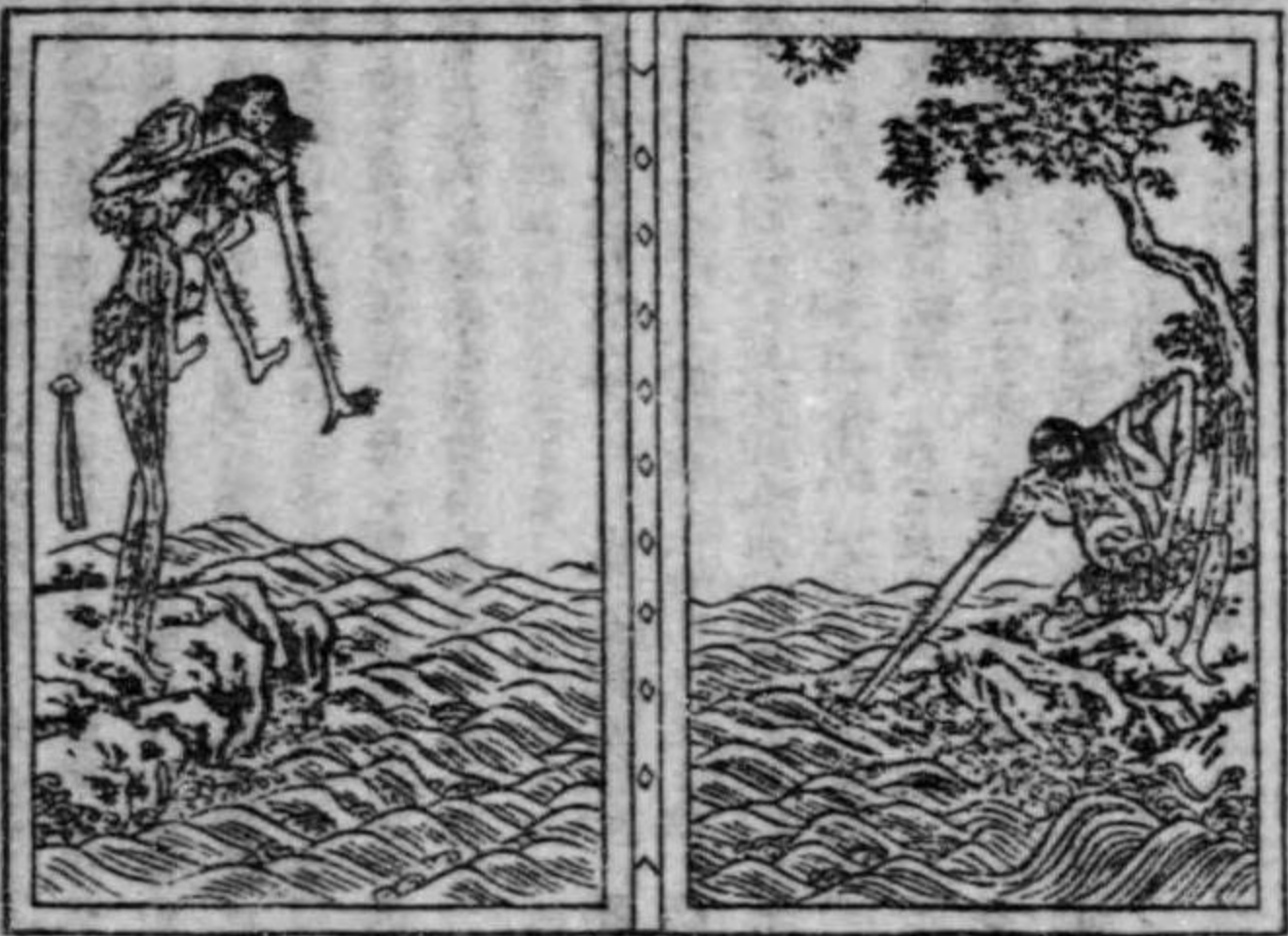
アライミ

アライミハクセキ 新井白石 君美、初名興、字は在中、又は清美と云ふ、幼字は勘...

アライミ

アライミノシヤウジ 荒海障子 清涼殿の秋の月の前なる弘廂の九間の所に立てたる...

アライミ



面 表

アライミノシヤウジ 荒海障子 清涼殿の秋の月の前なる弘廂の九間の所に立てたる...

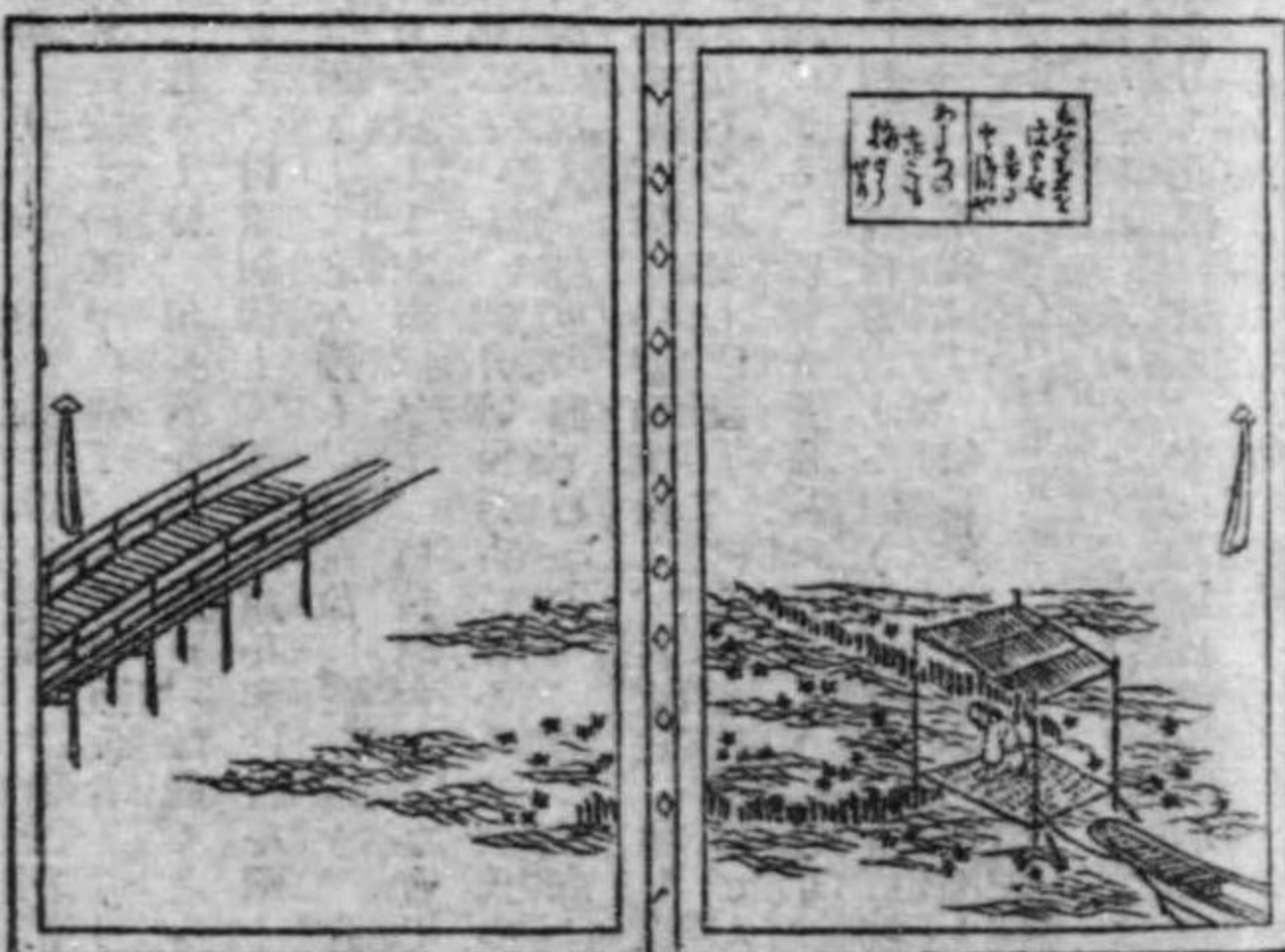
アライミ

あり、是れ即ち傷に傷くる所の小蛇なり、其與一...



藤原氏助之藏

三巻を著す、七年武家諸法度を頒つ、白石の草する...



面 裏

障子とみえたり、表に、荒海に手長足長の繪(第一圖)...

アライミ

節等と堂上に於て禮を争ふ、意氣頗る激切、轉使...

アライミ

アライミ 散齋 祭祀の時、神事に預る者、政...

アライミ

アラエビス 荒夷 關東武士を云ふ、關東の...

アラキ

アラキ 殯 殯儀を未だ葬らずして、暫し...

アラキ

アラキタウチ 荒木田氏 伊呂比命より出づ。成務天皇の時、其孫最上朝に神田三千代を賜

アラキタヒサオ 荒木田久老 名無 初め主殿、中書したと稱し、後久老と改む。度會正身の四子、荒木田久世の養子

アラキノミヤ 殲宮(神宮) 殲(アラキ)を見よ。アラキムラシゲ 荒木村重 阿蘇朝初字彌介、信濃守と稱す、別號として道隆と號し、後又

アラキリウ 荒木流 荒木無人齋の始めたる捕手の術をいふ。無人齋の事蹟詳ならず。アラキリウ 荒木流 荒木志摩守元清の始

アラキニ 荒和 六月殿を云ふ。アラニ 荒和 六月殿を云ふ。アラニ 荒和 六月殿を云ふ。

アラキハカ 荒陵 阿蘇朝攝津國大坂市茶臼山。阿蘇朝推古紀荒陵とあり、太子手印記に、荒陵池とあり、天王寺寺記にいふ、四天王寺は難波荒陵村にあり、故に俗に荒陵寺と號す、寺の西南に荒陵あり、相傳ふ、仁德天皇之を築き、以て陵所と爲したれども、後ち以て不可とし、更に石津原に陵處を定めたり、此陵漸く荒る、故に荒陵と名づくあり、また太子塚又大塚といふ、天文十五年細川晴元の兵校に築業す、後ち三好黨に隔り、慶長十九年冬の役徳川家康此所に營を置き、五月七日眞田幸村奮戦將に家康に迫らんとし、衆寡敵せず、遂に戦死す、東三町許に河川あり、延暦年間河内川未成の地なりと云ふ(前皇廟附記、攝津名所圖會)。

アラハコ 荒宮 相嘗祭の時、祭樂を盛る。荒は粗製、宮は箱なり、毎年因幡伯耆兩國より進じ、延喜式に云、凡因幡伯耆兩國所進之相嘗料、荒宮八十八合、毎年以神稅交易、十月以前進ませ進上、アラヒカハ 洗革 白きナラシ草の采みたる色を草を洗ひ割して、色薄くなりたるが如きを以て、洗革と稱すと云ひ、或説に水に草を入れて革の強くならぬ様に洗ひたる事なりと云ふ、兩説共に信じ難し、延喜の割上純潔陰翳下野等を以て民部省に輸せしむ。

アラヒカハラドシノヨロヒ 洗革威鏡 洗革を以て威したる鏡をいふ。アラヒカハ、洗革を以て威したる鏡をいふ。アラヒカハ、洗革を以て威したる鏡をいふ。

アラタツカヒ 荒手結(荒手番) 朝廷にて

アラタマノコホリ 龜玉郡 阿蘇朝遠江國阿蘇郡元明天皇貞觀元年五月の條に荒玉川の字見え、延喜式に始めて郡名出づ、和名抄に、本郡三宅(ミヤケ)豊田(アタタ)郡多(ハ)赤葉(アカサ)の四郷あり、後世東北の地は豊田郡に入り、南隅は長上郡に併せ、今僅に三宅一郷の地を存せり、明治二十九年三月敷郡の一域と共に引合郡に合併す(續紀、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)。

アラチノセキ 愛發郡 阿蘇朝越前國敦賀郡の西南、近江國より水部に入る所、福井より十九里、有乳山に在り、阿蘇朝運運詳かならず、古へ伊勢の餘美渡の不破と共に三關の稱あり、軍防令に、三關者三鼓吹軍器、國司分當三關守、又天平勝寶八年聖武天皇崩御の時、關使を遣はし、三關を守らしむること見ゆ、延暦八年七月に至り通利の領を失ふが爲めに廢せらる(古今類聚、越前國誌)。

アラツ 荒津 筑前博多を云ふ、清和天皇貞觀十一年五月新羅の賊、荒津に來り、豐前の眞物を掠む、使て諸道に奉告して外寇を斬る、此時の詔に、新羅賊舟二艘、筑前國那珂郡荒津浦到來、豐前國之買船船、船中、掠奪、逃退、あり、太宰府考に、三代實錄には那珂郡荒津とありて、博多邊なほいへる様に見えたり、荒津の崎とも讀れば、博多の邊よりあらと山の出崎迄、すべて荒津と云へるかツとトと通音なれば今は轉じて荒戸と云へるなるべし、荒戸は今早良郡に屬せり。

アラソ 荒草 白きナラシ草の采みたる色を草を洗ひ割して、色薄くなりたるが如きを以て、洗革と稱すと云ひ、或説に水に草を入れて革の強くならぬ様に洗ひたる事なりと云ふ、兩説共に信じ難し、延喜の割上純潔陰翳下野等を以て民部省に輸せしむ。

アラニ 荒和 六月殿を云ふ。アラニ 荒和 六月殿を云ふ。アラニ 荒和 六月殿を云ふ。

アラソ 荒草 白きナラシ草の采みたる色を草を洗ひ割して、色薄くなりたるが如きを以て、洗革と稱すと云ひ、或説に水に草を入れて革の強くならぬ様に洗ひたる事なりと云ふ、兩説共に信じ難し、延喜の割上純潔陰翳下野等を以て民部省に輸せしむ。

アラタツカヒ 荒手結(荒手番) 朝廷にて

アラタマノコホリ 龜玉郡 阿蘇朝遠江國阿蘇郡元明天皇貞觀元年五月の條に荒玉川の字見え、延喜式に始めて郡名出づ、和名抄に、本郡三宅(ミヤケ)豊田(アタタ)郡多(ハ)赤葉(アカサ)の四郷あり、後世東北の地は豊田郡に入り、南隅は長上郡に併せ、今僅に三宅一郷の地を存せり、明治二十九年三月敷郡の一域と共に引合郡に合併す(續紀、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)。

アラソ 荒草 白きナラシ草の采みたる色を草を洗ひ割して、色薄くなりたるが如きを以て、洗革と稱すと云ひ、或説に水に草を入れて革の強くならぬ様に洗ひたる事なりと云ふ、兩説共に信じ難し、延喜の割上純潔陰翳下野等を以て民部省に輸せしむ。

アラヒカハ 洗革 白きナラシ草の采みたる色を草を洗ひ割して、色薄くなりたるが如きを以て、洗革と稱すと云ひ、或説に水に草を入れて革の強くならぬ様に洗ひたる事なりと云ふ、兩説共に信じ難し、延喜の割上純潔陰翳下野等を以て民部省に輸せしむ。

アラニ 荒和 六月殿を云ふ。アラニ 荒和 六月殿を云ふ。アラニ 荒和 六月殿を云ふ。

アラニ 荒和 六月殿を云ふ。アラニ 荒和 六月殿を云ふ。アラニ 荒和 六月殿を云ふ。

アリハ

昆弟子登異同あらんや、諸大臣の諸氏亦性を賜へと、勅して其子仲平守平業平に在在原朝臣を賜ふ、業平嘗て子内親王に遇して師命を生む、高階茂範養て子とす、竟に其姓を冒す、業平十五代の孫業綱あり、鎌倉實領に仕ふ、其裔信業大永中安輪城を築き之に居す(系圖、氏族志)



アリハラテラ

在原寺、石上寺(イソノカミテラ)を見よ、

アリハラノナリヒラ

世に在在中將、また在中將と稱す、阿保親王の五子、天長年間父親王の奏請により、兄行平等と共に在原朝臣の姓を賜ひ、臣籍に列し、貞觀年中右馬頭に任ず、是より先文徳天皇長子惟喬親王を愛し、女子とせんの意ありしと雖も、その諸氏の出にあらざるが故に、已を得ずして藤原其房の女明子の生みたる四子惟仁親王即ち清和天皇に讓位したまへり、時に年僅に九歳、茲に於て其房及び其房の養子基經等は、基經の妹にして長其の女たる高子を納れて天皇に配せんとす、而して業平は、その妻が親有常の女にして、惟喬親王の母また有常の妹たるの關係よりして、早くより志を惟喬親王に寄せ、文徳天皇が太子を定むるの際にも、有常と共に大に藤原氏と争ひ、遂に敗れるを以て、藤原の一族とは相離

アリハ

じからざるに至れる面已ならず、機を見てその勢力を殺がんとせざるに當りてや、其房が高子を清和天皇の後室に入れんとするを見、もし然る時には其房一派の族が外戚として隆盛を極むべきがゆゑに、業平は之を妨げんことを謀り、密に高子と通じ、且つ五條の宮にあるを誘ひて、宮外に奔る、基經等大に怒り、業平の鬚を切りて東國に逐ふ、業平即ち海道を下りて、三河國八橋を過ぎては、から衣きつゝなれに、妻しあればるんきぬる旅をしおもふと、時しらぬ山は富士の根いつとてかかのかまたらに響ふるらん」といふ、更に武藏國陽田川に都鳥の浮べるをみて、名にしおほいざとば人部鳥わがおもふ人ばありやなしやとと詠す、世傳へて絶唱となす、既にして再び都に歸る、時に高子は業平と通じたるの故を以て清和天皇の女御たるを得ざりしと雖も、たゞ官女の列として後宮に入り、遂に内膳に侍し、貞觀七年皇子陽成天皇を生む、茲に於て業平の企圖したる計畫は、只これを妨げしに止まりて、終極の目的を達するを得ざりて、歳干もなきて十四年惟喬親王出家し給ひしを以て、また業平に志なく、故從不拘の本質に任せたりしと雖も、惟喬親王を思ふの情は益々切を加へ、雲中小野の山荘に親王を誘ひ、歸るに臨み歡ひて曰く、忘れては夢かとぞおもふ思ひや雪ふみわけて君を見んとは、悲痛の情言外に溢る、忠誠の志またおもふべし、十七年漸く右近衛中將に遷り、元慶中相模美濃の權守を歴、四年卒す、年五十六(大日本史、和歌之浦、藤野氏、伊勢物語、源氏物語)

アリハラノユキヒラ

在原行平、阿保親王の第二子、天長中父親王の奏請により在原朝臣の姓を賜ふ、承和朝中藏人侍從、右近衛少將

アリマ

アリマノコホリ 有馬郡 播磨國 但馬郡 有馬郡 有馬晴信 名 通稱 左衛門大夫、又修理大夫と稱す、源義親の子、兄義純の後を嗣ぎ、肥前國、日野江兩城に主たり、源義親はじめ豊臣秀吉に仕へ、文祿征韓の役に特功あり、秀吉薨じて後、慶長五年上方軍起るに當り、小西行長の謀略を得て之に應ぜんとしたりしが、大村喜前建議によりて中止し、子直純に兵二千を授けて、行長の領邑を侵し水原城を攻めしむ、關原の戦西軍大敗するに及び、城守自殺し城陷る、晴信即ち直純を遣はし、據を家康に報せしめ、以て其食邑を保つことを得たり、慶長十四年亞細亞の商船を長崎に墜ひて撃沈す、是より先晴信、家康の命により奇楠香を求めんが爲め、商船を虜して亞細亞に立寄りしに、船人、亞細亞人と争論し、船中の人悉く殺され、貨財皆奪れたり、晴信聞きて大におどろき、駿府に赴きて家康に訴へ、亞細亞の船長時に入津せば、加比丹を誅して、其罪を斷すべしとの指命を受く、既にして其船來るに及び撃つて之を沈めたるなり、晴信天主教を奉じ、本多正純の臣岡本大八と友

アリマハルノフ

有馬晴信 名 通稱 左衛門大夫、又修理大夫と稱す、源義親の子、兄義純の後を嗣ぎ、肥前國、日野江兩城に主たり、源義親はじめ豊臣秀吉に仕へ、文祿征韓の役に特功あり、秀吉薨じて後、慶長五年上方軍起るに當り、小西行長の謀略を得て之に應ぜんとしたりしが、大村喜前建議によりて中止し、子直純に兵二千を授けて、行長の領邑を侵し水原城を攻めしむ、關原の戦西軍大敗するに及び、城守自殺し城陷る、晴信即ち直純を遣はし、據を家康に報せしめ、以て其食邑を保つことを得たり、慶長十四年亞細亞の商船を長崎に墜ひて撃沈す、是より先晴信、家康の命により奇楠香を求めんが爲め、商船を虜して亞細亞に立寄りしに、船人、亞細亞人と争論し、船中の人悉く殺され、貨財皆奪れたり、晴信聞きて大におどろき、駿府に赴きて家康に訴へ、亞細亞の船長時に入津せば、加比丹を誅して、其罪を斷すべしとの指命を受く、既にして其船來るに及び撃つて之を沈めたるなり、晴信天主教を奉じ、本多正純の臣岡本大八と友

アリマ

アリマノコホリ 有馬郡 播磨國 但馬郡 有馬郡 有馬晴信 名 通稱 左衛門大夫、又修理大夫と稱す、源義親の子、兄義純の後を嗣ぎ、肥前國、日野江兩城に主たり、源義親はじめ豊臣秀吉に仕へ、文祿征韓の役に特功あり、秀吉薨じて後、慶長五年上方軍起るに當り、小西行長の謀略を得て之に應ぜんとしたりしが、大村喜前建議によりて中止し、子直純に兵二千を授けて、行長の領邑を侵し水原城を攻めしむ、關原の戦西軍大敗するに及び、城守自殺し城陷る、晴信即ち直純を遣はし、據を家康に報せしめ、以て其食邑を保つことを得たり、慶長十四年亞細亞の商船を長崎に墜ひて撃沈す、是より先晴信、家康の命により奇楠香を求めんが爲め、商船を虜して亞細亞に立寄りしに、船人、亞細亞人と争論し、船中の人悉く殺され、貨財皆奪れたり、晴信聞きて大におどろき、駿府に赴きて家康に訴へ、亞細亞の船長時に入津せば、加比丹を誅して、其罪を斷すべしとの指命を受く、既にして其船來るに及び撃つて之を沈めたるなり、晴信天主教を奉じ、本多正純の臣岡本大八と友

アリマ

を経て天安元年兵部大輔となり、貞觀中正四位下登、議檢非違使別當左衛門督を歴任し、藏人頭に補す、權帥に任ず、是より先奏して筑紫の敵を對馬に輸するを停め、豊後の水田を營みて、對馬の年糧とせん事を請ひ、又肥前松浦郡の底羅嶺二郷を合し二郡を建て上近下近と號せんことを請ひ、並に採用せらる、元慶中治部卿中納言に任じ、また正三位長部卿となる、仁和の勅陸奥出羽按察使を兼ね、尋でこれを辭す、寛平五年薨す年七十、嘗て左京三條に學館を創め氏の子弟を教育す、獎學院これなり、シヤワカクキ(大日本史)

アリマウチ

有馬氏(越前丸) 姓は藤原、批中納言長良の二男遠經より出づ、九代の孫幸澄源朝に仕へて京師大番を勤む、其子經澄保原肥前高來郡を領知し城を有馬に築き、日野江城或は原城と號す、子孫依て有馬氏を稱す、十代時純是利親晴に仕へて相傳となり、三代相繼ぐ、晴信豊臣秀吉に仕へて高來郡四萬石を領し日野江城を保つ、子直純徳川家康に仕へて慶長十九年十二月一萬三千石加賜、日向國延岡郡に移封、前と合て五萬三千石、延寶七年康親、第二入次子子孫を分封す、元祿四年正月、清純越後國糸魚川郡に移封、八年五月越前國坂井郡丸岡郡に移封、正徳元年諸藩の列となる、爾來子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し伯爵を授けらる(系圖、徳川加封諸藩族譜)

経澄

朝澄 家澄 連澄 貞澄 澄世 滿澄 氏澄 貴純 尚繁 晴純 義直 晴信 直純 康純 清純 一準

アリマノコホリ 有馬郡 播磨國 但馬郡 有馬郡 有馬晴信 名 通稱 左衛門大夫、又修理大夫と稱す、源義親の子、兄義純の後を嗣ぎ、肥前國、日野江兩城に主たり、源義親はじめ豊臣秀吉に仕へ、文祿征韓の役に特功あり、秀吉薨じて後、慶長五年上方軍起るに當り、小西行長の謀略を得て之に應ぜんとしたりしが、大村喜前建議によりて中止し、子直純に兵二千を授けて、行長の領邑を侵し水原城を攻めしむ、關原の戦西軍大敗するに及び、城守自殺し城陷る、晴信即ち直純を遣はし、據を家康に報せしめ、以て其食邑を保つことを得たり、慶長十四年亞細亞の商船を長崎に墜ひて撃沈す、是より先晴信、家康の命により奇楠香を求めんが爲め、商船を虜して亞細亞に立寄りしに、船人、亞細亞人と争論し、船中の人悉く殺され、貨財皆奪れたり、晴信聞きて大におどろき、駿府に赴きて家康に訴へ、亞細亞の船長時に入津せば、加比丹を誅して、其罪を斷すべしとの指命を受く、既にして其船來るに及び撃つて之を沈めたるなり、晴信天主教を奉じ、本多正純の臣岡本大八と友

アレトコ

阿禮乎止古 賀茂祭の祭主なり、阿禮は本居長良の殿に奉仕の義といへり、朝野群殺に、阿禮乎止古、阿禮乎止女、走馬進真留止申とあり、

アレトメ

阿禮乎止女 寄院の稱、サイキンを見よ、

アレチヒキ

荒地引 江戸幕府租を免除する法の一、初め收入ありし田畠、歴災害に罹りて地味、地味等變改し、又は暴疫にて死亡する者多くして作人なき等の爲め、遂に荒地と爲りし所の租を除くをいふ、引(ヒキ)參看(地方凡例、大日本租税志)

アレノハタ

阿禮幡 藥中豐樂院にて、正月十七日射禮の時、たてらる、はたな、いふ(延喜式、本朝軍器考)

アレバコ

阿禮宮 賀茂の御生に供物を盛る宮、阿禮は供物の義なり、延喜式に、又五色繻各三匹阿禮三具料棉宮三合盛(阿禮)料とみゆ(後醍醐)

アレバヒキ

荒地引 江戸幕府租を免除する法の一、もと荒地の地を、官の檢地を受けて耕作するも、收穫少なくして費用を償ふに足らざるもの地租を除くをいふ、又水荒場引と稱するものあり、大雨洪水に因り、川岸破壊し、或は山崩れ等の爲め、田畠荒蕪となるもの、租を除くをいふ、引(ヒキ)參看(地方凡例、大日本租税志)

アレバ

アレバコ 阿禮宮 賀茂の御生に供物を盛る宮、阿禮は供物の義なり、延喜式に、又五色繻各三匹阿禮三具料棉宮三合盛(阿禮)料とみゆ(後醍醐) アレバヒキ 荒地引 江戸幕府租を免除する法の一、もと荒地の地を、官の檢地を受けて耕作するも、收穫少なくして費用を償ふに足らざるもの地租を除くをいふ、又水荒場引と稱するものあり、大雨洪水に因り、川岸破壊し、或は山崩れ等の爲め、田畠荒蕪となるもの、租を除くをいふ、引(ヒキ)參看(地方凡例、大日本租税志)

井伊十

井伊十ホスケ 井伊直弼 名義功名殿之助、尋で殿三郎と改む、字は應朝、埋木舎、柳王舎、



(載所末始圖開)

なりき、これより先幕府の全権委員等が、米國領事ハリスと條約を結ぶや、安政五年三月五日を以て

井伊十

論沸騰、非難の聲頗る高し、而して當時の將軍家定は多病にして難局に處するの器にあらざるがゆゑに、



これを十四代家茂となす

茲に於て世論益々直弼を憎み、處士の横議また頗る盛んなり、會々水戸藩士密かに京師に入りて公卿間

井伊十

助と稱し、十三年書院番頭に補す、十五年上野國唯水の地一萬石を領し掃部頭と改め、尋で大番頭に補



(押花孝直)

差に木村長門守、内膳新十郎、山口左馬助をはじめ、首を懸ること三百十五

井伊十

て先驅となり、大に堀秀政の軍を破る、十四年從五位下に叙し、兵部少輔と稱す、既にして小田原征討

井伊十

を置き、外任の修業所となす、明治四年幕藩に際し終に開校す(日本教育史資料)

井伊十

内膳高、寶曆中設立し、藩士をして文武二修をせむし(開闢圖安永三年火災に罹りて閉じ、尋で天明の大興に遷したるを以て再建の運に至らざりしが、

イウシ

又別に修文館を大門市街に移す、四年立教局を改め
校名に復し、文武各六科に分つ、同十二月校舎を鎮
す、資治通鑑、大日本輿地備考、其他十八種の出版
物あり、蘭語和書百八十八部、日本地圖百一、
漢書七十四部、外國地圖二十一、漢書五十九部、
算術書七十一部、法帖三部(日本教育史資料)

イウシ

猶子 義子をいふ、しと禮記に、兄弟
之子猶子とあるより出で、初めは甥の稱なりしが、
後に轉化したる也、義子といへば養子とは別に、
所謂子分となすをいふ、養子相互關係の密接なる
ものにあらざるを知るべし、而して猶子の行はれしは
中古以來のことにして、花園左大臣有仁、後三條院の
皇子にて、後白河法皇の猶子なるを見れば、此の頃
既にありしなり、徳川氏の時には、公家宗寺院等の
外の家には猶子なく、爲めに恩忌令に制定なし(貞
丈雜記、殿居)

イウシ

有司 官吏をいふ、つかさびとのこ
とにて、司る役を有する所より起る、書經に、文王阿
攸兼于庶官庶職惟用司之攸夫是謂用違周禮に、
遂以蒐田有司兼之注)有司大司徒也、と見えたり、
イウシキ 有識(有職)、「イウシキ」イウ
ツクシといふ、初は博識の義、後官職其外公家の
故實の義となり、字も有職と改めか、故實を知りた
る人を有職者といふ、又略して職者とも云ふ、伊勢貞
丈の説に、有職の有は有徳有司などの有に同じく、マ
モツの義也、職は職の字を用ふるを正すと云ふ、
張井義知大塚嘉樹等は官職の事など知るを有職とい
ひ、耳觸の職字を用ふべし、音觸の職字を用ふるは誤
りなりと云へるは、公家の俗習に引かれたる説取る
に足らず、識は智識にて、モノシキなり、智識を身に
たもつ人を有識者と號して、物知の總名なり、公家の

イウシ

故實を知りたるは、公家の有識者なり、武家の故實
を知りたるは、武家の有識者なり、何の道にてもそ
の故實を知りたるものは其道の有識者なり、續紀
延暦九年七月の條に、應神天皇命上毛野氏道祖荒田
別、使於百濟、獲三聘有識者云々、以爲皇太子師と
見え、三代實錄貞觀五年五月の條に、當時有識部少
輔從五位下小野朝臣蓮云々と見えたり(安齋隨筆)

イウシ

内大臣 徳川家繼(トクガハイヘク)を見よ、
イウシユウクワン 有終館 舊高麗藩の
藩校開闢備中國上房郡舊松山中之町、初め延享元
年伊勢國龜山より移封後、舊松山本町に設立し、天
保中今の地に移す、即ち現今高麗小學校の地是なり
開闢延享三年始めて學館を設置す、而して未だ名
なし、寛政中藩主板倉勝俊文學を奨励し、藩士戸田
利兵衛を以て學頭とし、且つ校名を撰ばしむ、乃ち
有終館と名づく、創立後約四十餘年なり、開闢天
保初年本館災に罹る、學頭奥田無諱請うて國司中
弘化中板倉勝俊家を襲ぐに及び學館を増築し(地坪
七百八十一坪餘、建坪七百七十七坪)講堂の禮を舉ぐ、
文學大に起る、進昌一、川田剛助、三島貞一、鐵
田宗平、林富太郎等民間より擧用せらる、開闢經類
百十五部、史類百四十二部、子類二百四十三部、集
類六十六部等(日本教育史資料)

イウシ

有職 有職の名、「ウシキ」と
イウシヨク 有職 僧官の名、「ウシキ」と
イウシヨクカ 有職家 「イウツクカ」を見
イウセンゾメ 友蘭茶 染物の一種、宮崎

イウシ

友蘭の創始に係るを以て名付く、一に鴨川染と稱す、
京都の名産なり、染方は、先づ布帛の地張をなして後
青花汁を以て下輪を施す、又下輪紙型を用ふる者あ
り、其法紙型を濕し、之を布帛の上面に密着せしめ、
青花汁を毛刷に浸し、徐に紙型を摩擦し、隨て紙
型を去れば、花紋悉く布帛の上に印出す、俗に之を
下輪型といふ、或は青花汁を用ひずして直に染料を
用ふるものあり、下輪型後各色を分染するが爲
に、其一部若くは數部を糊漿にて掩ふ、之を糊漿と
いふ、又下輪を爲さずして紙型を布帛の上に排置し、
直に糊漿を塗抹するものあり、此糊を縁糊といふ、
紙に染成せし布帛は汽中に蒸す、是れ普通の染法な
り○寛永の頃友蘭なる者始めて之を發明し、元治慶
應の頃より明治七八年に至る頃、實買最も盛なりし
が九年以降衰頽す(貿易備考)現今復興して發に行は
る○友蘭繪畫に妙を得、壯年の頃加賀金澤に於て専
ら織業を研み、寛永中京師に出で染物を業とし、遂
に友蘭染を發明す(扶桑藝文傳、近世逸人叢書)

イウシ

有職 有職を、「イウツクカ」といふは、
故實のよみかたなり、職の字、とは識なりしを、讀
み方及び書き方とも誤りたるなり、「イウツクカ」を
見よ、
イウツクカ 有識家 朝廷及び武家の禮式
典故を、講究する者を云ふ、起原は中世以後に在り、
朝廷のは初め藤原忠平の二子小野宮實賴九條師範最
も斯道に通じ、後世の有識家皆此二家を祖述す、南
北朝の頃、日野中納言資朝、二條實基、江戸時代に
は、安藤爲實、野宮定基、高橋宗直、張井義知、多田義
後、速水常房等あり、武家のには室町幕府の時、故實を
重ぜしより、義滿應永三年小笠原長秀今川範忠伊勢
貞行等をして、武家禮法を定めしむ、是れより武家宗

イウツ

遊女(遊君) 起原詳かならざれ
ども、萬葉集卷八に、遊行女婦の歌を載せたり、遊
行女婦は、和名抄に、遊行女兒、字加禮女、又云阿
曾比とあるものと同一なるべきなれば、奈良朝の時
代に、既に遊女の存したるを知るべし、而して萬葉
集以後、歴代の勅撰集、及び諸家集等に、遊女の歌
を載せること甚だ多く、源氏物語、大和物語、大鏡、
古今著聞集、十訓抄、中右記、古事談、保元物語、平治
物語などにも遊女のこと屢々見えたり、又別に、大江
匡房撰する所の遊女記ありて、當年の狀態を叙する
こと詳かなり、この記によれば、其頃江口、神崎、蟹島
は京攝の港にして、旅客の外、月御堂客、及び諸國の
國司なども來りて遊びしこと見えたり、而して遊女
は皆小艇に乗りて客船に赴きたれば、遊行女婦、ま
たは字加禮女などの稱ありしならん、時に時とすべ

イウツ

遊女(遊君) 起原詳かならざれ
ども、萬葉集卷八に、遊行女婦の歌を載せたり、遊
行女婦は、和名抄に、遊行女兒、字加禮女、又云阿
曾比とあるものと同一なるべきなれば、奈良朝の時
代に、既に遊女の存したるを知るべし、而して萬葉
集以後、歴代の勅撰集、及び諸家集等に、遊女の歌
を載せること甚だ多く、源氏物語、大和物語、大鏡、
古今著聞集、十訓抄、中右記、古事談、保元物語、平治
物語などにも遊女のこと屢々見えたり、又別に、大江
匡房撰する所の遊女記ありて、當年の狀態を叙する
こと詳かなり、この記によれば、其頃江口、神崎、蟹島
は京攝の港にして、旅客の外、月御堂客、及び諸國の
國司なども來りて遊びしこと見えたり、而して遊女
は皆小艇に乗りて客船に赴きたれば、遊行女婦、ま
たは字加禮女などの稱ありしならん、時に時とすべ

イウツ

遊女(遊君) 起原詳かならざれ
ども、萬葉集卷八に、遊行女婦の歌を載せたり、遊
行女婦は、和名抄に、遊行女兒、字加禮女、又云阿
曾比とあるものと同一なるべきなれば、奈良朝の時
代に、既に遊女の存したるを知るべし、而して萬葉
集以後、歴代の勅撰集、及び諸家集等に、遊女の歌
を載せること甚だ多く、源氏物語、大和物語、大鏡、
古今著聞集、十訓抄、中右記、古事談、保元物語、平治
物語などにも遊女のこと屢々見えたり、又別に、大江
匡房撰する所の遊女記ありて、當年の狀態を叙する
こと詳かなり、この記によれば、其頃江口、神崎、蟹島
は京攝の港にして、旅客の外、月御堂客、及び諸國の
國司なども來りて遊びしこと見えたり、而して遊女
は皆小艇に乗りて客船に赴きたれば、遊行女婦、ま
たは字加禮女などの稱ありしならん、時に時とすべ

イウテ

加して音羽、根津、深川等數十箇所に及び、吉原の外すべてこれらの遊里を岡場所と稱す、幕府は常に其途を断たんとして苦しめられたれども、遂に其目的を達すること能はざりき、明治維新の後、大政革新するに及び、明治五年太政官布告を以て、人身賣買に類し、人道に背くのを以て、一旦遊女を開放し、更に變遷して今日の制となりたり(江戸花街沿革史、藤岡氏日本風俗史)。

イウテン

祐天、關西名は愚心、顯譽と稱す、幼名三之助、關西四村善内の子、關西陸奥國岩城郡新倉村に生る、十二歳の時、伯父僧休波に從ひて江戸に來り、増上寺内なる池徳院に從學し、後ち穀谷の檀越に投じて剃度す、爾來淨業を精修するこゝとあり、然れども元より聞達榮譽を求むるの意なきを以て年五十にして、某寺の住職に補せらるゝの意あり、歸來りて江戸牛島に閉居せしが、元禄元年十二月増上寺大僧正了也、祐天を具して登壇し、將軍徳川綱吉に謁す、母公桂昌院尼深く其高徳を仰ぎ、歸依願を甚だし、尋で同尼公の推舉により生實の大岩寺に住職せり、度長元和の際宗制を定められしより以來、街門より直に權林に住すること、之を以て鳴矢と爲す、翌年飯沼の弘經寺に移り、農程ならずしてまた江戸傳通院に移る、綱吉屢々召して法談を聞く、寶永年間富士山焼け、連日灰を降らす、綱吉即ち僧徒を集めて其吉凶を問ふ、祐天答へて曰く、砂は地上にあるべきものなるに、今天よりして降るは不順といふべし、尙ほこれに限らず、禽獸は人の飼養を受けて生活するものなるに、當時禽獸の故を以て人を判するが如きも、また不順といふべしと、蓋し綱吉生物變換の命を布き、其生年辰にあたるがゆゑに、

特に大を尊重し、書ふものは爵あり、之が爲めに觸るゝもの多く、四民爲めに苦しむ、祐天固りて眞誠せるなり、綱吉聞て大に氣色を損せしが、翌日更に召見し、昨日汝の申せしこと甚だ理に叶へりとして、物を賜ひて之を賞したり、正徳元年増上寺の住職となり、即日大僧正となる、四年六月喪老によりて職を辭し、麻布の隱栖に移り、享保三年七月十五日寂す、年八十二、遺骨を日蓮善久院の舊迹に藏め、一字を創立して其骨像を安置す、將軍吉宗殊命ありて、其弟子祐海を住持となし、眞を祐天寺と賜ふ(武江年表、徳川太平記)。

イウツク井ノウダイジン 有徳院右大臣 徳川吉宗(クガホシムネ)を見よ、イウネン 遊年 陸奥家にて八卦に配當し、人々の年によりて樂忌する方角の名をいふ、拾芥抄に「犯土遺作、云々」又遺作出行、移徙、修築等及事皆可忌之とあり、イウヒツ 右筆 關西江戶幕府の職名、老中及び若年寄に隷屬して、各種の文書を掌り、諸願書を調査し、諸大名に兩れ書を讀み聞かせる等のことを行ふ、今の秘書官に類す、關西右筆頭は、右筆を管し、また代參のことあれば隨行し、特に他家への進物をもち、即ちもし御文に違ふる時あらば、年寄必す、右筆頭に相談して其物を取り定むるなり、格は中寄りに準ず、右筆助は右筆を助けて、單に諸書物を爲すまでなり、關西右筆頭 香齋親治承四年六月二十二日の條に、大和判官代那道右筆、被加御筆并御判と見えれば、早くよりの稱呼なるべし、これは平家物語に執筆といひ、源平盛衰記に執筆、又は物書などと同しく、單に書記役

イウツク井ノウダイジン 有徳院右大臣 徳川吉宗(クガホシムネ)を見よ、イウネン 遊年 陸奥家にて八卦に配當し、人々の年によりて樂忌する方角の名をいふ、拾芥抄に「犯土遺作、云々」又遺作出行、移徙、修築等及事皆可忌之とあり、イウヒツ 右筆 關西江戶幕府の職名、老中及び若年寄に隷屬して、各種の文書を掌り、諸願書を調査し、諸大名に兩れ書を讀み聞かせる等のことを行ふ、今の秘書官に類す、關西右筆頭は、右筆を管し、また代參のことあれば隨行し、特に他家への進物をもち、即ちもし御文に違ふる時あらば、年寄必す、右筆頭に相談して其物を取り定むるなり、格は中寄りに準ず、右筆助は右筆を助けて、單に諸書物を爲すまでなり、關西右筆頭 香齋親治承四年六月二十二日の條に、大和判官代那道右筆、被加御筆并御判と見えれば、早くよりの稱呼なるべし、これは平家物語に執筆といひ、源平盛衰記に執筆、又は物書などと同しく、單に書記役

イラヌノコホリ 魚沼郡 關西 越後國 關西和名抄、伊予乃と訓し、賀蘭(カホ) 那珂(ナカ) 列上、千屋(チヤ)の四郷あり、室町時代千屋郡の稱あり、江戸時代ワチマと訓し、地誌提要ワチマ、或はイナノと稱す、明治十一年郡區編制により、南北中の三郡に分れ、現今に至る(郡名異同一覽、國郡沿革、法令全書)。

イラヌノコホリ 魚沼郡 關西 越後國 關西和名抄、伊予乃と訓し、賀蘭(カホ) 那珂(ナカ) 列上、千屋(チヤ)の四郷あり、室町時代千屋郡の稱あり、江戸時代ワチマと訓し、地誌提要ワチマ、或はイナノと稱す、明治十一年郡區編制により、南北中の三郡に分れ、現今に至る(郡名異同一覽、國郡沿革、法令全書)。

イラヌノコホリ 魚沼郡 關西 越後國 關西和名抄、伊予乃と訓し、賀蘭(カホ) 那珂(ナカ) 列上、千屋(チヤ)の四郷あり、室町時代千屋郡の稱あり、江戸時代ワチマと訓し、地誌提要ワチマ、或はイナノと稱す、明治十一年郡區編制により、南北中の三郡に分れ、現今に至る(郡名異同一覽、國郡沿革、法令全書)。

イオリ

伊織 東百官の一、アツマヒヤクタクヲシを見よ、イオリ 位階 諸王諸臣三十階 正一位 從一位 正二位 從二位 正三位 從三位 正四位上 從四位上 正四位下 從四位下 正五位上 從五位上 正五位下 從五位下 正六位上 從六位上 正六位下 從六位下 正七位上 從七位上 正七位下 從七位下 正八位上 從八位上 正八位下 從八位下 大初位上 大初位下 少初位上 少初位下 (以上勳授)

イウツク井ノウダイジン

イウツク井ノウダイジン 有徳院右大臣 徳川吉宗(クガホシムネ)を見よ、イウネン 遊年 陸奥家にて八卦に配當し、人々の年によりて樂忌する方角の名をいふ、拾芥抄に「犯土遺作、云々」又遺作出行、移徙、修築等及事皆可忌之とあり、イウヒツ 右筆 關西江戶幕府の職名、老中及び若年寄に隷屬して、各種の文書を掌り、諸願書を調査し、諸大名に兩れ書を讀み聞かせる等のことを行ふ、今の秘書官に類す、關西右筆頭は、右筆を管し、また代參のことあれば隨行し、特に他家への進物をもち、即ちもし御文に違ふる時あらば、年寄必す、右筆頭に相談して其物を取り定むるなり、格は中寄りに準ず、右筆助は右筆を助けて、單に諸書物を爲すまでなり、關西右筆頭 香齋親治承四年六月二十二日の條に、大和判官代那道右筆、被加御筆并御判と見えれば、早くよりの稱呼なるべし、これは平家物語に執筆といひ、源平盛衰記に執筆、又は物書などと同しく、單に書記役

イウツク井ノウダイジン

イウツク井ノウダイジン 有徳院右大臣 徳川吉宗(クガホシムネ)を見よ、イウネン 遊年 陸奥家にて八卦に配當し、人々の年によりて樂忌する方角の名をいふ、拾芥抄に「犯土遺作、云々」又遺作出行、移徙、修築等及事皆可忌之とあり、イウヒツ 右筆 關西江戶幕府の職名、老中及び若年寄に隷屬して、各種の文書を掌り、諸願書を調査し、諸大名に兩れ書を讀み聞かせる等のことを行ふ、今の秘書官に類す、關西右筆頭は、右筆を管し、また代參のことあれば隨行し、特に他家への進物をもち、即ちもし御文に違ふる時あらば、年寄必す、右筆頭に相談して其物を取り定むるなり、格は中寄りに準ず、右筆助は右筆を助けて、單に諸書物を爲すまでなり、關西右筆頭 香齋親治承四年六月二十二日の條に、大和判官代那道右筆、被加御筆并御判と見えれば、早くよりの稱呼なるべし、これは平家物語に執筆といひ、源平盛衰記に執筆、又は物書などと同しく、單に書記役

イウツク井ノウダイジン

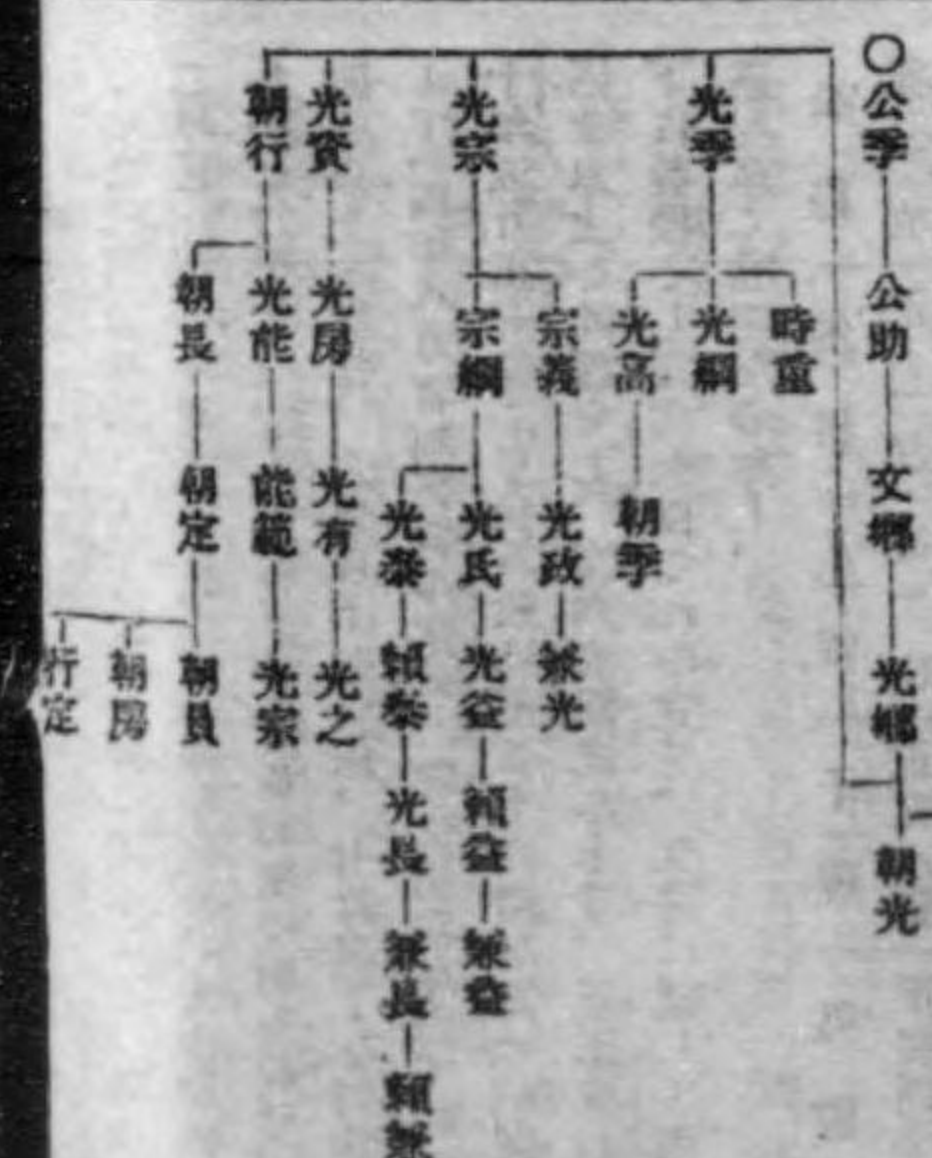
イウツク井ノウダイジン 有徳院右大臣 徳川吉宗(クガホシムネ)を見よ、イウネン 遊年 陸奥家にて八卦に配當し、人々の年によりて樂忌する方角の名をいふ、拾芥抄に「犯土遺作、云々」又遺作出行、移徙、修築等及事皆可忌之とあり、イウヒツ 右筆 關西江戶幕府の職名、老中及び若年寄に隷屬して、各種の文書を掌り、諸願書を調査し、諸大名に兩れ書を讀み聞かせる等のことを行ふ、今の秘書官に類す、關西右筆頭は、右筆を管し、また代參のことあれば隨行し、特に他家への進物をもち、即ちもし御文に違ふる時あらば、年寄必す、右筆頭に相談して其物を取り定むるなり、格は中寄りに準ず、右筆助は右筆を助けて、單に諸書物を爲すまでなり、關西右筆頭 香齋親治承四年六月二十二日の條に、大和判官代那道右筆、被加御筆并御判と見えれば、早くよりの稱呼なるべし、これは平家物語に執筆といひ、源平盛衰記に執筆、又は物書などと同しく、單に書記役

位階沿革表(冠の色は服の色と同じ)

Table showing the evolution of ranks and titles from ancient times to the present. Columns include '推古十一年' (645), '天武十一年' (686), '持統四年' (694), '文武天皇' (697-709), '天智天皇' (701-714), '天武天皇' (717-724), '元和元年' (811), '今上明治二年' (1869), and '現今' (Present). Rows list various ranks like '十二階' through '冠位' and '位階'.

イカウ 巳講 僧の職名、又探題とも稱す、論議の時に出席することを尊る。諸寺の僧、三會(サシ)參會の講師を勤仕したる後、巳講と號す、諸師任命以後勤仕以前は疑議と云ふ、綱維の位に昇る者は、多くは、巳講たる人より任ぜらるるを以て、最も重視せらる。巳講より僧綱に任ぜしは、律師實教承和十年十一月三會講師に任ぜしより始まる(釋家官班記、僧官簿例集)

イカウチ 伊賀氏 姓は原原、鎮守府將軍秀郷の後裔佐藤公光の六男公季より出づ、公季伊賀守となり、伊賀水戸頭と稱す、四代朝光承元四年伊賀守となる、爾來族を伊賀氏と號す、朝光の子光季、承久三年東郡守の職、官軍に殺さる(伊賀系)



イカク 異學 開闢江戸時代にて、朱子學以外の儒學をいふ、異端の學の義、朱子學を正學とし、これに對して爾かいふ。開闢江戸幕府は、世々林家をして天下の文教を司らしめしかば、其勢力頗る大なりしを以て、その奉じたる朱子學は自からまた官學たるが如き姿を生じたり、故に林家の一派は自家の學を以て正學と稱し、他の學派を目するに異學を以てし、これを排斥せんことを勤めたり、されば承應年間には、熊澤番山陽明學を唱へたるがゆゑに、林門の徒より邪說教徒と評せられ、他日幽屏せらるべき、一原因を作り、寛文年間には、山鹿素行聖教要録を著して、朱子學を駁したるに因りて、幽囚せられしが如き、いづれも林家の爲めに思はれしを見るに足る、是蓋し學派の争に過ぎずして未だ政府の力を利用して、他の學派を壓するに至らざりしが、寛政二年、儒官栗野栗山等の建議により、異學の流行は正學衰微の原因なれば、急度門人等の異學を禁じ、尙ほ又自門他門を問はず、申し合せて正學を講究し、人才を取立つべしとの令を、林大學頭信敬に下したり、信敬異論ありて上書して争ひたれども省せられず、幾子もなくして、養嗣子衛(逸齋)林家を襲ぎ、英邁の資を以て學政の改革に任じ、尋で昌平黌の官立となるに及び、朱氏の學廢絶として天下を動かし、公私學者の間に異學制禁に對して是非の論紛々たりしに係らず、諸藩に於ても、中央政府の所爲に學びて、朱子學に改むるもの夥なからざりき、世にこれを寛政異學の禁といふ(徳川太平記)

イカクジヨ 醫學所 開闢江戸幕府の西洋醫學を研むる學校、種種痘館後ち西洋醫學所と稱す、開闢天保中、佐賀藩醫學博士、鹿兒島藩醫學博士、仙臺藩醫學博士、小倉藩醫學博士、丸間藩醫學博士等の數氏、西洋醫學を以て門戸を江戸に立てて疾病を治療す、安政五年に至り共ニ幕府に請ひて新に種痘館を内神田に設け種痘の法を傳ふ、後ち此館を官に納め、改めて種痘所といふ、教授解剖、種痘の三科を設け、是れ醫學所の起源なり、開闢安政六年火災に罹り更に外神田に建つ、文久元年改めて西洋醫學所と稱し、舊來の醫學館を分立す、二年會審局を置き、又人身究理の學を起して其書を出版す、この時西洋の二字を去り醫學所と稱す、明治元年二月、和泉橋大病院と合せ、醫學校兼病院と稱す、

イカケチノタチ 沃懸地太刀、いかけ地を施したる筒の太刀を云ふ、宿老の人及び槍非違使別當等多く之を用ふ、大理問答抄に、藤給沃懸地共有三加點、被是可用歟、但用一箇文語論云々、仁平元年五月二十四日、最勝講太政大臣等沃懸地假仁平四年三月二十日、大連出行始着沃懸地ことあり、イカケチ、イツカケチとも云ふ(後醍醐、貞丈雜記)イカケチ、沃懸地、器物を金泥にて裝飾したるものを云ふ、沃懸とは、凡て物をまきかけるを云ふ、平家物語に、鶴懸と書す、鎧をよめり、字書に、金飾、口也とあり、沃は、ワ、ケと訓む、金泥にて飾りたる鎧、そ、きかけたる様なるを以て名づく(上代水打かぐるをイカケルと云ふ、源氏物語、枕草子などに見えたり)貞丈雜記に、筒のた、香盒のたなど、金泥りたるをの、い、つ、か、け、と覺えたる人あり、物のたばかり、金泥ぬるを云ふにあらず、沃懸とは、金泥をぬるの懸懸の事なりといへり、單にイカケとも、後世に至りナシヤとも云ふ、又俗に、イツカケ、イツカケチとも云ふ(後醍醐、貞丈雜記)イカケチノタチ 沃懸地太刀、いかけ地を施したる筒の太刀を云ふ、宿老の人及び槍非違使別當等多く之を用ふ、大理問答抄に、藤給沃懸地共有三加點、被是可用歟、但用一箇文語論云々、仁平元年五月二十四日、最勝講太政大臣等沃懸地假仁平四年三月二十日、大連出行始着沃懸地ことあり、イカケチ、イツカケチとも云ふ(後醍醐、貞丈雜記)イカケチノタチ 沃懸地太刀、いかけ地を施したる筒の太刀を云ふ、宿老の人及び槍非違使別當等多く之を用ふ、大理問答抄に、藤給沃懸地共有三加點、被是可用歟、但用一箇文語論云々、仁平元年五月二十四日、最勝講太政大臣等沃懸地假仁平四年三月二十日、大連出行始着沃懸地ことあり、イカケチ、イツカケチとも云ふ(後醍醐、貞丈雜記)

イカケ 五十子 開闢武藏國兒玉郡北泉村大字東五十子開闢室町時代の初、新田家繼此地に居館すといふ、長祿元年足利成氏古河城に據りし時、上杉房顯此地要路に當れるを以て陣し、文正元年房顯死後、顯定正と共に此地に在りて成氏に對す、成氏亦兵を出して兩上杉氏と此處に戦ふ、と數年、文明九年正月長尾景春、反して上杉顯定及び



刀劍の一種、源平盛衰記に、...

イガヤキ 伊賀焼 伊賀國に於て製...

井ガリ

て今に至り、焼物(ヤキモノ)と云ふ...

井キ

中務卿位姓名 大政大臣位姓名...

式部卿位名 式部大輔位名...

凡て位を叙する時は、中務省其状を録して...

井キ

居木 蘇の尻の所を云ふ、又由木と...

井ケサ 生製 江戶時代、金澤藩にて行...

井キ

和天皇貞觀十二年十月、興福寺の僧徒...

イキツ 生胴 江戶時代、金澤藩にて行...

井ケミイケン

の流行と共に、流派また多く生じたり。...

井ケミ 居檢見 江戸時代檢見法の一、...

井ケンチ 居檢地 江戸時代檢地の一、...

イケンフウジ 意見封事 徳川朝延に奉...

イケヤク 池役 江戸時代課税の一、...

井コ 園基 徳川朝延の一種、...

井コウ 威公 徳川朝房(トカガハヨリフサ)...

イサカハノミヤ 率川宮 春日率川宮(カ...

イサキノコホリ 伊作郡 廣野郡...

イサシヤウ 伊佐城 關東三説あり(一)...

イサモ 伊三郎 伊三郎...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イコマ

イコマサヤ 生駒竿 檢地の名、...

イコマチカマサ 生駒親正 關西小字...

イコマチカマサ 生駒親正 關西小字...

イコマチカマサ 生駒親正 關西小字...

イコマチカマサ 生駒親正 關西小字...

イコマチカマサ 生駒親正 關西小字...

イコマチカマサ 生駒親正 關西小字...

イコマチカマサ 生駒親正 關西小字...

イケヤ

イケヤク 池役 江戸時代課税の一、...

井コ 園基 徳川朝延の一種、...

井コウ 威公 徳川朝房(トカガハヨリフサ)...

イサカハノミヤ 率川宮 春日率川宮(カ...

イサキノコホリ 伊作郡 廣野郡...

イサシヤウ 伊佐城 關東三説あり(一)...

イサモ 伊三郎 伊三郎...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...

イサマツヒコノジヤ 伊古麻都比...



(載所 藝類 古好)

イサス

為弘、爲重、行政、爲行、行綱、權繼で居住す、行綱延元元年北畠親房の常陸に來りし時、關宗祐等と關城に...

イサスミノジンジャ 伊佐須美神社 今、國幣中社、關西伊非諾伊非諾、古語に二神像...

イサナギノジンジャ 伊奈岐神社 大和國添下郡、今の上村(天王)といふ...

イサナギノジンジャ 伊奈岐神社 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノジンジャ 伊奈岐神社 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノジンジャ 伊奈岐神社 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノジンジャ 伊奈岐神社 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノジンジャ 伊奈岐神社 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノジンジャ 伊奈岐神社 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノジンジャ 伊奈岐神社 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノジンジャ 伊奈岐神社 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノジンジャ 伊奈岐神社 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノジンジャ 伊奈岐神社 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノジンジャ 伊奈岐神社 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノジンジャ 伊奈岐神社 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノジンジャ 伊奈岐神社 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノジンジャ 伊奈岐神社 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノジンジャ 伊奈岐神社 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノジンジャ 伊奈岐神社 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノジンジャ 伊奈岐神社 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノジンジャ 伊奈岐神社 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノジンジャ 伊奈岐神社 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナ

イサナギノミコト 伊非諾尊 地神の初代、淡路郡城神志古泥神に次で生る、傳に云ふ、伊...

イサナギノミヤ 伊佐奈岐宮 關西伊非諾伊非諾、古語に二神像...

イサナギノミコト 伊非諾尊 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノミコト 伊非諾尊 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノミコト 伊非諾尊 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノミコト 伊非諾尊 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノミコト 伊非諾尊 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノミコト 伊非諾尊 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノミコト 伊非諾尊 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノミコト 伊非諾尊 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノミコト 伊非諾尊 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノミコト 伊非諾尊 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノミコト 伊非諾尊 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノミコト 伊非諾尊 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノミコト 伊非諾尊 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノミコト 伊非諾尊 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノミコト 伊非諾尊 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノミコト 伊非諾尊 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノミコト 伊非諾尊 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノミコト 伊非諾尊 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノミコト 伊非諾尊 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサナギノミコト 伊非諾尊 和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、醍醐天皇延喜...

イサハ

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

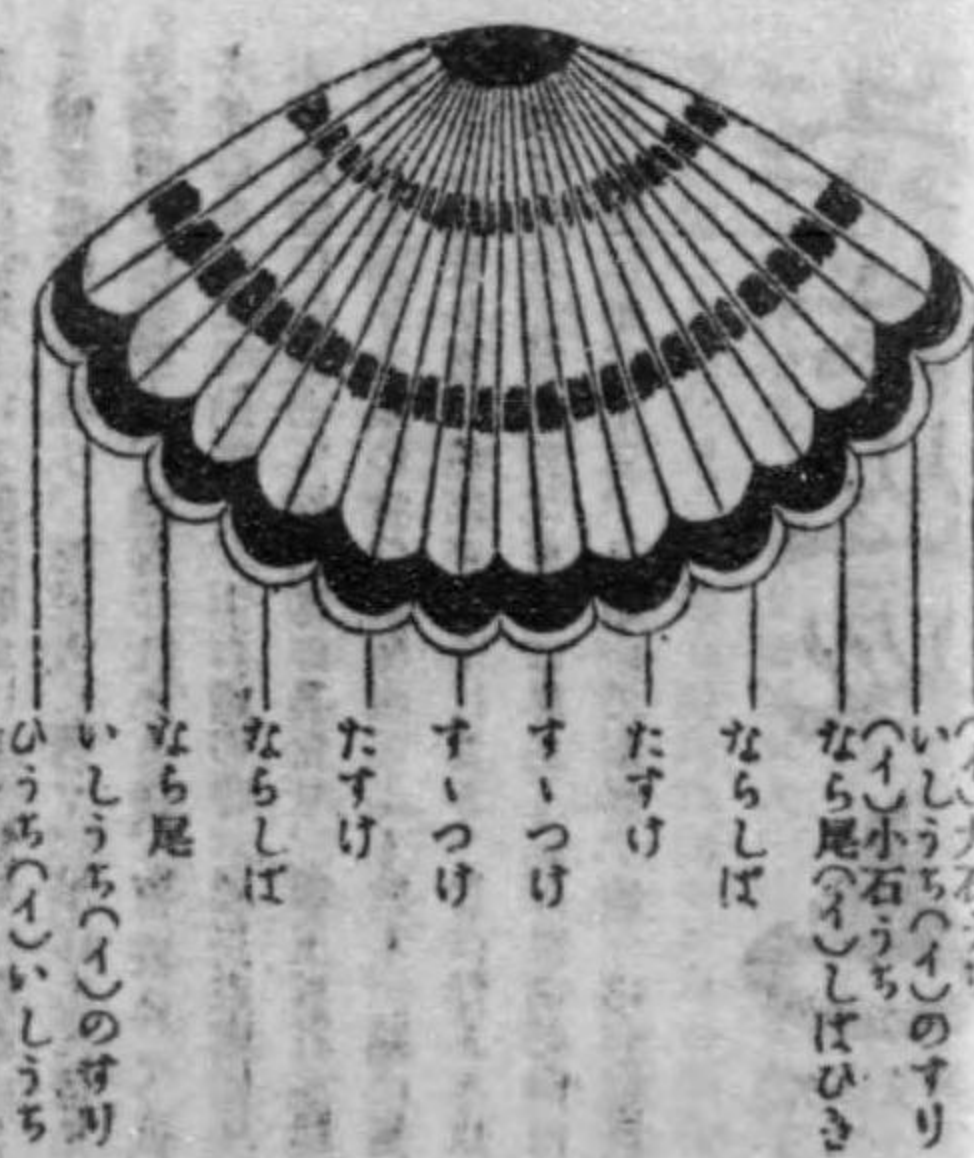
イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...



イサハノコホリ 陸奥郡 陸奥國の境域なり、寶龜七年以來之を伐ち、延...

イサホ

イサホワケノスマラミコト 去來種別 天皇 服仲天皇(リナユツテシラ)を見よ、

イサワフンコ 射和文庫 伊勢國飯南郡射和村に在り、竹川竹登の創建する所なり、

イサワヤキ 射和焼 伊勢國飯南郡射和村にて製出する陶器、萬古焼の一種なり、安政二年竹...

イシ 倚子 公卿のつく倚子ないふ、名目抄に、初任公卿着座之時、倚子日作之令立、立、倚子とあり、

イシ 醫師 關西王初時代における職名、クスシといふ、諸の病を治療し、及び診候すること、

イサホ

イサホチチアキ 石打一分金 江戸時代、甲斐國にて、鑄造せる金貨の一種、種類甚だ多し、

イサウチノリヤ 石打征矢 大島大鷲を云ふ、尾十四枚あり、石打の羽にて、はきたる征矢...

イサウチノリヤ 石打征矢 大島大鷲を云ふ、尾十四枚あり、石打の羽にて、はきたる征矢...

イサウチノリヤ 石打征矢 大島大鷲を云ふ、尾十四枚あり、石打の羽にて、はきたる征矢...

イサウチノリヤ 石打征矢 大島大鷲を云ふ、尾十四枚あり、石打の羽にて、はきたる征矢...

イシウ

イシウチノリヤ 石打征矢 大島大鷲を云ふ、尾十四枚あり、石打の羽にて、はきたる征矢...

イシウチノリヤ 石打征矢 大島大鷲を云ふ、尾十四枚あり、石打の羽にて、はきたる征矢...

イシウチノリヤ 石打征矢 大島大鷲を云ふ、尾十四枚あり、石打の羽にて、はきたる征矢...

イシウチノリヤ 石打征矢 大島大鷲を云ふ、尾十四枚あり、石打の羽にて、はきたる征矢...

イシウチノリヤ 石打征矢 大島大鷲を云ふ、尾十四枚あり、石打の羽にて、はきたる征矢...

イシク

説文に、式は法也。註は誤也と見えたり。...

イシコ

石倉 倉(クラ)を見よ、イシコツメ...

イシコロドメノミコト

石疑姥命 天兒屋根命の孫にて、天糠戸神の子...

井シシキ

井 溝河等のことを司る、名主山守の類なり...

振津國眞上村眞上虎才九殿御知行分之事...

同村長名職并神主職...

同村井司職并井新稻村神主職...

イシタキ

石抱 關西江戶時代に行ひし拷問の一種...

イシツキ

石突(鑄、鐵) 箱の小尻を云ふ、又戈槍長刀等の木を包む金具の名...



(押花成三)

イシツク

石作陵 淳和天皇の紀高志内親王の陵、山城國乙訓郡石作村に在り...

イシツイ

伊志都々伊 上代の石鏡を云ふ、伊志は石、都々伊は威伊にて、伊は助辭...

イシツノコホリ

石津郡 關西美濃國關西文徳天皇齊衡二年四月に名武藝兩郡を割き...

イシツボ

石壺 内外宮の神官の居所にて、内院の版位を云ふ、又石壺とも云ふ、太神宮儀式解に...

イシテ

石壺十一箇あり、正員兩宮十人宇治内人の版なり...

イシタ



イシタミツナリ 石田三成 關西三成 一にカツシゲと讀む、本名宗成、小字佐吉...

イシツ

石壺 内外宮の神官の居所にて、内院の版位を云ふ、又石壺とも云ふ、太神宮儀式解に...

イシノ

石壺十一箇あり、正員兩宮十人宇治内人の版なり...



白狀せざれば、更に海老堂(エビエメ)を参看に行ふ...

イシタタミ

石疊(稅) 石を敷き置たる所、或は石を疊み上げたる所をいふ、凡屋樞ある門...

イシタノコホリ

石田郡 關西美濃國關西文徳天皇齊衡五年九月始めて見ゆ、關西...

イシタテハキ

石田帶刀 江戸幕府の時、因襲の事を奉る、世襲にて、俗に宇屋奉行と云ふ...

イシナゴ

郷石 兒女子の遊戯の一種、和名抄に、郷石とあり、養訓蒙に、石投の義なりといへり...

イシノウチ

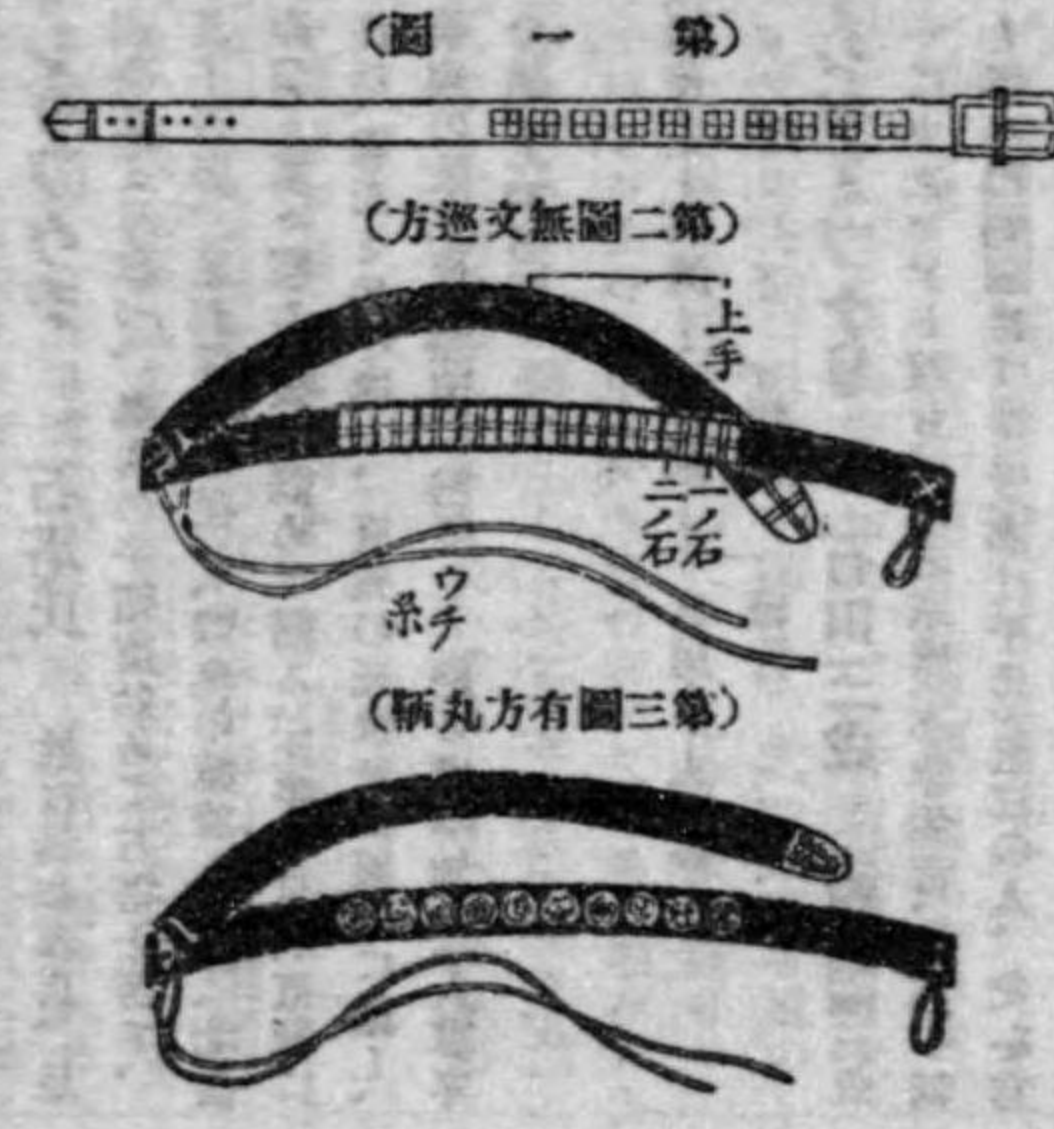
石野氏 姓は藤原、中御門家の分流、持明院基時の二男基顯より出づ、新家の一、明治に赤子學族に列し、子爵を授けらる(系圖、華族譜)

イシノオビ

石帶 關西關東東部の時に用ふる帯を云ふ、寶玉白石等を以て飾る故に玉帯とも石帯とも云ふ、又帯にて作れる故に玉帯、腰に帯ぶる故に腰帯とも云ふ、關西關東文進方は、節會、行幸、行啓、列見等其外の諸會事に用ふ、天皇帝の御衣御の時、

イシノ

有文巡方を用ふ。有文は又隈文と云ふ。有文丸飾は、有文巡方と通じ用ふ。...



古代は、只一條の無文巡方の者にして、一端に鍔具を付し、一端に數箇の孔ありて、人の肥瘦に應じて...

イシノ

伸縮し、鍔具の刺金を孔に通して留め、其餘りを後腰に挟みたりしが、第一圖後世表紋の事出来し後、...



○上圖三ツ石は、常陸土浦の土屋氏(又丸の内石をとも用ふ)○丸に角立四ツ目石は、松前氏、丸なき四ツ目石は、葉室、栗田口○丸に四ツ石は、細川勝元被官紀氏安宮又三郎元家、橋氏矢野、平氏梶原○丸の内三石疊は、船越氏等用ふ(武蔵、諸家被官)

イシハシウチ 石橋氏 姓は清和源氏、足利泰氏の子新波家氏より出づ、家氏の長子義利始めて石橋と稱す(尊卑分限、足利系圖)

イシハシヤマノタカカヒ 石橋山殿

イシハシキ 始 石を發射する武器、大木を礎て其上に石を置き、機を發して敵に發するなり、推古天皇二十六年高麗より隋の分捕品を貢獻せし武器の内に、抛石ありてイシユミと號めり、蓋し同種類ならんか詳かならず、軍助令に、抛石あり、義解に、作機板抛石擊敵者也とあり、石橋山殿

イシハシノミナト 伊寺水門 田道の敗死せし地、仁徳天皇五十五年紀に、蝦夷叛之、道田道令、則爲蝦夷所敗、以死予伊寺水門とある是なり、其所在に就ては、書記通記に、上總夷濱町と注せしより、河村氏の書紀集解、嶋峯成申の上總國圖、安川氏の上總國誌附之に隨ふ、内山眞龍氏の地名記、及び日本紀類聚解、共に常陸國茨城夷針郷となす、伊能貞則の陸奥日記(天保十年)には、陸前國石巻となす、村岡長房氏之隨ひ、寺はソミの訓なく、清みてシと訓し、石と同音なるべし、橘生野石神社(社殿郡に屬す)は、則ち地名より起りし稱にて、即ち石巻港なり、石巻は、伊寺故、海は海門村なるべし、奥羽親睦志に、故山大總關在海門村(港)石巻河(北上川)東大山有寺云々とあるは、其遺跡なるべしと断定せり、或は又常陸國那珂郡石巻港となして一定せず、享和元年石巻の北八九町純田村より、土人豊田道公墳と云へる碑石を土中より發掘す、蓋し後人の偽作にして取るに足らず(如開社誌)

イシノ 維新 關原高事新に改まることをいふ、明治元年の大政變時に著明なるを以て、普通に維新といへば、明治の大改革を稱す(關原高事大權に文王在上、於昭乎天、周雖舊邦、其命維新)とあるに因る。

イシノ井ノクワンバク 已心院關白

井ノ井ノサキノウタイジン 唯心院

井ノ井ノサキノクワンバク 唯心院

イシノ

イシノ 石碑 石文の表にて、石に文字を刻み後世に事を傳ふる爲めに之を用ふ(關原維新天皇小子部經の爲めに墓を作り、碑を墓上に立て功を誇す(此碑は木柱なり)本邦に於て墓上に碑を立てることは舊に見えたる始めなり、推古天皇四年聖德太子、伊豫道後の温泉に浴せし時、實蹟の言を石に彫らしめて立つ(道後の碑といふ)本邦石上に文字を彫らしむる此に始まる、關原大化二年僧道登山城宇治川に橋を作り、功を石上に誇す、是を宇治橋の碑(ウヂハシノヒ)と稱すといふ、天智天皇八年藤原鎌足の墓上に碑を立て、持統天皇三年天智天皇八年碑を河内國石川郡形浦山に建つ、其後屢、石碑の建設を見る、其著名なるものは文武天皇庚子の年建てし奈須國造の碑(ナスクヅカザワノヒ)と稱す、元明天皇和銅四年の頃建てし多胡の碑(タコノヒ)と稱す、聖武天皇神龜三年建設の上野國埴野郡金井澤の碑、養老五年大和國上郡元明天皇御陵に立てし碑、淳仁天皇天平寶字六年に建てし多賀城の碑(タガサヤノヒ)と稱す、但馬坂崎美氏の説によれば、爲物なりといへり)等は千年を経しを以て名あり、其他淳和天皇の建てし益田の碑(マサダノヒ)と稱すは巨大なるを以て名あり、また弘安五年祖元和尚の建てたりと傳説する聖古の碑(モリコノヒ)と稱すも名あり(隨意錄、繪軒小鉢、年山打聞、工藝志料)

イシノコホリ 夷裔郡 關原上總國關原郡古へ伊基國と稱す、古事記、伊自牟に作る、安閑天皇元年四月伊基屯倉を定め、伊基國を廢し郡となし、上總に隸す、和名抄に、兩齋、藤道、荒田(アラ)長狭(ナガサ)白羽(シラハ)餘戸の六郡あり、吾妻鏡治承四年、伊南伊北の二郡あり、正保

關原相模國足柄下郡石橋村石橋山殿關原治承四年八月二十三日源賴朝、以仁王の令旨を奉じて義兵を擧げ北條時政父子と共に伊豆相模の住人三百餘騎を率ゐて石橋山に陣す、時に相模の住人大庭三郎景親等三千餘騎にて谷を隔て陣し、伊藤孫經、賴朝の後山にありて賴朝を襲はんとす(關原黃昏)に至り、景親諸將と相談し、明日を期せば三浦の大勢難せ加り、之を破ること容易にあらずとなし、直に賴朝の陣を襲撃す、賴朝の兵奮戦奮敵せず、在郡田余一、武藤三郎等之に死す、景親陣に乘じて賴朝を追ふ、時に飯田家義志を賴朝に寄す、故に景親の陣中に在る、景親と戦ひ賴朝を逃さしむ、賴朝遂に船山に入る、關原翌日賴朝船山船口邊にあり、景親三千餘の兵を以て追撃す、賴朝、佐々木一族、天野道景等奮戦し、加藤景光以下多く死す、賴朝土肥平の謀により夙木の内に隠れ、士卒分散す、景親賴朝を求む、梶原景時賴朝の所在を知ると雖も、入跡なしと稱して、崖を降る、賴朝遂に逃れて安房國に奔る(吾妻鏡、源平盛衰記)

イシハシノタン 石灰壇 大内親滿廢殿の内、身舎の東南、東廂の南に在り、廣さ二間、一間、土を築き上げ、版敷と等しく石灰にて塗り固めたる所なり、天皇毎日沐浴御衣を改め、此にて大神宮と内侍所との御拜あり、兩段御拜の重疊にて尤も嚴肅なり、第一間の母屋の下に、南に向きて三尺の四角の屏風あり、又一つの間の中程に次あり、障子ど掛き入る、故に塵堂と云ふ(築山御抄、日中行事、大内親滿考證)

イシハシノマ 石灰間 石灰壇のある所を云ふ、イシハシノマノダンを見よ、

イシヒヤ 石火矢 大砲の一種、銅製砲石

前關白 一條房通(イテテフサミチ)を見よ、

前左大臣 三條實房(サネサネ)を見よ、

前攝政 九條師教(クサキモロノリ)を見よ、

イシノ井ノドノ 已心院殿 九條道成(クサミチノリ)を見よ、

井ノ井ノクワン 維新館 舊平戸藩の藩校、關原前關原南高米郡平戸城内に在り、後十一月三年八月關原城内に移す(關原前關原安永八年十一月二十日藩主松浦清世城北の客館を學館と爲し、維新館と稱す、天明三年八月、地を城内に下し學校を建設す、瀧川貞嘉を總裁となす、明治三年六月更に城西樹光寺に講堂を創め、又神學寮、兵學寮を設く、明治四年廢藩に會して止む(日本教育史資料)

イシムラケンゲウ 石村檢校 文藝頃の琵琶法師、三味線を善くす、曾て琉球に遊び胡弓を見て三絃を發明せり(琴曲類纂)

イシヤナテン 伊舎那天 大自在天(ダイザイテン)を見よ、

イシヤマウチ 石山氏 姓は藤原、中御門家分派の一、壬生基起の二男師香(元基信、又基重)始めて石山と稱す、新家の一にて筆堂與朝の家、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(系圖、華族譜)

○師香 康宗 利香 基名 基隆 基顯 基逸 基文 基正

石山城 關西近江國滋賀郡石山村南方山上...

イシヤマジャウ 石山城 關山城の一名...

イシヤマテラ 石山寺 關西近江國滋賀郡石山村大字石山...

石山寺 關西近江國滋賀郡石山村大字石山...

イシユミ 石行 石を發射する武器...

石行 石を發射する武器、推古天皇二十六年高麗國より...

井シヨウ 稱唯 官人應答するなひ...

井シヨウ 稱唯 官人應答するなひ、即ち御請のことなり...

イシヨ 異稱日本傳...

異稱日本傳 補遺 群書一覽異稱日本傳の下に...

イヌス 五十鈴川...

五十鈴川 關西伊勢國度會郡宇治縣...

イセウ 伊勢氏...

伊勢氏 姓は平氏、其先は高皇王の支孫正殿の三男秀衡より出づ...

